

平成九年通商産業省令第十一号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

高压ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（平成八年法律第十四号）の施行に伴い、並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の施行に伴う経過措置を定める政令（平成九年政令第二十二号）第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和四十三年通商産業省令第十四号）の全部を改正するこの省令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 液化石油ガス販売事業（第四条—第二十一条）
第三章 保安業務（第二十七条—第四十四条）
第四章 液化石油ガス販売事業者の認定（第四十五条—第五十条の二）
第五章 貯蔵施設等及び充てんのための設備（第五十一条—第八十五条）
第六章 液化石油ガス設備工事（第八十六条—第一百二十条）
第七章 指定試験機関（第一百二十二条—第一百三十条）
第八章 雜則（第一百三十二条—第一百四十四条）
附則 第一章 総則（定義）
第一条 この規則において使用する用語は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。
2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
1 貯槽 液化石油ガスの貯蔵設備であつて、地盤面に対して移動することができないもの（次号に掲げるものを除く。）
2 バルク貯槽 第十九条第三号イ及びハ（1）から（8）まで又は第五十四条第二号

イ及びホ（第十九条第三号ハ（1）から（8）までに係る部分に限る。）に規定する技術上の基準に適合するものであつて、地盤面に対する移動することができないもの

三 容器 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十一条第一項に規定するもの

四 バルク容器 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第二条第二号に規定する溶接容器であつて、第十九条第一号イからトまで又は第五十四条第一号（第十九条第二号ホ（第一号イからトまでに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する技術上

の基準に適合するもの

五 貯藏能力 貯蔵設備に貯蔵することができ

る液化石油ガスの数量であつて、貯蔵設備が

貯槽にあつては次のイの算式（地盤面下に設置するものであつて、内容積が二千リットル

以上のものであつては次のイの算式）によ

り、容器である場合にあつては次のハの算式

により得られたもの

六 W×0.9wV

七 W×0.85wV

八 W×V/C

これら式においては、W、w、V及びC

は、それぞれ次の数値を表すものとす

る。

W 貯蔵設備の貯蔵能力（単位 キログラム）の数値

W 貯槽又はバルク貯槽の常用的温度における液化石油ガスの比重の数値

V 貯蔵設備の内容積（単位 リットル）

C 容器保安規則第二十二条に規定する定数

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校のうち、小学校中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園

ロ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に定める病院

ハ 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であつて、収容定員三百人以上のもの

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供的施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十九号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

十三項の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八十年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建築物

十四号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八十年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建築物

十五号）第二条に定める博物館及び同法第十九条により博物館に相当する施設として指定された施設

十六号）第一項に定める博物館及び同法第二十九条により博物館に相当する施設として指定された施設

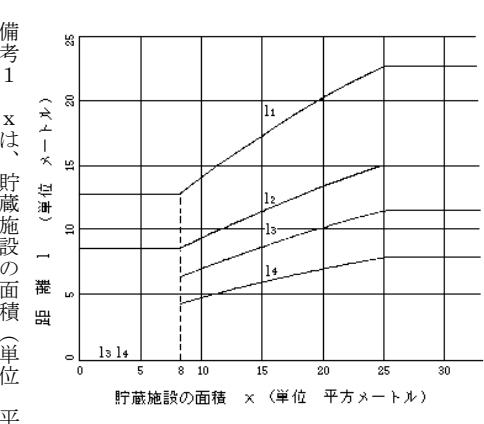
ト 一日に平均二万人以上の者が乗降する駅の母屋及びプラットホーム

チ 百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館その他不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物（仮設建築物

を除く。）であつて、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上のもの

七 第二種保安物件 第一種保安物件以外の建物であつて、住居の用に供するもの（販売所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）

八 第一種施設距離 次の図における貯蔵施設の面積（単位 平方メートル）に対応する距離（単位 メートル）であつて、 $l_1$ によって表されるもの



備考1  
xは、貯蔵施設の面積（単位 平方メートル）を表すものとする。  
 $l_1, l_2, l_3$ 及び $l_4$ と $x$ との関係  
は、それぞれ次の表のとおりとする。

1 4	1 3	1 2	1 1	1	x
0	0	2 6 ↘	2 9 ↘	8	x ↗
↖ 1 x 5	5 2 ↗	3 ↗ x 2	↖ 4 x 5	8 ↗ x 5	
5 7 ↗	5 1 ↗	1 5 ↗	2 ↗	2 ↗ x 5	

申請者の区分	る者	一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとす
申請書の提出先	都市の長	当該販売所の所在地を管轄する指定する

**第四条** 法第三条第二項の規定により同条第一項の登録の申請をしようとする者は、次の表の欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる者に様式第一による申請書を提出しなければならない。

は法律第三十七條の四第一項に規定する充てんして、設備から直接液化石油ガスを充てんする(これにより液化石油ガスを供給すること)

(経済産業省令で定める施設)

**第二条** 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号。以下「令」という。）第二条第一号の経済産業省令で定める施設は、鉄道車両及び航空機とする。

(供給設備)

十 て表されるもの  
十一 充てん容器 現に液化石油ガス（液化石油  
ガスが充てんされた後に当該ガスの質量が主  
てん時における質量の二分の一以上減少して  
いないものに限る。）を充てんしてある容器  
十一 残ガス容器 現に液化石油ガスを充てんし  
してある容器であつて、充てん容器以外の

九 第二種施設距離 前号の図における貯藏施設の面積（単位 平方メートル）に対応する距離（単位 メートル）であつて、<sub>1</sub><sub>2</sub>によつ

2  
法第三条の二第三項の規定により登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、様式第二による請求書によりするものとする。  
(法第四条第一項第三号の経済産業省令で定める者)

三 販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定期量

四 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面

五 申請者が法人である場合は、その法人の定期款及び登記事項証明書

六 申請者（申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第四条第一項各号に該当しないことを誓約した書面

（登録簿）

第五条 法第三条の二第一項の規定により登録する登録番号は、経済産業大臣が定めるものとする。

二 法第三条第四項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。  
一 貯蔵施設（貯藏量が三千キログラム未満のものに限る。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面（法第十二条ただし書に定める場合を除く。）  
二 法第十三条ただし書に定める場合においては、法の箇句内文を正する書類

二以上の経済産業局の管轄区域内に販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする者	大臣	部長	保安監督	所の所在地を管轄する産業
--	----	----	------	--------------

（一）都道府県の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする者（二）指定都市の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行おうとする者を除く。）

**第八条** 法第七条の規定による標識の掲示は、様式第四によりするものとする。

(公衆の閲覧に供する措置を要しない場合)

**第八条の二** 法第七条に規定する経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合

二 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

二 法令違反が原因の事故について補償が免責となつていないこと。

三 保険期間中の保険金支払額に制限がないこと。

四 その他告示に定める要件に適合すること。  
(登録行政庁の変更の場合の届出)

**第七条** 法第六条の規定により登録行政庁の変更の届出をしようとする者は、様式第三による届書を従前の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(標識の掲示)

第六百五十九条 第四項第一項第三号の経営者等の損害を定める基準は、次の各号の要件に適合する損害賠償責任保険契約を、保険法業（平成七年法律五百五号）に基づき責任保険を當むことができる者と締結していることとする。

一 その販売した液化石油ガスにより一般消費者等の生命、身体又は財産について生じた損害を賠償することによって生ずる損失を告示し、害を補うることによって生ずる損失を告示する。

臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(損害賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置)

法第三条第一項の登録を受けた者若しくは法人であつてその業務を行う役員又は法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録を受けた者又は法人であつてその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、液化石油ガス販売事業の適切な実施が著しく困難となつたときは、同法第三条第一項の登録による登録を解除する。

2 について法第三条第一項の登録をした都道府県  
知事又は指定都市の長（これらの方者が新登録行  
政令である場合を除く。）に様式第七による届  
書を、その他の場合は当該承継に係る液化石油  
ガス販売事業について法第三条第一項の登録を  
した経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府  
県知事又は指定都市の長に様式第六による届書  
を提出しなければならない。

前項の届書には、次の書面を添付しなければ  
ならない。

**第十条** 法第十条第三項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、法第十条第二項各号のいずれかに該当する場合は当該各号に定める者（当該届出をしようとする者が当該承継により一の経済産業局の管轄区域内であつて二以上の都道府県の区域内に販売所を有することとなつた場合は、当該販売所の所在地を管轄する産業保安監督部長。以下この項において「新登録行政庁」という。）に様式第六による届書を、当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事又は指定都市の長及び当該承継に係る液化石油ガス販売事業の承継の届出をしようとする者が当該承継により一の経済産業局の管轄区域内であつて二以上の都道府県の区域内に販売所を有することとなつた場合は、当該販売所の所在地を管轄する産業保安監督部長。

2 前項の届書には、貯蔵施設の変更をした者に  
あつては第四条第二項第一号に掲げる書類を、  
貯蔵施設を保有又は占有しない理由を変更した  
者にあつては第四条第二項第二号に掲げる書類  
を、液化石油ガスによる災害により支払うこと  
のある損害賠償の支払能力を変更した者にあつ  
ては第四条第二項第四号に掲げる書類を添付し  
なければならぬ。

法を第三条第一項の登録をした経済産業大臣、  
産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市  
の長に提出しなければならない。ただし、法第  
三条第二項第三号に定める事項を変更した者で  
あつて法第三十六条に規定する都道府県知事  
(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。  
第五章、第八十八条、第一百二十二条及び第一百十四  
条において同じ。)の許可を受けたものは、こ

**(公衆の閲覧の方法)**  
**第八条の三** 法第七条の規定による公衆の閲覧は、液化石油ガス販売事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。  
(販売所等の変更の届出)  
**第九条** 法第八条の規定により販売所等の変更の届出について二者は、表の如きに依る旨書

二 法第十条第一項の規定により液化石油ガス販売事業者の事業の全部を譲り受けて液化石油ガス販売事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第八による書面及び戸籍謄本

三 法第十条第一項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第九による書面及び戸籍謄本

四 法第十条第一項の規定により合併によつて液化石油ガス販売事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第十条第一項の規定により分割によつて液化石油ガス販売事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第九の二による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(貯蔵施設)

第一条 法第十二条の規定により、液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等に販売する液化石油ガスを貯蔵するため、販売所ごとに面積三平方メートル以上貯蔵施設を所有し、又は占有しなければならない。

二 法第十二条ただし書の経済産業省令で定める場合は、販売所ごとに次の各号の一に掲げる場合とする。

一 当該液化石油ガス販売事業者が高圧ガス保安法第五条第一項の許可を受けた者（以下「第一種製造者」という。）であつて、同法第八条第一号の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有し、又は占有している場合

二 当該液化石油ガス販売事業者が高圧ガス保安法第十六条に規定する第一種貯蔵所（以下「第一種貯蔵所」という。）を所有し、又は占有している場合

三 容器に充てんされている液化石油ガスを一般消費者等に現に引き渡すことにより液化石油ガスを販売する場合において、充てん容器及び残ガス容器の保管、引渡し及び引取りを次に掲げる者に全量委託している場合

イ 第一種製造者であつて、高圧ガス保安法第八条第一号の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有し、又は占有している者

四 当該液化石油ガス販売事業者が法第三十七条の四第一項の充てん設備により液化石油ガスの全量を販売する場合において、自らが充てん事業者となり、又は他の充てん事業者に委託することによりその全量を供給している場合

五 法第三条の登録を受けた農業協同組合法（昭和二十一年法律第二百三十二号）第三条第一項の農業協同組合、同条第二項の農業協同組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）第三条の事業協同組合又は協同組合連合会が液化石油ガスの貯蔵施設を所有しており、組合員たる液化石油ガス販売事業者が常に当該組合の貯蔵施設より仕入れができる場合

六 当該液化石油ガス販売事業者の販売所に近接して第一種製造者の所有又は占有する高圧ガス保安法第八条第一号の技術上の基準に適合する貯蔵施設がある場合であつて、当該第一種製造者との間に資本的結合があり、常に液化石油ガスの仕入れができる場合

（経済産業省令で定める液化石油ガスの規格）

第十二条 法第十三条の経済産業省令で定める液化石油ガスの規格は、次とのおりとする。この場合において、次の表の名称の欄に掲げる液化石油ガスは、供給設備に腐りやすくを生ずるおそれのある濃度以上の水銀を含有していないものでなければならない。

一 圧力は、温度四十度において一・五三メガパスカル以下とする。

二 含有率は、モル比によるものとする。

(書面の記載事項等)

**第十三条** 法第十四条第一項第六号の経済産業省が供給設備及び消費設備の状況並びに周囲の状況等から判断して保安上支障がないと認めた場合においては、当該規定にかかわらず、経済産業大臣が認める規格をもつて、当該規定に係る規格とする。

前項に規定する規格について、経済産業大臣が供給設備及び消費設備の状況並びに周囲の状況等から判断して保安上支障がないと認めた場合においては、当該規定にかかわらず、経済産業大臣が認める規格をもつて、当該規定に係る規格とする。

（書面の記載事項等）

**第十四条** 法第十三条号ただし書の規定に基づき令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合の液化石油ガス販売事業者及び保安機関の責任に関する事項

二 液化石油ガスを消費する場合の一般消費者等の責任に関する事項

三 液化石油ガスの計量の方法

四 第十六条第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスであつて消費されないものの引取りの方法

五 液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明

六 供給設備及び消費設備の所有関係

七 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法

八 液化石油ガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法（当該消費設備の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）

九 消費設備に係る配管について、液化石油ガスの販売契約解除時に液化石油ガス販売事業者から一般消費者等に所有権を移転する場合の精算額の計算方法（当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）

十 保安機関の名称、住所及び連絡方法

二 法第十四条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、一般消費者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるものの精算額の計算方法（当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に

備えられたファイルに記録された法第十四条  
第一項各号に掲げる事項又は当該各項に掲げ  
る事項に該当するものの変更の内容（以下こ  
の条において「契約締結時交付事項等」とい  
う。）を電気通信回線を通じて一般消費者等  
の閲覧に供する方法（一般消費者等が当該フ  
ァイルの記録を出力することによる書面を作  
成することができない場合にあっては、当該  
ファイルに記録された契約締結時交付事項等  
を電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧  
に供する方法）であつて、当該ファイルに記録さ  
れた契約締結時交付事項等を、その記録さ  
れた日から起算して三月間、消去し、又は改  
変できないもの）

三 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒  
体をいう。以下同じ。）に契約締結時交付事  
項等を記録したものを交付する方法

液化石油ガス販売事業者は、法第十四条第一  
項の規定により、前項各号に掲げる方法により  
契約締結時交付事項等を提供した場合において  
も、相手方からの求めがあつたときは、その者  
に対し、契約締結時交付事項等を記載した書面  
を交付しなければならない。

（一般消費者等に對して示すべき電磁的方法の  
種類及び内容）

第十三条の二 令第五条第一項の規定により示す  
べき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる  
ものとする。

一 第十三条第二項各号に掲げる方法のうち、  
液化石油ガス販売事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

（液化石油ガス販売事業者による情報通信の技  
術を利用した承諾の取得）

第十三条の三 令第五条第一項に規定する電子情  
報処理組織を利用する方法その他の情報通信の  
技術を利用する方法であつて経済産業省令で定  
めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子メールを送信する方法であつて、液化  
石油ガス販売事業者が当該電子メールの記録  
を出力することによる書面を作成することができる  
もの

二 計算機に備えられたファイルに記録された一  
般消費者等の承諾に関する事項を電気通信回  
線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該  
液化石油ガス販売事業者の使用に係る電子計

貯蔵施設の技術上の基準		等の承諾に関する事項を記録する方法		三 する事項を記録したものを得る方法	
第十四条 法第十六条第一項の貯蔵施設の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。		一 貯蔵施設は、明示されかつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。		二 貯蔵施設（次の表に掲げるものを除く。）は、その外面から、第一種保安物件に対し第一種施設距離以上、第二種保安物件に対し第二種施設距離以上の距離を有すること。	
貯蔵施設の区分	貯蔵施設	貯蔵施設の区分	貯蔵施設	貯蔵施設の区分	貯蔵施設
(イ)	1以上	(イ)	1以上	(イ)	1以上
備考 1、 1、 1及び 1未	1以上 外 面 か ら 最 も 近 い 第 一 種 保 安 物 件	1未 1以上 外 面 か ら 最 も 近 い 第 二 種 保 安 物 件	1未 1以上 外 面 か ら 最 も 近 い 第 二 種 保 安 物 件	1未 1以上 外 面 か ら 最 も 近 い 第 二 種 保 安 物 件	1未 1以上 外 面 か ら 最 も 近 い 第 二 種 保 安 物 件
(ロ)	満	(ロ)	満	(ロ)	満
前号の表に掲げる貯蔵施設（イ）及び（ロ）には、第一種施設距離内にある第一種保安物件又は第二種施設距離内にある第二種保安物件に対し厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁（以下「鉄筋コンクリート障壁等」という。）を設けること。	第一条第一項第八号に規定する	第一種保安物件	第一種保安物件	第一種保安物件	第一種保安物件
充てん容器に係る貯蔵施設には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根を設けること。	4を表すものとする。	4を表すものとする。	4を表すものとする。	4を表すものとする。	4を表すものとする。

---

Digitized by srujanika@gmail.com

充てん容器を供給管若しくは配管又は集合装置に接続するときは、外面に容器の使用上支障のある腐食よく、割れすじ、しわ等がない、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもつてすること。

二 充てん容器を供給管若しくは配管又は集合装置に接続するときは、高圧ガス保安法第四十八条第一項第五号の期間（同条第五項の許可に係る充てん容器にあっては、同項の規定により条件として付された期間。以下「充てん期間」という。）を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものを持つてすること。

三 充てん容器は、供給管若しくは配管又は集合装置に接続すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等に販売する場合

ロ 調整器が接続された内容積がハリットル以下の中容器に充てんされた液化石油ガスを販売する場合

ハ 内容積が二十五リットル以下の容器であつて、カップリング付容器用弁を有するものに充てんされた液化石油ガスを販売する場合

四 充てん容器及び残ガス容器（以下「充てん容器等」という。）を交換するとき（当該充てん容器等に係る消費設備の数が一である場合に限る。）は、液化石油ガスの供給が中止することにより使用中の燃焼器から液化石油ガスが漏えいすることのないよう末端ガス栓を閉止する等の措置を講じてすること。ただし、一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断するところなく充てん容器等の交換を行うことができる設備を設けている場合は、この限りでない。

五 充てん容器等であつて供給管若しくは配管又は集合装置に接続されていないものは、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して貯蔵施設に置くこと。

六 貯蔵施設には、充てん容器等及び計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。

八 貯蔵施設に置かれる充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

九 貯蔵施設に置かれる充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

十 貯蔵施設には、携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入らないこと。

十一 液化石油ガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合は、液化石油ガスの供給開始時までに、当該消費設備が液化石油ガス販売事業者の所有する設備であることと、（当該消費設備の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）

十二 液化石油ガスの引渡しは、一般消費者等の継続的消費に支障を生じないよう遅滞なくすること。

十三 液化石油ガスは、計量法（平成四年法律第五十一号）に規定する法定計量単位による体積により販売すること。ただし、内容積が二十リットル以下の容器により販売する場合、第三号ただし書に規定する場合、経済産業大臣が次条の規定により配管に接続するところなく充てん容器を引き渡すことを認めた場合又は一般消費者等に対する液化石油ガスの販売であって、その販売が高压ガス保安法の適用を受ける高压ガスの販売と不可分なものとして行われるもの若しくは特別の事情により一定期間経過後行われなくなることが明らかであると認められるものである場合は、計量法に規定する法定計量単位による質量により販売することができる。

十四 削除

十五 第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスであつて消費されないものは、一般消費者等の不在その他やむを得ない事情がある場合を除き一般消費者等の立会いの下に質量により計り、その質量に応じた適正な価格で引き取ること。

十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と

当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。

十五の三 液化石油ガスの販売契約を締結しようととする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該施設又は建築物の所有者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

十五の四 液化石油ガスの販売契約を締結しようととする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該施設又は建築物の所有者等との間で、当該施設又は建築物の入居者である一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等を締結しないこと。

十五の六 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等との間で、液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した液化石油ガスの販売契約等を締結しないこと。

十五の二 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。

十五の十 新たに一般消費者等に対し液化石油ガスを供給する場合において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売事業者の所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該

十六 液化石油ガス販売事業者に対する液化石油ガス販売契約の解除の申し出についてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。

十七 一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があった場合において、当該一般消費者等から要求があつた場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備を遅滞なく撤去すること。ただし、撤去が著しく困難である場合その他正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

十八 貯槽又はバルク貯槽（以下この号及び第二十一条において「貯槽等」という。）であつて販売所内に設置されているものの周囲二メートル以内には、火気性若しくは発火性の物を置かないこと。（当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）

十九 貯槽等の修理又は清掃（以下この号において「修理等」という。）は、次のイからヘまでに掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

二十 イ 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監督の下に行うこと。

ロ 内部の液化石油ガスを液化石油ガスと反応しにくい不燃性のガス又は液体で置換する等の危険を防止する措置を講ずること。

ハ 修理等のため作業員が貯槽等内に入るときは、ロの規定による置換に使用されたガス又は液体を空気で再置換すること。

二 貯槽等を開放して修理等をするときは、当該貯槽等に他の部分から液化石油ガスが漏えいすることのないよう当該貯槽等の前のバルブを開止するとともに、仕切板を施す等の措置を講ずること。

本二の規定により閉止されたバルブ（操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合にあつては、当該操作ボタン等）又は仕切板には、誤操作を防止するため、操作してはならない旨を表示するとともに施錠する等の措置を講ずること。

十九の二 供給管若しくは配管又は集合装置を修理するため液化石油ガスを遮断するときは、次のイ及びロに掲げる基準によること。

イ 修理等が終了したときは、当該貯槽等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後でなければ使用しないこと。

ロ 修理をするときは、あらかじめ、修理の場合は、配管又は集合装置から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後でなければ使用しないこと。

二十 貯槽等（貯藏能力が三千キログラム以上のものに限る。）は、告示で定めるところにより、その沈下状況を測定し、沈下している場合には、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。

二十一 貯槽等に設けたバルブの操作は、当該バルブの材質、構造及び状態に応じ過大な力を加えないようにしてすること。

二十二 バルク貯槽は、告示で定めるところにより検査を行うこと。

二十二の二 第十九号の規定は、前号の規定による検査について準用する。この場合において、第十九号中「貯槽等」の修理又は清掃（以下この条において「修理等」という。）とあるのは「第二十二号の検査」と、同号イからヘまでの規定中「修理等」とあるのは「当該検査」と、「貯槽等」とあるのは「バルク貯槽」と読み替えるものとする。

二十三 バルク容器に設けるカップリング用液体流出防止装置、ガス放出防止器、緊急遮断装置（内容積が四千リットル未満のバルク容器等に係るものに限る。）、カップリング、液面計及び過充てん防止装置は、告示で定めるところにより検査を行うこと。

（危険のおそれのない場合の特則）

第十八条

いて、経済産業大臣が貯蔵施設又は供給規模、周囲の状況等から判断して保安上ないと認めた場合においては、当該規定わらず、経済産業大臣が認める基準をも当該規定に係る法第十六条第一項及び第二項の技術上の基準とする。

クリート障壁等を設けた場合は、この限りでない。

クリート障壁等を設けた場合は、この限りでない。

蔵設備に附属する気化装置内のものを除く。(以下口において同じ。)を取り扱う施設に対し五メートル以上の距離を有し、又は該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との

第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るもの）を除く。（以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯藏能力が千キログラム未満のものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。

イ 充てん容器等（内容積が二十リットル以上のものに限る。以下イにおいて同じ。）には、当該容器を置く位置から二メートル以内にある火気をさえざる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充てん容器等及びこれらの附属品から漏えいした液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないようないしむる措置を講じたときは、屋内に置くことができる。

ロ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。

ハ 充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

二 充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。以下ニにおいて同じ。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。

イ 貯蔵設備（貯槽であるものを除き、貯藏能力が千キログラム以上三千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。）は、次に定める基準に適合すること。

ハ 間に当該貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。  
二 貯蔵設備（販売所内に設置されているものを除く。）には、さく、へい等を設けること。  
三 貯蔵設備には、その外部から見やすいように警戒標を掲げてあること。  
ホ 貯蔵設備には、警戒標を掲げてあること。  
ト 貯蔵設備には、消火設備を設けること。  
ヘ 貯蔵設備には、貯蔵設備には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。  
チ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。  
リ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。  
一 貯槽（貯藏能力が千キログラム未満のものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。  
イ 貯槽は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。ただし、第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設け、又は当該貯槽を地盤面下に埋設した場合には、この限りでない。  
ロ 第一種保安物件又は第二種保安物件が密集し、特に公共の安全を維持する必要がある地域であつて、経済産業大臣が指定する地域においては、貯槽を地盤面下に埋設すること。  
ハ 地盤面下に埋設する貯槽は、次に定める基準に適合するものであること。  
(1) 貯槽は、ふた、壁及び底の厚さがそれぞれ三十センチメートル以上の防水措置

を施した鉄筋コンクリート造りの室(以下「貯槽室」という)に設置し、かつ、次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる措置を講ずること。ただし、腐しよくを防止する措置を講じた貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合には、当該貯槽を貯槽室に設置しないことができる。

(イ) 貯槽の周囲に乾燥砂を詰めること。

(ロ) 貯槽を水没させること。

(ハ) 貯槽室内を強制換気すること。

(2) 貯槽の頂部は、三十三センチメートル以上地盤面から下にあること。

(3) 貯槽を二以上隣接して設置する場合は、その相互間に一メートル以上の間隔を保つこと。

二 貯槽は、その外面から火気(当該貯槽に附属する気化装置内のものを除く。以下二において同じ。)を取り扱う施設に対し、五メートル以上の距離を有し、又は当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。

ホ 貯槽(販売所内に設置されているもの又は地盤面下に埋設されているものを除く。)には、さく、へい等を設けること。

ヘ 貯槽には、その外部から見やすいように液化石油ガスの貯槽である旨を朱書きすること。

チ 貯槽の材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。

リ 貯槽には、腐しよくを防止する措置を講ずること。

ヌ 貯槽の基礎は、不同沈下等により当該貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。

ル 貯槽は、常用の圧力の一・五倍以上(特定設備検査規則(昭和五十一年通商産業省令第四号)第二条第十七号に規定する第二種特定設備(以下単に「第二種特定設備」という。)にあつては、常用の圧力の一・

三倍以上)の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験(その構造により液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上(第二種特定設備にあつては、常用の圧力の一・一倍以上)の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。

ヲ 貯槽は、常用の圧力の二倍以上の圧力を降伏を起こさないような肉厚を有するものであること。

ワ 貯槽には、告示で定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該貯槽内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。

ヲ 貯槽は、常用の圧力の二倍以上の圧力を保つこと。

二 貯槽は、その外面から火気(当該貯槽に附属する気化装置内のものを除く。以下二において同じ。)を取り扱う施設に対し、五メートルの高さ又は貯槽の頂部から二メートルの高さのいずれか高い位置以上の高さであること。

ヨ 貯槽には、液面計(丸形ガラス管液面計を除く。)を設けること。この場合において、放水管の開口部の位置は、周囲に着火源等のない安全な位置であつて、地盤面から五メートルの高さ又は貯槽の頂部から二メートルの高さのいずれか高い位置以上の高さであること。

タ 貯槽には、液面計(丸形ガラス管液面計と接続する管には、自動式及び手動式の止め弁を設けること。

タ 貯槽に取り付けられた受入管(液化石油ガスを受け入れるための管をいい、当該管と貯槽との接続部を含む。以下ナにおいて同じ。)には、二以上のバルブを設け、当該二以上のバルブの一つは、当該貯槽の直近に設けること。この場合において、当該貯槽の直近に設けたバルブは、液化石油ガスを送り出し又は受け入れるとき以外のときは、閉止しておること。

レ 地盤面上に設置する貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該貯槽及びその支柱にその外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる冷却

用散水装置その他の有効な冷却装置を設けること。

ソ 貯槽(販売所内に設置されているものに限る。)から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所には、当該液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

ツ 貯槽には、当該貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

ハ 貯槽には、消防設備を設けること。

ナ 受入管及び供給管に設けたバルブ(操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合においては、当該操作ボタン等。以下ナにおいて同じ。)には、次(1)及び(2)に掲げる基準により、作業員が当該バルブを適切に操作することができるような措置を講ずること。

(1) バルブには、当該バルブの開閉方向(操作することにより当該バルブに係る貯槽に保安上重大な影響を与えるバルブにあつては、当該バルブの開閉状態を含む。)を明示すること。

(2) バルブ(操作ボタン等により開閉するもののを除く。)に係る受入管及び供給管には、当該バルブに近接する部分に、容易に識別することができる方法により、当該管内の液化石油ガスの流れの方向を表示すること。

四 貯槽設備、気化装置及び調整器は、一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものであること。

五 バルブ、集合装置及び調整器は、一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものであること。

六 バルブ、集合装置及び供給管には、腐しよくを防止する措置を講ずること。

七 バルブ、集合装置及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。

八 集合装置及び供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。

イ 充てん容器等又は貯槽と調整器(二段式減圧用二次側のものを除く。)の間に設置される管においては、二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの

ロ 調整器とガスマーチャーの間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。

ハ 二段式減圧用一次側調整器と二段側調整器の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。

二 充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管にあつては、接続された状態で一キロニュートン以下の力で行う引張試験に合格するもの。

イ 集合装置等には、当該集合装置等から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

ロ 集合装置等には、当該集合装置等から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスが漏えいしていないことを確認するための措置を講ずること。

ハ 集合装置等には、当該集合装置等の修理又は取り外しが終了したときは、当該集合装置等から液化石油ガスの漏えいがないことを確認するための措置を講ずること。

ロ 集合装置等の供給管は、その設置又は変更(硬質管以外の管の交換を除く。)の工事の終了後に行う次に定める圧力による気密試験に合格するものであること。

イ 二段式減圧用一次側調整器と二段側調整器の間の供給管にあつては、〇・一五メガパスカル以上

九 パスカル以上

十 パスカル以上

十一 パスカル以上

ロ パスカル以外の供給管にあつては、ハ・四キロパスカル以上

イ パスカル以上

イ 二段式減圧用一次側調整器と二段側調整器の間の供給管にあつては、〇・一五メガパスカル以上

イ 生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、二・〇キロパスカル以上

三・三キロパスカル以下

ロイ以外のものにあっては、使用する燃焼器に適合した圧力

十二 建物の自重及び土圧により損傷を受けるおそれのある供給管には、損傷を防止する措置を講ずること。

十三 供給管は、地くずれ、山くずれ、地盤の基礎面下に設置しないこと。

十四 供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けること。

十五 供給管（貯蔵能力が千キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限り、地盤面下に埋設されているものを除く。）には、温度の変化による供給管の長さの変化を吸収する措置を講ずること。

十六 内部に液化物の滞留するおそれのある供給管（貯蔵能力が五百キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限る。）には、液化物を排出することができる措置を講ずること。

十七 一の供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく充てん容器等の交換を行うことができる設備を設けること。

十八 一の供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、ガスマーテーの入口側の供給管に、ガス栓を設けること。

十九 気化装置は、次に定める基準に適合すること。

ハ 気化装置は、使用上支障のある腐しょく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること。

ロ 気化装置は、二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び一・五六メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。

イ 調整器は、使用上支障のある腐しょく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること。

ロ 調整器（二段式減圧用二次側のものに限る。）の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び〇・一・五六メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。

ハ 調整器（二段式減圧用二次側のものに限る。）の調整圧力及び閉そく圧力は、次に定める基準に適合すること。

（1） 調整器（生活用に供する液化石油ガスに係るものに限る。）の調整圧力は、二・三キロパスカル以上三・三キロパスカル以下であり、かつ、閉そく圧力は、三・五キロパスカル以下であること。

（2） 調整器（1）に規定するものを除く。）の調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものであること。

## 第二十一 地下室、地下街その他の地下であつて

液化石油ガスが充満するおそれがある場所のうち告示で定めるもの（以下「地下室等」という。）に係る供給管（貯蔵能力が三百キログラム以上の貯蔵設備に接続されたものに限る。）には、当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において、直ちに液化石油ガスの供給を停止することができる緊急遮断装置を、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに設けること。

（バーカー供給に係る供給設備の技術上の基準）第十九条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バーカー供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

（バーカー容器）ハ バルク容器（貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。）の技術上の基準に適合すること。

（バーカー放出装置）ロ 告示で定めるところにより、ガス放出バルブを設けること。

（バーカー液取出装置）ハ 液取出バルブを設ける場合の当該液取出装置が講じられていない場合は、この限りでない。

の又はロに掲げるもの及びハに掲げるものが告示で定める方法により設置されていること。ただし、当該液取出バルブは、告示で定めるところにより、先端にカップリングを取付けたものとすること。

二 均圧バルブを設ける場合の当該均圧バルブは、告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。

ホ 告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。

ヘ 告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。

ト イからへに掲げる機器は、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、ホ又はヘに掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。

ハ 器具省令別表第一第十六号に規定する液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）を用いた機器であつて、ガス漏れを検知したときに自動的にガスの供給を停止するものと表示を行う機能を有するガスマーテー

ハ バルク容器（当該バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。ただし、当該バルク容器に係る容器保安規則第十条第三号に規定する表示の内容が、法第二十七条第一項第四号の保安業務の認定を受けた事業所と同じ場合は、この限りでない。）

チ バルク容器には、バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はLPGガス及び火気厳禁と朱書きすること。

リ バルク容器には、バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。ただし、当該バルク容器に係る容器保安規則第十条第三号に規定する表示の内容が、法第二十七条第一項第四号の保安業務の認定を受けた事業所と同じ場合は、この限りでない。

ヌ バルク容器（当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。）には、腐しょくを防止する措置を講ずること。

ヲ バルク容器（当該バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。ただし、当該バルク容器に係る容器保安規則第十条第三号に規定する表示の内容が、法第二十七条第一項第四号の保安業務の認定を受けた事業所と同じ場合は、この限りでない。）

ハ バルク容器（当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。）には、腐しょくを防止する措置を講ずること。

チ バルク容器（当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。）には、腐しょくを防止する措置を講ずること。

リ バルク容器（当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。）には、腐しょくを防止する措置を講ずること。

ス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けてあるものとする。ただし、当該液取出バルブは、告示で定めるところにより、先端にカップリングを供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。

ハ バルブを設ける場合の当該均圧バルブは、告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。

ホ 告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。

ヘ 告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。

ト イからへに掲げる機器は、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、ホ又はヘに掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。

ハ 器具省令別表第一第十六号に規定する液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）を用いた機器であつて、ガス漏れを検知したときに自動的にガスの供給を停止するものと表示を行う機能を有するガスマーテー

ハ バルク容器には、バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はLPGガス及び火気厳禁と朱書きすること。

リ バルク容器には、バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。ただし、当該バルク容器に係る容器保安規則第十条第三号に規定する表示の内容が、法第二十七条第一項第四号の保安業務の認定を受けた事業所と同じ場合は、この限りでない。

ヌ バルク容器（当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。）には、腐しょくを防止する措置を講ずること。

ヲ バルク容器（当該バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。ただし、当該バルク容器に係る容器保安規則第十条第三号に規定する表示の内容が、法第二十七条第一項第四号の保安業務の認定を受けた事業所と同じ場合は、この限りでない。）

ハ バルク容器（当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。）には、腐しょくを防止する措置を講ずること。

チ バルク容器（当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。）には、腐しょくを防止する措置を講ずること。

リ バルク容器（当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。）には、腐しょくを防止する措置を講ずること。

ヌ バルク容器（当該バルク容器に取り付けられた機器等を含む。）には、腐しょくを防止する措置を講ずること。

ヲ バルク容器（当該バルク容器又は当該バルク容器の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。ただし、当該バルク容器に係る容器保安規則第十条第三号に規定する表示の内容が、法第二十七条第一項第四号の保安業務の認定を受けた事業所と同じ場合は、この限りでない。）

号において同じ。)は、次に掲げる基準に適合すること。

イ バルク容器は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。ただし、第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート壁等を設けた場合は、この限りでない。

ロ バルク容器は、その外面から火気(当該バルク容器に附属する気化装置内のものを除く。)において同じ。)を取り扱う施設に対し五メートル以上の距離を有し、又は当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に当該バルク容器から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に運動することを防止するための措置を講ずること。

ハ バルク容器には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。

二 バルク容器には、消防設備を設けること。

ホ 前号イからカまでの基準に適合すること。

イ バルク貯槽(貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。)は、次に掲げる基準に適合すること。

三 バルク貯槽(貯蔵能力が千キログラム未満のものを除く。)は、高压ガス保安法第五十六条の四第一項で定める特定設備検査合格証又は同法第五十六条の六の十四第二項に定める特定設備基準適合証を有するものであること。

ロ バルク貯槽は、その外面から、第一種保安物件に対し一・五メートル以上、第二種保安物件に対し一メートル以上の距離を有すること。ただし、告示で定めるところにより、第一種保安物件及び第二種保安物件に対し、加熱試験に合格する構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設け、又は当該バルク貯槽を地盤面下に埋設した場合には、この限りでない。

ハ 次に定める基準に適合すること。

(1) 告示で定めるところにより、内部の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにそ

の圧力を許容圧力以下に戻すことができること。

イ バルク容器は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。ただし、第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート壁等を設けた場合は、この限りでない。

ロ バルク容器は、その外面から火気(当該バルク容器に附属する気化装置内のものを除く。)において同じ。)を取り扱う

施設に対し五メートル以上の距離を有し、又は当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に当該バルク容器から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に運動することを防止するための措置を講ずること。

ハ バルク容器には、不燃性又は難燃性の材

料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。

二 バルク容器には、消防設備を設けること。

ホ 前号イからカまでの基準に適合すること。

イ バルク貯槽(貯蔵能力が千キログラム未満のものを除く。)は、高压ガス保安法第五十六条の四第一項で定める特定設備検査合格証又は同法第五十六条の六の六の十四第二項に定める特定設備基準適合証を有するものであること。

ロ バルク貯槽は、その外面から、第一種保安物件に対し一・五メートル以上、第二種保安物件に対し一メートル以上の距離を有すること。ただし、告示で定めるところにより、第一種保安物件及び第二種保安物件に対し、加熱試験に合格する構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設け、又は当該バルク貯槽を地盤面下に埋設した場合には、この限りでない。

ハ 次に定める基準に適合すること。

イ バルク容器は、その外面から火気(当該バルク容器に附属する気化装置内のものを除く。)において同じ。)を取り扱う

施設に対し五メートル以上の距離を有し、又は当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に当該バルク容器から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に運動することを防止するための措置を講ずること。

ハ バルク容器には、不燃性又は難燃性の材

料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。

二 バルク容器には、消防設備を設けること。

ホ 前号イからカまでの基準に適合すること。

イ バルク貯槽(貯蔵能力が千キログラム未満のものを除く。)は、高压ガス保安法第五十六条の四第一項で定める特定設備検査合格証又は同法第五十六条の六の六の十四第二項に定める特定設備基準適合証を有するものであること。

ロ バルク貯槽は、その外面から、第一種保安物件に対し一・五メートル以上、第二種保安物件に対し一メートル以上の距離を有すること。ただし、告示で定めるところにより、第一種保安物件及び第二種保安物件に対し、加熱試験に合格する構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設け、又は当該バルク貯槽を地盤面下に埋設した場合には、この限りでない。

ハ 次に定める基準に適合すること。

イ バルク容器は、その外面から火気(当該バルク容器に附属する気化装置内のものを除く。)において同じ。)を取り扱う

施設に対し五メートル以上の距離を有し、又は当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に当該バルク容器から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に運動することを防止するための措置を講ずること。

ハ バルク容器には、不燃性又は難燃性の材

料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。

二 バルク容器には、消防設備を設けること。

ホ 前号イからカまでの基準に適合すること。

イ バルク貯槽(貯蔵能力が千キログラム未満のものを除く。)は、高压ガス保安法第五十六条の四第一項で定める特定設備検査合格証又は同法第五十六条の六の六の十四第二項に定める特定設備基準適合証を有するものであること。

ロ バルク貯槽は、その外面から、第一種保安物件に対し一・五メートル以上、第二種保安物件に対し一メートル以上の距離を有すること。ただし、告示で定めるところにより、第一種保安物件及び第二種保安物件に対し、加熱試験に合格する構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設け、又は当該バルク貯槽を地盤面下に埋設した場合には、この限りでない。

ハ 次に定める基準に適合すること。

イ バルク容器は、その外面から火気(当該バルク容器に附属する気化装置内のものを除く。)において同じ。)を取り扱う

施設に対し五メートル以上の距離を有し、又は当該バルク容器と火気を取り扱う施設との間に当該バルク容器から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に運動することを防止するための措置を講ずること。

ハ バルク容器には、不燃性又は難燃性の材

料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。

二 バルク容器には、消防設備を設けること。

ホ 前号イからカまでの基準に適合すること。

の圧力を許容圧力以下に戻すことができること。

イ 告示で定めるところにより、液面計(ガラス管液面計を除く。)を設けること。

ロ 告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。

ハ 告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液吸入弁を設けること。

ホ 告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス放出弁を設けること。ただし、告示で定めるところにより、地震による震動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置が講じられている場合は、この限りでない。

イ 告示で定めるところにより、ガス放出取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。

ロ 均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、ガス放出取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。

ハ 均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、ガス放出取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。

ホ 均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、ガス放出取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。

イ 均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、ガス放出取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。

造を有する支柱又はサドル等を取り付けること。

二 地盤面上に設置するバルク貯槽は、次に定める基準に適合すること。

(1) 基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から五センチメートル以上高いものとし、かつ、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。

(2) 自動車等車両が接触しない措置を講ずること。

(3) バルク貯槽の支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定すること。

(4) 告示で定めるところにより、大地と電気的に接続すること。

(5) バルク貯槽の支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定すること。

(6) 基礎は、平ら第十六号まで及び第十八号から第二十三号までの基準に適合すること。この場合において、「充てん容器等」とあるのは、「バルク容器又はバルク貯槽」と読み替えるものとする。

六 告示で定めるところにより、バルク容器又はバルク貯槽と調整器の間で液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置を講ずること。

七 前条第四号から第七号まで、第八号の二から第十六号まで及び第十八号から第二十三号までの基準に適合すること。この場合において、「充てん容器等」とあるのは、「バルク容器又はバルク貯槽」と読み替えるものとする。

八 供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。

イ バルク容器又はバルク貯槽と調整器(一段式減圧用二次側のものを除く。)において同じ。)の間に設置される管については、二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとす

る。

九 調整器とガスマーチャーブルの間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとす

る。

十 ハ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとす

る。

十一 ハ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとす

る。

十二 ハ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとす

る。

十三 ハ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとす

る。

十四 ハ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとす

る。

十五 ハ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとす

る。

十六 ハ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものとす

る。

四 バルク容器及びバルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものであること。

五 バルク容器及びバルク貯槽のプロテクター内に、告示で定めるところにより、ガス漏れ検知器を設け、液化石油ガスの漏えい情報を常時監視するシステムと接続すること。ただし、告示に定める場合にあつては、この限りでない。

第二十一条 法第二十一条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備は、貯蔵設備(貯蔵設備が容器である場合にあつては、その貯藏能力が三千キログラム以上のもの、貯蔵設備に貯蔵する場合にあつては、その貯藏能力が千キログラム以上のものに限る。以下この条において同じ。)、気化装置及び調整器(貯蔵設備に近接するものに限る。以下この条において同じ。)、

並びにこれらに準ずる設備、貯蔵設備と調整器の間で設けられるものに限る。)並びに貯蔵設備と調整器の間に現に貯蔵されている液化石油ガスをできる限り多く消費する必要がある場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をするときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯蔵能力として前項の規定を適用する。

(業務主任者の選任等)

**第二十二条** 法第十九条第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、その販売する一般消費者等の数が千未満の販売所においては、一千以上の販売所にあっては二千を増すごとに一を加算した数以上に業務主任者を選任しなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の規定にかかるかわらず、次の各号に掲げる要件に適合する場合には、その販売する一般消費者等の数が千未満の販売所において選任した業務主任者を当該液化石油ガス販売事業者の他の二以内の販売所に選任することができる。

一 当該販売所が相互に六十分以内に到達できる範囲にあること。

二 当該販売所の一般消費者等の数を合計した数が千未満であること。

3 法第十九条第一項の経済産業省令で定める種類の高压ガス販売主任者免状は、高压ガス保安法第二十九条第一項の第二種販売主任者免状とする。

4 法第十九条第一項の経済産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験は、液化石油ガスの販売の実務に六月以上従事した経験とする。

5 法第十九条第二項又は法第二十一条第二項の規定により、業務主任者又は業務主任者の代理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、様式第十による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(業務主任者の講習)

**第二十三条** 法第十九条第三項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、業務主任者が高压ガス

貯蔵能力が千キログラム未満の貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスをできる限り多く消費する必要がある場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をするときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯蔵能力として前項の規定を適用する。

ス保安法第二十九条第一項の第二種販売主任者の間で設けられるものに限る。)並びに貯蔵設備と調整器の間に現に貯蔵されている液化石油ガスをできる限り多く消費する必要がある場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をするときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯蔵能力として前項の規定を適用する。

免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、その者に第一回の法第十九条第三項の講習(以下この条において単に「講習」という。)を受けさせなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、業務主任者の前項の第一回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内にその者に第二回の講習を受けさせなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。

3 液化石油ガス販売事業者は、業務主任者に選任した日に前二項の期間が経過している場合又は業務主任者に選任した日から前二項の期間が経過するまでの期間が六月末満の場合は、その前に、前二項の規定にかかるかわらず、選任の日から六月以内に講習を受けさせなければならない。

4 第二項の規定にかかるかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることができないときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

(業務主任者の職務)

**第二十四条** 法第二十条第一項の経済産業省令で定める業務主任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第三条第二項第三号から第五号までの事項を変更したときは、遅滞なく、法第八条の届出がなされるよう監督すること。

二 法第十四条の書面を作成し、又はその作成を指導すること。

三 液化石油ガスの販売の方法が法第十六条第二項の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

四 貯蔵施設が法第十六条第一項又は法第三十

七条の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

八 法第二十七条第一項の保安業務の実施及びその結果を確認すること。

九 法第三十六条第一項に規定する貯蔵施設又は特定供給設備が、法第三十七条の二第一項

の許可を受けないで変更されること及び法第三十七条の三第一項の完成検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。

九 法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備が、法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の二第一項の許可を受けないで変更されること、法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項の完成検査を受けないで使用されること及び法第三十七条の六第一項の保安検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。

十 帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。

(業務主任者の代理人)

**第二十五条** 法第二十二条第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに一人以上の業務主任者の代理者を選任しなければならない。

2 法第二十二条第一項の経済産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験は、液化石油ガスの販売の実務に六月以上従事した経験とする。

3 法第二十二条第一項の経済産業省令で定める条件は、高压ガス保安協会(以下「協会」という。)の行う液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習の課程を修了し、液化石油ガスの販売の実務に六月以上従事した経験を有し、かつ、十八歳以上であることとする。

(廃止の届出)

**第二十六条** 法第二十三条の規定により、液化石油ガス販売事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十一による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(第三章 保安業務)

(周知の内容)

**第二十七条** 法第二十七条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 使用する燃焼器の液化石油ガスに対する適応性に関する事項。

二 消費設備の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項。

三 燃焼器を使用する場所の環境及び換気に関する事項。

四 一般消費者等が消費設備の変更の工事をする場合の液化石油ガス販売事業者に対する連絡に関する事項。

五 ガス漏れを感じた場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項。

(委託契約に係る記載事項等)

六 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項

七 前各号に掲げるものとす。

八 保安業務を実施した結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法

九 委託に係る一般消費者等が変更した場合の連絡に関する事項

十 委託に係る供給設備又は消費設備についての損害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項

十一 委託に係る供給設備の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

十二 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はロに掲げるものの

十三 委託に係る供給設備又は消費設備についての損害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項

十四 法第二十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はロに掲げるものの

二 委託に係る供給設備の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

三 委託に係る供給設備の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項を記録する方法

四 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

五 保安業務の委託契約の相手方がファイルへ記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(保安業務の委託契約の相手方に對して示すべき電磁的方法の種類及び内容)

**第二十八条の二** 令第五条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 前条第二項各号に掲げる方法のうち、保安業務の委託契約の当事者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

**第二十八条の三** 令第五条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲げるもの

イ 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保安業務の委託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十八条第二項の承諾に関する事項を電子計算機を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体に当該承諾に関する事項を記録したもの交付する方法。

(保安業務区分)

**第二十九条** 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務の区分は、次の表のとおりとする。

保安業務の内容	区分の名稱	保安業務の内容
第三十六条第一項第一号の調査を供給する者(一の指定都市の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者を除く。)の第三十七条第一号の調査を供給する者(一の産業保安監督部の管轄区域内であつて二以上の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者)	第三十六条第一項第一号の調査を供給する者(一の産業保安監督部の管轄区域内であつて二以上の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者)	第三十六条第一項第一号の調査を供給する者(一の指定都市の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者を除く。)

認定の申請	申請者の区分	申請書の提出先	申請書の提出先
第三十条 法第二十九条第二項の規定により同条第一項の認定の申請をしようとする者は、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる者に様式第十二による申請書を提出しなければならない。	一 の指定都市の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等による者	一 一般社団法人 社員 二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号の株式会社 株主 三 会社法第二条第一号の合名会社、合资会社及ぶ合同会社 社員 四 中小企業等協同組合法第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合員 五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合連合会直接又は間接にこれらを構成する者 六 その他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類する者	一 一般社団法人 社員 二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号の株式会社 株主 三 会社法第二条第一号の合名会社、合资会社及ぶ合同会社 社員 四 中小企業等協同組合法第三条の事業協同組合連合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合員 五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会直接又は間接にこれらを構成する者 六 その他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類する者

保安業務に係る技術的能力	保安業務に係る技術的能力	保安機関の認定の更新
<b>第三十一条</b> 法第三十一条第一号の経済産業省令で定める保安業務に係る技術的能力の基準は、次の方に告示で定める基準に従つて第一次に掲げる者による申請書に第三十二条第二項各号に掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事	第一事業所ごとに告示で定める基準に従つて、自記圧力計、マノメータその他保安業務の実施に必要な設備機器(以下「保安業務用機器」という。)を備えていること。	(保安機関の損害賠償措置) 法第三十一条第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号の要件に適合する損害賠償責任保険契約を、保険業法に基づき責任保険を當むことができる者と締結していることとする。 一 その保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について生じた損害を賠償することによって生ずる損失を告示に定める額以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。 二 法令違反が原因の事故について補償が免責とならつていいこと。 三 保険期間中の保険金支払額に制限がないこと。 四 その他告示で定める要件に適合すること。(構成員の構成) 五 应じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じて次の各号に掲げる者とする。 一 一般社団法人 社員 二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号の株式会社 株主 三 会社法第二条第一号の合名会社、合资会社及ぶ合同会社 社員 四 中小企業等協同組合法第三条の事業協同組合連合会及び農業協同組合法第三条第一項の農業協同組合員 五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会直接又は間接にこれらを構成する者 六 その他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類する者

又は指定都市の長に認定の満了する三十日前までに提出しなければならない。

第三十五条

したければならない  
賃者等の数の増加の認可等)  
法第三十三条第一項の規定により一

供給設備の種類	点検を行う事項	点検の回数
イ 特 定供給 設備以 外の供 給設備 (バル ク供給 に係る ものを 除く。)	(1) 第十八条第一号、 第二号ロ、チ及びリ、 第三号ニ及びナ、第五 号(容器と調整器の間 の部分に限る。)及び第 二十号イに掲げる基準 に関する事項	供給開始時及び充てん容器等の交換時(充てん容器等の交換が毎月一回以上行われる場合)

第三十六條 法第二十七條

法第三十三条第二項の規定により一般消費者等の数の減少の届出をしようとする保安機関は、様式第十六による届書に第三十条第二項第一号に掲げる書類（当該減少に係る事業所のものに限る。）を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

**第三十五条** 法第三十三条第一項の規定により一般消費者等の数の増加の認可を受けようとする保安機関は、様式第十五による申請書に第三十二条第一項から第三号までに掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に出しなければならない。

<p>(2) 第十八条第三号 チ、第十号（地下室等に係る供給管（ボリエチレン管を使用しているもの）を除く。）の部分及び亜鉛めつきを施した供給管（防しよくテープを施したもの）を含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であつて地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限る。）及び第二十一号に掲げる基準に関する事項</p> <p>(3) 第十八条第三号 リ、又、ワからネまでに掲げる基準に関する事項</p> <p>(4) 第十八条第二号 イ及びハからトまで、第三号イ、ホ及びヘ、第五号（調整器とガスマーテーの間の部分に限る。）、第六号、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めつきを施した供給管（防しよくテープを施したもの）を含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であつて地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びボリエチレン管を使用していける供給管を除く。）並</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>供給開 始時及 び四年 に一回 以上</th> <th>供給開 始時及 び二年 に一回 以上</th> <th>供給開 始時及 び一年 に一回 以上</th> <th>供給開 始時及 び一年 に一回 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>は毎月 上)一回以 てある 供給開 始時及 び一年 に一回 以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	供給開 始時及 び四年 に一回 以上	供給開 始時及 び二年 に一回 以上	供給開 始時及 び一年 に一回 以上	供給開 始時及 び一年 に一回 以上	は毎月 上)一回以 てある 供給開 始時及 び一年 に一回 以上			
供給開 始時及 び四年 に一回 以上	供給開 始時及 び二年 に一回 以上	供給開 始時及 び一年 に一回 以上	供給開 始時及 び一年 に一回 以上						
は毎月 上)一回以 てある 供給開 始時及 び一年 に一回 以上									

ハ 供給特 別設 備(バ ルク供 給に係 るものを 除く。)		第一号チ、リ及びワに係 る部分に限る。)、第三 号口、ハ(9)及び (10)、ニ(2)並び にホ(2)及び(6) 並びに第七号(第十八 条第五号(調整器とガ スマーテーの間の部分 に限る。)、第六号、第 十号(地下室等に係る 供給管の部分、亜鉛め つきを施した供給管 (防しよくテープを施し たものを含み、機能を 損なうおそれのある腐 しょくが生じないもの を除く。)であつて地盤 面下に埋設したもの (地下室等に係る供給管 の部分を除く。)及びボ リエチレン管を使用し ている供管を除く。) 第十一号、第十四号及 び第二十号ハに係る部 分に限る。)に掲げる基 準に関する事項	第一号チ、リ及びワに係 る部分に限る。)、第三 号口、ハ(9)及び (10)、ニ(2)並び にホ(2)及び(6) 並びに第七号(第十八 条第五号(調整器とガ スマーテーの間の部分 に限る。)、第六号、第 十号(地下室等に係る 供給管の部分、亜鉛め つきを施した供給管 (防しよくテープを施し たものを含み、機能を 損なうおそれのある腐 しょくが生じないもの を除く。)であつて地盤 面下に埋設したもの (地下室等に係る供給管 の部分を除く。)及びボ リエチレン管を使用し ている供管を除く。) 第十一号、第十四号及 び第二十号イに係る部 分に限る。)に掲げる基 準に関する事項
(2) 第五十三条第二 号又及び第四号 (第十二	上)	始時及 開供給 上)一 回以 は毎月 一回以 つてあ る場合 に上行 われる 等の交 換が每 月一回 ん容器 (充てん 器等の交 換時及 び充てん 器等の交 換時及 び供給 開	以上 に一回

八条第十号（地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用しているもの）を除く。）の部分及び亜鉛めつきを施した供給管（防しよくテープを施したもの）を含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）で、あって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限る。）及び第二十一号に係る部分に二十一号に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

（3）第五十三条第二号ル、ヲ、ヨからレまで及びツからムまでに掲げる基準に関する事項

（4）第五十三条第一号イ、ロ及び二からチまで、第二号イ、ロ、ト及びチ、第四号（第十八条第六号、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めつきを施した供給管（防しよくテープを施したもの）を含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

<p>(バ ク供給 に係る ものに 限る。)</p> <p>に第五十三条第一号ハ に係る部分に限る。)、</p> <p>第二号ハ、ホ(第十九 条第四号に係る部分に 限る。)及びチ(2)並 びに第三号(第十八条 第五号及び第二十号イ に係る部分に限る。)に 掲げる基準に関する事 項</p>	<p>限る。)及び第四号並び に第一回 は一年 を超えて 行なう充て ない範 囲で行 な作業</p>
<p>(2) 第五十四条第三 号(第十八条第十号 (地下室等に係る供給管 (ポリエチレン管を使用 しているもののを除く。) の部分及び亜鉛めつき を施した供給管(防し よくテープを施したもの のを含み、機能を損な うおそれのある腐食よ くが生じないものを除 く。)であつて地盤面下 に埋設したもの(地下 室等に係る供給管の部 分を除く。)に限る。)</p> <p>及び第二十一号に係る 部分に限る。)に掲げる 基準に関する事項</p>	<p>供給開 始時及 び一年 に同一 以上</p>
<p>(3) 第五十四条第一 号(第十九条第二号二 及びホ(第一号イ、ニ、 ホ、ト及びカに係る部 分に限る。)に係る部分 に限る。)並びに第二号 の、ヘ(第十九条第三 号ハ(1)、(2)、(4) (7)、(8)及び(1 に係る部分に限る 。)、ヘ(第十九条第三 号ニ(4)及び(5 に係る部分に限る。)及 びチ(3)から(5 までに掲げる基準に関 する事項</p>	<p>供給開 始時及 び二年 に一回 以上</p>

(4) 第五十四条第一号（第十九条第二号ハ及びホ（第一号チ、リ）及びワに係る部分に限る。）並びに第五十三条第一号イ及びロに係る部分に限る。）、第二号ロ（1）から（3）まで、ホ（第十九条第三号ニ（2）に係る部分に限る。）及びト（第十九条第三号ホ（2）及び（6）に係る部分に限る。）並びに第三号（第十八条第六号、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めつきを施した供給管（防しょくテープを施したもの）を含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であつて地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	
--	--

点検の内 容	点検を行なうことのできる者
イ 号の表 及びハに 掲げる 点 検事項	液化石油ガス設備士、高圧ガ ス保安法第二十七条の二第三 項の製造保安責任者免状若し くは同法第二十八条第一項の 販売主任者免状の交付を受け ている者、業務主任者の代理 者の資格を有する者、第七十 四条第一項に定める充てん作 業者講習の課程を修了した者 又は次項に定める要件に適合 する者 イに定める者のか、次項に 定める要件に適合する者（以 下「調査員」という。）
ロ 第一 号の表 (1) 及び ハ(1) に掲げる 点検事項	液化石油ガス設備士、高圧ガ ス保安法第二十七条の二第三 項の製造保安責任者免状若し くは同法第二十八条第一項の 販売主任者免状の交付を受け ている者、業務主任者の代理 者の資格を有する者、第七十 四条第一項に定める充てん作 業者講習の課程を修了した者 又は次項に定める要件に適合 する者 イに定める者のか、次項に 定める要件に適合する者（以 下「調査員」という。）
会 議 事 項	前項第三号の表下欄に定める要件は、保安機 関における供給設備の点検若しくは消費設備の 調査の実務又は高圧ガスの製造若しくは販売の 実務に六月以上従事した経験を有し、かつ協 業大臣が指定する者（以下「指定講習機関」と いいう。）において、前項第一号の表に掲げるす べての供給設備の点検及びすべての消費設備の 調査（調査員に係る要件にあっては、前項第一 号の表イ(1)及びハ(1)に掲げる事項に係 る点検）に係る講習であつて経済産業大臣が別 に定めたものとする。

に定めるものの課程を修了していることとする。

(消費設備の調査の方法)  
**第三十七条** 法第二十七条

の調査の方法) 法第二十七条第一項第二号に規定す

一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により同表下欄に掲げる回数で調査を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上調査を行うものとする。

類種の備設費消	イ 第四十四条第一号に掲げるに号一第一条四十四備設費消	調査を行う事項
(1) 第四十四条第一号へ (地下室等に係る配管(ポリエチレン管を使用したものを除く。)の部分及び亜鉛めつきを施した配管(防しよくテープを施したもの)を含み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。)であつて地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る配管の部分を除く。)に限る。)及び(地下室等に係る部分に限りする。)に掲げる基準に する事項	(配管及びガス栓に係る部分に限る。)、ロ、ヘ(地下室等に係る部分、亜鉛めつきを施した配管(防しよ上)テープを施したもの)を含くつゝある腐しよくが生じないものを除く。)であつて地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る配管の部分を除く。	数の調査
以一年び時開供 上回に四及始給	以上回に一及始給	

備設費消るげ掲に号二第44条四十四第 口

く。) 及びボリエチレン管を使用したものを除く。)、ト、又、ヲ(地下室に係る部分を除く。)、ワ、力、ヨ、タ(1)(i)から(i v)まで及び(i i)に係る部分に限る。)、ツ(不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガス供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。)、ネ(2)及び(3)並びにムに掲げる基準に関する事項

(1) 第四十四条第二号イ  
(4) 及び(6)(第十八条第二十号イに係る部分に限る。)に掲げる基準に関する事項

石液以一くをいさきに者消一ス油化たさてに<sup>(毎及し引初のガ石液上回)</sup>除月な渡引等費般をガ石液れん充器月び時渡の最ス油化

(地下室等に係る配管(ボリエチレン管を使用したものとし、それを除く。)の部分及び鉛めつきを施した配管(防錆面下に埋設したものとし、その部分を除く。)の部分に限る。)に係る部分に限る。(地下室等に係る部分に限りなくある腐しそくが生じないものを除く。)であつて、(地下室等に係る配管の部分を除く。)に係る部分に限る。(地下室等に係る部分に限りなくある腐しそくが生じないものを除く。)に掲げる基準に関する事項

(3) 第四十四条第二号イ

(3)、(5) (第十九条第十一号に係る部分に限る。)、(6) (同条第二十号ハに係る部分に限る。)、(7) (第四十条第一号ロ及び(地下室等に係る部分、並み鉛めつきを施した配管(防錆面下に埋設したものとし、それを含み、機能を損なうおそれのある腐しそくが生じないものを除く。)であつて、地盤面下に埋設したものとし、それを含み、機能を損なうおそれのある腐しそくが生じないものを除く。)及びボリエチレン管を使用したものとし、それを除く。)及び(ボリエチレン管を使用した場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。)、ネ(2)、(1)、(i) 及び(1)に係る部分に限る。(1)、(i) から(i-v)までの部分に限る。)及び(1)に係る部分に限る。

上回に四及し引初のガ石液  
以二年び時漬の量ス油化

上回に一及し引初のガ  
以一年び時渡の量ス

<p>イ 前号の表イ（1）又はロ（2）に掲げる とみなす。</p>	<p>二 次のイ又はロに掲げる調査を、前回の調査 の日から当該イ又はロに定める期間を経過し た日（以下この号において「基準日」とい う。）前四月以内の期間に行つた場合にあつ ては、基準日において当該調査を行つたもの とみなす。</p>	<p>口（1）、（2）（第十八条 第二十号イ及びハに係る部 分に限る。）及び（3）に 掲げる基準に関する事項</p>
---------------------------------------	---	--

事項に係る調査 四三  
二 口 第一の通知の表イ又は口 (2) 若しくは (3)  
二号の通知をしたときは、その通知に係る消費設備について、次のイ及びロに掲げる措置を行わなければならぬ。  
イ 一年に一回以上、当該消費設備の技術上の基準に適合するようにするためによるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること。ただし、その所有者又は占有者が技術上の基準に適合するようにするためによるべき措置をとつた場合は、この限りでない。  
ロ 五ヶ月以内に、再び当該通知に係る事項につき第一の通知の日から一月を経過した日以後

四 経済産業大臣が消費設備を使用する者の生命又は身体について当該消費設備の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第一号及び前号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならぬ。

条第一項の販売主任者免状の交付を受けてい  
る者、業務主任者の代理者の資格を有する者  
又は前条第二項に定める要件に適合する者を  
いう。)が行うこととする。ただし、第一号  
の表中口(1)の調査にあつては、調査員も  
行うことができるとしている。

(周知に係る基準)

**第三十八条** 法第二十七条第一項第三号に規定す  
る保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産  
業省令で定める基準については、次条から第三  
十八条の四までに規定するところによる。  
(周知の方法)

**第三十八条の二** 周知を行う保安機関（以下この  
条から第三十八条の四までにおいて単に「保安  
機関」という。）は、その周知に係る一般消費  
者等に対し、供給開始時及び二年に一回以上の  
回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を  
配布し、当該事項を周知させなければならな  
い。ただし、災害その他やむを得ない事由によ  
りその回数で周知させることが困難であるとき  
は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める  
期間に一回以上周知させなければならない。

2 保安機関は、その周知に係る一般消費者等  
が、次の各号に掲げる消費設備を所有し、又は  
占有する場合にあつては、前項の規定にかかわ  
らず、当該一般消費者等に対し、供給開始時及  
び一年に一回以上の回数で第二十七条各号の事  
項を記載した書面を配布し、当該事項を周知さ  
せなければならない。ただし、災害その他やむ  
を得ない事由によりその回数で周知させること  
が困難であるときは、経済産業大臣が当該事由  
を勘案して定める期間に一回以上周知させな  
ければならない。

一 令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯  
沸器（開放燃焼式のものに限る。）  
二 次に掲げる消費設備（パイロットバー  
ナ等に点火しなかつた場合及びパイロットバー  
ナ等の炎が立ち消えた場合に自動的にバー  
ナへの液化石油ガスの通路を開ざす装置  
(パイロットバー等に自動的に再点火し、  
一定期間経過後も再点火しないときに、バー  
ナへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざ  
す装置を含む。）並びに不完全燃焼する状態  
に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を  
自動的に遮断し、燃焼を停止する機能を有す  
るもの（除く。）  
イ 令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間  
湯沸器（前号に掲げるもののほか、保安業務に  
もの及び屋外式のものを除く。）

条第一項の販売主任者免状の交付を受けてい  
る者、業務主任者の代理者の資格を有する者  
又は前条第二項に定める要件に適合する者を  
いう。)が行うこととする。ただし、第一号  
の表中口(1)の調査にあつては、調査員も  
行うことができるとしている。

(周知に係る基準)

**第三十八条** 法第二十七条第一項第三号に規定す  
る保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産  
業省令で定める基準については、次条から第三  
十八条の四までに規定するところによる。

**第三十八条の三** 保安機関は、前条第一項及び第  
二項の規定による書面の配布に代えて、当該一  
般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべ  
き事項（以下この条及び次条において「周知事  
項」という。）を電子情報処理組織を使用する  
方法その他の情報通信の技術を利用する方法で  
あつて次に掲げるもの（以下この条及び次条に  
おいて「電磁的方法」という。）により提供す  
ることができる。この場合において、保安機関  
は、当該書面を配布したものとみなす。  
一 電子メールを送信する方法であつて、一般  
消費者等が当該電子メールの記録を出力する  
ことによる書面を作成することができるもの  
の方法  
二 保安機関の使用に係る電子計算機に備  
えられたファイルに記録された周知事項を電  
気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供  
し、当該一般消費者等の使用に係る電子計算  
機に備えられたファイルに周知事項を記録す  
る方法

三 電磁的記録媒体に一般消費者等の承諾に関  
する事項を記録したものを得る方法

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類  
及び内容は、次の各号に掲げるものとする。  
一 前条第一項各号に掲げる方法のうち、保安  
機関が使用するもの

2 二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の承諾を得た保安機関は、当該相手方  
から書面等について電磁的方法による提供を受  
けない旨の申出があったときは、当該相手方に  
対し、周知事項の提供を電磁的方法によつてし  
てはならない。ただし、当該相手方が再び同項  
の承諾をした場合は、この限りでない。

(保安業務規程)

**第三十九条** 法第三十五条第一項前段の規定によ  
り保安業務規程の認可を受けようとする保安機  
関は、様式第十七による申請書に保安業務規程  
を添付して法第二十九条第一項の認定をした經  
済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事  
又は指定都市の長に提出しなければならない。  
法第三十五条第二項の保安業務規程で定める  
べき事項は、次の各号に掲ぐるものとする。  
一 事業所の所在地  
二 各事業所ごとの保安業務を行うことのでき  
る保安業務区分ごとの一般消費者等の数  
三 保安業務を行うことのできる者の数及びそ  
の事業所ごとの配置に関する事項  
四 保安業務用機器の種類及び数並びにその事  
業所ごとの配置に関する事項  
五 保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法  
六 保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者  
に連絡する方法  
七 前各号に掲げるもののほか、保安業務に関  
し必要な事項

四 諸の取扱い

**第三十八条の四** 保安機関は、前条第一項の規定  
により周知事項を提供しようとするときは、次  
項に定めることにより、あらかじめ、当該事  
項の提供の相手方に對し、その用いる電磁的方  
法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報處  
理組織を使用する方法その他の情報通信の技術  
を用いる方法であつて次の各号に掲げるもの  
(第三項において「書面等」という。)による承  
諾を得なければならない。

一 令別表第一に掲げる液化石油ガス用バ  
ー外式のものを除く。)  
ハ 令別表第一に掲げるふろがま  
の各号に掲げる周知を、前回の周知の日か  
ら当該各号に定める期間を経過した日（以下こ  
の項において「基準日」という。）前四月以内  
の期間に行つた場合にあつては、基準日におい  
て当該周知を行つたものとみなす。

一 第一項に規定する周知 二年  
二 前項に規定する周知 一年

(保安機関による情報通信の技術を利用する方  
法を用いた周知事項の提供の方法)

**第三十八条の三** 保安機関は、前条第一項及び第  
二項の規定による書面の配布に代えて、当該一  
般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべ  
き事項（以下この条及び次条において「周知事  
項」という。）を電子情報処理組織を使用する  
方法その他の情報通信の技術を利用する方法で  
あつて次に掲げるもの（以下この条及び次条に  
おいて「電磁的方法」という。）により提供す  
ることができる。この場合において、保安機関  
は、当該書面を配布したものとみなす。

一 消費者等が当該電子メールの記録を出力する  
ことによる書面を作成することができるもの  
の方法  
二 保安機関の使用に係る電子計算機に備  
えられたファイルに記録された周知事項を電  
気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供  
し、当該一般消費者等の使用に係る電子計算  
機に備えられたファイルに周知事項を記録す  
る方法

三 電磁的記録媒体に一般消費者等の承諾に関  
する事項を記録したものを得る方法

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類  
及び内容は、次の各号に掲げるものとする。  
一 前条第一項各号に掲げる方法のうち、保安  
機関が使用するもの

2 二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の承諾を得た保安機関は、当該相手方  
から書面等について電磁的方法による提供を受  
けない旨の申出があったときは、当該相手方に  
対し、周知事項の提供を電磁的方法によつてし  
てはならない。ただし、当該相手方が再び同項  
の承諾をした場合は、この限りでない。

(保安機関の変更の届出)

**第四十一条** 法第三十五条の四において準用する  
法第八条の規定により保安機関の変更の届出を  
しようとする者は、様式第二十による届書を法  
第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、  
産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市  
の長に提出しなければならない。

2 前項の届書には、保安業務を行う事業所（緊  
急時対応を行う事業所に限る。）の所在地を変  
更した者にあつては、第三十条第二項第二号の  
図面を添付しなければならない。

(承継の届出)

**第四十二条** 法第三十五条の四において準用する  
法第十条第三項の規定により保安機関の地位の  
承継の届出をしようとする者は、法第三十五条  
の四において準用する法第十条第二項各号のい  
ずれかに該当する場合は当該各号に定める者  
(当該届出をしようとする者が当該承継により  
一の産業保安監督部の管轄区域内であつて二以  
上の都道府県の区域内に設置される販売所の事  
業として販売される液化石油ガスの一般消費者  
等についての保安業務を行うこととなつた場合  
は、当該販売所の所在地を管轄する産業保安監  
督部長。以下この項において「新認定行政庁」  
といふ。)に様式第二十一による届書を、当該  
届出をしようとする者の認定をした都道府県知  
事又は指定都市の長及び当該承継に係る保安機  
関について法第二十九条第一項の認定をした都  
道府県知事又は指定都市の長（これらの者が新  
認定行政庁である場合を除く。）に様式第二十  
二による届書を、その他の場合は当該承継に係  
る保安機関について法第二十九条第一項の認定  
をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道

府県知事又は指定都市の長に様式第二十一により届書を提出しなければならない。  
前項の届書には、次の書面を添付しなければならない。

一法第三十五条の四において準用する法第十一条第一項の規定により保安機関の事業の全部を譲り受けた者に譲渡しがあったことを証する書面

二法第三十五条の四において準用する法第十一条第一項の規定により保安機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第二十三による書面及び戸籍謄本

三法第三十五条の四において準用する法第十一条第一項の規定により保安機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第二十四による書面及び戸籍謄本

四法第三十五条の四において準用する法第十一条第一項の規定により合併によつて保安機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五法第三十五条の四において準用する法第十一条第一項の規定により分割によつて保安機関の地位を承継した法人にあつては、様式第二十四の二による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(廃止の届出) 第四十三条 法第三十五条の四において準用する法第二十三条の規定により保安業務の廃止の届出をしようとする保安機関は、様式第二十五による届書を法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(消費設備の技術上の基準) 第四十四条 法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 次号に掲げるものの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。  
イ 配管 ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管は、使用上支障のある腐食よく、割れ等の欠陥がないものであること。  
ロ 配管には、腐しよくを防止する措置を講ずること。

ハ 配管に使用する材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。この場合において、告示で定める材料は、使用しないこと。  
ニ 配管は、〇・八メガパスカル以上の圧力を行う耐圧試験に合格するものであること。

ホ 配管は、その設置又は変更（硬質管以外の管の交換を除く。）の工事の終了後に行う八・四キロパスカル以上の圧力による気密試験に合格するものであること。

ヘ 配管は、漏えい試験に合格するものであること。

ト ガスマーティーと燃焼器の間の配管その他設備は、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。

(1) 生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、二・〇キロパスカル以上三・三キロパスカル以下

(2) (1) 以外のものにあつては、使用する燃焼器に適合した圧力

リ 建物の自重及び土圧により損傷を受けるおそれのある配管には、損傷を防止する措置を講ずること。

チ 同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。

ヌ 電源により操作される化気装置により発生する液化石油ガスが通る配管には、手動復帰式自動ガス遮断器を設けること。ただし、停電の際に自動的に作動する自家発電機その他操作用電源が停止したとき液化石油ガスの供給を維持するための装置が設けられている場合は、この限りでない。

ヌ 電源により操作される化気装置により発生する液化石油ガスが通る配管には、手動復帰式自動ガス遮断器を設けること。ただし、停電の際に自動的に作動する自家発電機その他操作用電源が停止したとき液化石油ガスの供給を維持するための装置が設けられている場合は、この限りでない。

タ ヨの燃焼器（以下タからソまでにおいて単に「燃焼器」という。）の排気筒は、次の(1)又は(2)に定める基準に適合すること。

(1) 自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものを除く。）は、次に定める基準に適合すること。

(i) 排気筒の材料は、金属、その他の不燃性のものであること。

(ii) 排気筒には、当該燃焼器と同一室内に定める基準に適合すること。

(iii) 排気筒の有効断面積（単位：平方センチメートル）

$$h = \frac{A_V}{(0.5 + 0.4n + 0.11)}$$

（ $A_V / 5.16W$ ）<sup>2</sup>

（ $A_V / 5.16W$ ）<sup>2</sup>

（ $A_V / 5.16W$ ）<sup>2</sup>

カ 燃焼器（第八十六条各号に掲げる施設若しくは建築物又は地下室等に設置されるものに限り、告示で定めるものを除く。）は、告示で定めるところにより、令別表第一第十号に掲げる液化石油ガス用ガス漏れ警報器（告示で定める地下室等に設置する場合においては、保安状況を常時監視できる場所において液化石油ガスの漏えいを知ることができるものに限る。）の検知区域（当該液化石油ガス用ガス漏れ警報器が液化石油ガスの漏れを検知することができる区域をいう。）に設置されていること。

コ 次に掲げる燃焼器（屋内に設置するものに限り、密閉式のものを除く。）には、当該燃焼器に接続して排気筒が設けられていること。ただし、当該燃焼器の構造上その他の理由によりこれによることが困難な場合において、当該燃焼器の排気のための排気ードが設けられているときは、この限りでない。

シ 次に掲げる燃焼器（暖房兼用のものを含み、ガス瞬間湯沸器にあっては液化石油ガスの消費量が十二キロワットを超えるもの。その他のものにあっては液化石油ガスの消費量が七キロワットを超えるもの。）のふろがまでガスバーナーを使用することができる構造のもの（以下「ガスふろがま」という。）

（1）ガス湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガス瞬間湯沸器にあっては液化石油ガスの消費量が十二キロワットを超えるもの。その他のものにあっては液化石油ガスの消費量が七キロワットを超えるもの。）のふろがまでガスバーナーを使用することができる構造のもの（以下「ガスふろがま」という。）

（2）ガスバーナー付きふろがま及びその他のふろがまでガスバーナーを使用することができる構造のもの（以下「ガスふろがま」という。）

（1）ガス湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガス瞬間湯沸器にあっては液化石油ガスの消費量が十二キロワットを超えるもの。その他のものにあっては液化石油ガスの消費量が七キロワットを超えるもの。）のふろがまでガスバーナーを使用することができる構造のもの（以下「ガスふろがま」という。）

（iii）排気筒の有効断面積は、当該燃焼器の排気部との接続部の有効断面積より小さくないこと。  
（iv）排気筒の先端は、屋外に出ていること。  
（v）排気筒の先端は、障害物又は外気の流れによって排気が妨げられない位置にあること。  
（vi）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（vii）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（viii）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（ix）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（x）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xi）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xii）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xiii）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xiv）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xv）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xvi）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xvii）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xviii）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xix）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xx）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xxi）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xxii）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xxiii）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

（xxiv）排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

- (x) 排気筒は、凝縮水等がたまりにくい構造であること。
- (xi) 排気筒は、十分な耐食性を有するものであること。
- (2) 自然排気式の燃焼器の排気筒であつて排気扇が接続されているもの及び強制排気式の燃焼器の排気筒は、次に定める基準に適合すること。
- (i) 排気筒は、(1) (i)、(i v)、(v) (障害物に係る部分に限る。)、(v i) (鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。)、(v i i)、(x) 及び (x i) の基準に適合すること。ただし、強制排気式の燃焼器の排気筒は、これらの基準に加え、(1) (i x) の基準に適合すること。
- (ii) 自然排気式の燃焼器の排気筒では、当該排気筒が外壁を貫通する箇所には、当該排気筒と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。
- (iii) 自然排気式の燃焼器の排気筒であつて排気扇を接続するものは、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該排気筒の形状は、排気ガスが当該燃焼器の給気口 (当該燃焼器又は当該排気筒に逆風止めを取り付ける場合においては、当該逆風止め開口部) から流出しないよう堅固に取り付けられていること。
- (iv) 排気筒の形状は、排気ガスが当該燃焼器の給気口 (当該燃焼器又は当該排気筒に逆風止めを取り付ける場合においては、当該逆風止め開口部) から流出しないよう風量が十分に確保されるものであること。
- (5) 給排気部の先端は、鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入又は自然給排気式の燃焼器の場合にあつては風雨等の圧力によること。
- (6) 給排気部は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該給排気部を構成する各部の接続部並びに当該燃焼器のケーリングとの接続部が容易に外れないうよう堅固に取り付けられていること。
- (7) 給排気部は、十分な耐食性を有するものであること。
- (3) 燃焼器への液化石油ガスの供給を自動該燃焼器には、これが停止した場合に当

- 的に遮断する装置が設けられていること。
- ソ 燃焼器であつて、ヨの規定により排気筒が設けられているものは、当該排気筒の有効断面積以上の有効断面積を有する給気口その他給氣上有効な開口部が設けられた室内に設置されていること。
- ツ ガス湯沸器 (暖房兼用のものを含み、ガス瞬間湯沸器にあつては液化石油ガスの消費量が十二キロワット以下のもの。その他ものにあつては液化石油ガスの消費量が七キロワット以下のもの) は、換気扇又は有効な給排気のための開口部が設けられた室内に設置されていること。ただし、排気扇が設けられているもの並びに排気筒が設けられているものであつて、タからソまでの基準に適合すること。
- ネ 屋内に設置する燃焼器の排気筒又はその基準に適合するものを除く。室内に設置されているガス湯沸器 (暖房兼用のものを含む) 及びガスふろがまであって、密閉式のものは、次に定める基準に適合すること。
- (1) 給排気部 (給気に係る部分を除く。) の材料は、金属その他の不燃性のものであること。
- (2) 給排気部が外壁を貫通する箇所は、当該給排気部と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。
- (3) 給排気部の先端は、屋外に出ていること。
- (4) 給排気部の先端は、障害物又は外気の流れによって給排気が妨げられない位置にあること。
- (5) 給排気部の先端は、鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限るものであること。
- (6) 給排気部は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該給排気部を構成する各部の接続部並びに当該燃焼器のケーリングとの接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。
- (7) 給排気部は、十分な耐食性を有するものであること。

- (8) 給排気部は、凝縮水等がたまりにくい構造であること。
- (9) 給排気部の天井裏、床裏等にある部分が設けられているものは、当該排気筒の有効断面積以上の有効断面積を有する給気口その他給氣上有効な開口部が設けられた室内に設置されていること。
- ソ 燃焼器であつて、ヨの規定により排気筒が設けられているものは、当該排気筒の有効断面積以上の有効断面積を有する給気口その他給氣上有効な開口部が設けられた室内に設置されていること。
- ツ ガス湯沸器 (暖房兼用のものを含み、ガス瞬間湯沸器にあつては液化石油ガスの消費量が十二キロワット以下のもの。その他ものにあつては液化石油ガスの消費量が七キロワット以下のもの) は、換気扇又は有効な給排気のための開口部が設けられた室内に設置されていること。ただし、排気扇が設けられているもの並びに排気筒が設けられているものであつて、タからソまでの基準に適合するものを除く。室内に設置する部分を有するもののが妨げられないよう風量が十分に確保されるものであること。
- ネ 屋外に設置する燃焼器の排気筒又はその基準に適合する基準に適合すること。
- (10) 給排気部の形状は、当該燃焼器の燃焼が妨げられないよう風量が十分に確保されるものであること。
- ナ 給排気部は、次に定める基準に適合すること。
- (1) 自然排気式の燃焼器の排気筒 (排気扇が接続されているものを除く。) が接続される部分を有するものは、タ (1) (i v) の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、タ (1) (i)、(v i i)、(i x) (燃焼器に係る部分を除く。) 及び (x) 及び (x i) の基準に適合すること。
- (2) 自然排気式の燃焼器の排気筒 (排気扇が接続されているものに限る。) 及び強制排気式の燃焼器の排気筒であつて、屋内に設置する部分を有するものは、タ (1) (i v)、(v) (障害物に係る部分を除く。) 及び (x) 及び (x i) の基準に適合すること。

- (3) 配管には、当該配管の修理又は取り外しが終了したときは、当該配管から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。
- ム 強制排気式の燃焼器であつて告示で定められたものは、ガスを燃焼した場合において正しく口に掲げる消費設備以外の消費設備は、常に当該燃焼器から排気が排出されること。
- ソ 燃焼器であつて、ヨの規定により質化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスが漏えいしていないことを確認するための措置を講ずること。
- ツ 調整器と末端ガス栓の間に設置される管にあつては、二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。
- イ 調整器と末端ガス栓の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。
- ム 調整器と末端ガス栓の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。
- ソ 調整器と末端ガス栓の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。
- ツ 調整器と燃焼器の間の配管その他の設備は、当該燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。
- イ 生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、二・〇キロパスカル以上三・三キロパスカル以下
- ソ する燃焼器に適合した圧力

- (2) 配管には、当該配管から漏えいする液化石油ガスが滯留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスが漏えいしないことを確認するための措置を講ずること。
- ム 強制排気式の燃焼器であつて告示で定められたものは、ガスを燃焼した場合において正しく口に掲げる消費設備以外の消費設備は、常に当該燃焼器から排気が排出されること。
- ソ 燃焼器であつて、ヨの規定により質化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスが漏えいしないことを確認するための措置を講ずること。
- ツ 調整器と末端ガス栓の間に設置される管にあつては、二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。
- イ 調整器と末端ガス栓の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。
- ム 調整器と末端ガス栓の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。
- ソ 調整器と末端ガス栓の間に設置される管にあつては、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。
- ツ 調整器と燃焼器の間の配管その他の設備は、当該燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。
- イ 生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあつては、二・〇キロパスカル以上三・三キロパスカル以下
- ソ する燃焼器に適合した圧力



象消費者の数を減じた数 (第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務の方法等の特例)	当該販売所に係る一般消費者等のうち認定対象消費者の数に三分の一を乗じ小数点以下を切り上げた数
二 供給設備の種類 イ 供給設備 ロ 供給設備 口 供給設備 備(特定供給設備及びバルク供給設備を除き、バルク供給に係るものに限る) 第十九条第七号(第十八条第五号(調整器とガスマーチャーの間の部分に限る)、第六号、第十号(ポリエチレン管を使用していられる供管を除く)、第十一条並びに第二十号イ及びハに掲げる基準に関する事項)	二 第三十六条の供給設備の点検のうち、次の表の上欄に掲げる供給設備に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、第三十六条第一項第一号の規定にかかわらず、供給開始時及び十年に一回以上の回数で点検を行うことができる。ただし、第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者がにおける第一号認定後の第一回の点検は、前回の点検から十年までの間に行うものとする。

三 二 認定対象消費者が設置する燃焼器(その認定対象消費者が液化石油ガスを飲食物の調理に係るものに限る。)の基準に関する事項	二 認定対象消費者が設置する燃焼器(その認定対象消費者が液化石油ガスを飲食物の調理に係るものに限る。)の基準に関する事項
第五十四条第三号(第十一条第六号、第十号(ポリエチレン管を使用しているものを除く)並びに第二十号イ及びハに限る。)に掲げる基準に関する事項	第五十四条第三号(第十一条第六号、第十号(ポリエチレン管を使用しているものを除く)並びに第二十号イ及びハに限る。)に掲げる基準に関する事項

四 四 第三十七条の消費設備の調査のうち第四十二条第一号ロ、ヘ及びトに掲げる基準に関する事項について、第三十七条第一号の規定にかかるらず、供給開始時及び十年に一回以上の回数で調査を行うことができる。ただし、第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者がにおける第一号認定後の第一回の調査は、前回の調査から五年までの間に行うものとする。	四 四 第三十七条の消費設備の調査のうち第四十二条第一号ロ、ヘ及びトに掲げる基準に関する事項について、第三十七条第一号の規定にかかるらず、供給開始時及び十年に一回以上の回数で調査を行うことができる。ただし、第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者がにおける第一号認定後の第一回の調査は、前回の調査から五年までの間に行うものとする。
五 第五十二条 法第三十七条第一項の規定により貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請をしようとする者は、様式第二十八による申請書を貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 前項の申請書には、貯蔵施設又は特定供給設備の位置(他の施設との関係位置を含む)及び構造並びに付近の状況を示す図面を添付しなければならない。	五 第五十二条 法第三十七条第一項の規定により貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請をしようとする者は、様式第二十八による申請書を貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 前項の申請書には、貯蔵施設又は特定供給設備の位置(他の施設との関係位置を含む)及び構造並びに付近の状況を示す図面を添付しなければならない。

六 第六条、第十号(ポリエチレン管を使用している供管を除く)、第十一号並びに第二十号イ及びハに限る。 第七条第七号(第十八条第五号(調整器とガスマーチャーの間の部分に限る)、第六号、第十号(ポリエチレン管を使用している供管を除く)、第十一号並びに第二十号イ及びハに限る)に掲げる基準に関する事項について、第三十七条第一号の規定にかかるらず、供給開始時及び十年に一回以上の回数で調査を行うことができる。ただし、第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者が〇・〇三ペーセントに達する以前に保安機能を有するものである場合(当該燃焼器のガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものである場合)、屋外式のものである場合(当該燃焼器の排気筒が、屋内に設置する部分を有する場合を除く)。	六 第六条、第十号(ポリエチレン管を使用している供管を除く)、第十一号並びに第二十号イ及びハに限る。 第七条第七号(第十八条第五号(調整器とガスマーチャーの間の部分に限る)、第六号、第十号(ポリエチレン管を使用している供管を除く)、第十一号並びに第二十号イ及びハに限る)に掲げる基準に関する事項について、第三十七条第一号の規定にかかるらず、供給開始時及び十年に一回以上の回数で調査を行うことができる。ただし、第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者が〇・〇三ペーセントに達する以前に保安機能を有するものである場合(当該燃焼器のガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものである場合)、屋外式のものである場合(当該燃焼器の排気筒が、屋内に設置する部分を有する場合を除く)。
七 第五十二条 法第三十七条の経済産業省令で定める貯蔵施設の技術上の基準に掲げる基準とする。	七 第五十二条 法第三十七条の経済産業省令で定める貯蔵施設の技術上の基準に掲げる基準とする。

## (特定供給設備の技術上の基準)

第五十三条 法第二十七條の經濟産業省令で定める特定供給設備(バルク供給に係るものを除く。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯藏設備(貯槽であるものを除く。以下この号において同じ。)は、次に定める基準に適合すること。

イ 貯藏設備(次の表に掲げるものを除く。)は、その外面から、第一種保安物件に対し適合すること。

イ 貯藏設備(次の表に掲げるものを除く。)は、その外面から最も近い第一種保安物件までの距離を有すること。

イ 貯藏設備(次の表に掲げるものを除く。)は、その外面から最も近い第一種保安物件までの距離を有すること。

イ 貯藏設備(次の表に掲げるものを除く。)は、その外面から最も近い第一種保安物件までの距離を有すること。

イ 貯藏設備(次の表に掲げるものを除く。)は、その外面から最も近い第一種保安物件までの距離を有すること。

貯藏設備の区分	貯藏設備の外離	貯藏設備の外離	貯藏設備の外離
(イ) 貯 藏能力が 一万キロ グラム未 満の貯 設備 (ロ) 同右	十三・五八メートル以上	九・〇五メートル以上	一・三二メートル未満
ト ル未満	十三・五八メートル以上十 六・九七メー トル未満	九・〇五メートル以上	一・三二メートル未満
ト ル未満	一・三二メートル以上十 六・九七メー トル未満	九・〇五メートル以上	一・三二メートル未満

イ 貯藏設備(イ)及び(ロ)には、十六・九七メートル以内にある第一種保安物件又は第一・三メートル以内にある第二種保安物件に対し鉄筋コンクリート障壁等を設けること。

ハ 貯藏設備は、その外面から火気(当該貯藏設備に附属する気化装置内のものを除く。以下ハにおいて同じ。)を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該貯藏設備と火気を取り扱う施設との間に当該貯藏設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流动することを防止するための措置を設けること。

二 貯藏設備には、液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような措置を講ずること。

本 貯藏設備(販売所内に設置されているものを除く。)には、さく、へい等を設けること。

ヘ 貯藏設備には、その外部から見やすいよう警戒標を掲げてあること。

ト 貯藏設備には、消火設備を設けること。

チ 貯藏設備には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。

リ 充てん容器等(当該容器に取り付けたスカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。

二 貯槽は、次に定める基準に適合すること。

イ 貯槽(次の表に掲げるものを除く。)は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三メートル以上の距離を有すること。

イ 貯槽(次の表に掲げるものを除く。)は、その外面から最も近い第一種保安物件までの距離を有すること。

ト 貯槽(販売所内に設置されているものを除く。)には、さく、へい等を設けること。

一・三メートル以内にある第二種保安物件に對し鉄筋コンクリート障壁等を設け、又は当該貯槽を地盤面下に埋設すること。

ハ 第一種保安物件又は第二種保安物件が密集し、特に公共の安全を維持する必要がある地域においては、貯槽を地盤面下に埋設すること。

ト 地盤面下に埋設する貯槽は、次に定める基準に適合するものであること。

ハ 第一種保安物件又は(ハ)に掲げる措置を講ずること。

二 地盤面下に埋設する貯槽は、次に定める基準に適合するものであること。

ハ 第一種保安物件又は(ロ)又は(ハ)に掲げる措置を講ずること。

二 地盤面下に埋設する貯槽は、次に定める基準に適合するものであること。

ハ 第一種保安物件又は(ロ)又は(ハ)に掲げる措置を講じた場合には、当該貯槽を貯槽室に設置しないことができること。

ト 貯槽(販売所内に設置されているものを除く。)には、さく、へい等を設けること。

び他の貯槽又はバルク貯槽若しくは当該酸素の貯藏設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上での距離を有すること。ただし、当該貯槽は地盤面下に埋設されたいるもの又は、さく、へい等を設けること。

ト 貯槽(販売所内に設置されているものを除く。)には、さく、へい等を設けること。

チ 貯槽には、その外部から見やすいようによく水噴霧装置を設けた場合は、この限りでない。

リ 貯槽には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること。

二 貯槽(次の表に掲げるものを除く。)には、充てん容器等(当該容器に取り付けたスカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。

ト 貯槽(販売所内に設置されているものを除く。)には、充てん容器等(当該容器に取り付けたスカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。

ヨ 貯槽には、告示で定めるところにより、許容圧力を設け、かつ、当該貯槽内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を降伏を起こさないような肉厚を有するものである。

タ 貯槽には、告示で定めるところにより、許容圧力を設け、かつ、当該貯槽内の圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。

タ タの規定により設けた安全弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、周囲に着火源等のな

レ 貯槽には、液面計（丸形ガラス管液面計を除く。）を設けること。この場合において、ガラス管液面計を使用するときは、当該ガラス管液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽とガラス管液面計とを接続する管には、自動式及び手動式の止め弁を設けること。

ソ 貯槽に取り付けられた受入管（液化石油ガスを受け入れるための管をいい、当該管と貯槽との接続部を含む。以下ソ及びウにおいて同じ。）及び供給管（当該管と貯槽との接続部を含む。以下ツ及びウにおいて同じ。）には、ツの規定により設ける緊急遮断装置に係るバルブのほか、二以上のバルブを設け、当該二以上のバルブの一は、当該貯槽の直近に設けること。（この場合において、当該貯槽の直近に設けたバルブは、液化石油ガスを送り出し又は受け入れるとき以外のときは、閉止しておくこと。ツ 受入管及び供給管（内容積が五千リットル以上の貯槽に取り付けられたものに限る。）には、当該貯槽の外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる緊急遮断装置を設けること。ただし、受入管にあつては、逆止弁をもつて代えることができる。）

ヌ 地盤面上に設置する貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該貯槽及びその支柱にその外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる冷却装置を用散水装置その他の有効な冷却装置を設けること。

ナ 貯槽（販売所内に設置されているものに限る。）から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所には、当該液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

ラ 貯槽には、当該貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

ム 貯槽には、その貯藏能力が三千キログラム未満のものにあつては消防設備を、三千キログラム以上のものにあつては防消火設備を設けること。

ウ 受入管及び供給管に設けたバルブ（操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合において同じ。）には、次の（1）及び（2）に掲げる基準により、作業員が当該バルブを適切に操作することができるような措置を講ずること。

（1）バルブには、当該バルブの開閉方向（操作することにより当該バルブに係る貯槽に保安上重大な影響を与えるバルブにおいては、当該バルブの開閉状態を含む。）を明示すること。

（2）バルブ（操作ボタン等により受入管及び供給管（液状の液化石油ガス（法第二条第一項に規定する液化石油ガスをいう。次条第二号チ（6）において同じ。）が通る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。次条第二号チ（6）において同じ。）であつて、貯槽から地震防災遮断弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。次条第二号チ（6）において同じ。）までの間のものをいう。）並びにこれらの支持構造物及び基礎は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。

三 貯蔵設備が容器である場合は、一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく充てん容器等の交換を行うことができる設備を設けること。

四 第十八条第四号から第八号の二まで、第十九号及び第十九号から第二十一号までの基準による特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

第五十四条 法第三十七條の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるも

二 バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 第十九条第三号イの基準に適合するものであること。

(1) 貯藏能力が千キログラム以上三千キログラム未満のバルク貯槽は、次に定める基準に適合するものであること。

(i) バルク貯槽の外面から第一種保安物件又は第二種保安物件に対し七メートル以上の距離を有すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ii) 告示で定めるところにより、第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けた場合

(iii) 第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けた場合

(iv) バルク貯槽を地盤面下に埋設した場合

(2) 貯藏能力が三千キログラム以上のバルク貯槽(次の表に掲げるバルク貯槽であつて、貯藏能力が一万キログラム未満のものを除く。)は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以降の距離を有し、又は当該他の第一種保安物件若しくは第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けること。

上、第二種保安物件に対する距離を有すること。 一トル以上の距離	バルク貯槽の外面から最も近い第一種保安物件までの距離	バルク貯槽の外面から最も近い第二種保安物件までの距離
イ　十三・五八メートル以上	九・〇五メートル以上十一・三一メートル未満	九・〇五メートル以上
ロ　十三・五八メートル以上十六・九七メートル未満	九・〇五メートル以上	九・〇五メートル以上
(3) ロ (2) の表に掲げるバルク貯槽イ及び ロには、十六・九七メートル以内にある第一種保安物件若しくは十一・三一メートル以内にある第二種保安物件に対して、鉄筋コンクリート障壁等を設け、又は当該バルク貯槽を地盤面下に埋設する」と。		
(4) 第一種保安物件又は第二種保安物件が密集し、特に公共の安全を維持する必要がある地域であつて、経済産業大臣が指定する地域においては、バルク貯槽を地盤面下に埋設すること。		
ハ　バルク貯槽は、その外面から火気（当該バルク貯槽に附属する化水装置内のものを除く。）を取り扱う施設に対し、貯藏能力が三千キログラム未満のものにあつては五メートル以上、三千キログラム以上のものにあつては八メートル以上の距離を有し、又は当該バルク貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該バルク貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に運動することを防止するための措置を講ずること。		
二　バルク貯槽には、その貯藏能力が三千キログラム未満のものにあつては消火設備を、三千キログラム以上のものにあつては消防設備を設けること。		
ホ　第十九条第三号ハ及び第四号から第六号までに掲げる基準に適合すること。		
ヘ　地盤面上に設置するバルク貯槽は、第十九条第三号ニ（1）（貯藏能力が三千キログラム未満のものに限る。）、（2）、（3）（貯藏能力が三千キログラム未満のものに限る。）、（4）（貯藏能力が三千キログラム未満のものに限る。）、（5）（貯藏能力が三千キログラム未満のものに限る。）		

未満のものに限る。) 及び(5)の基準に適合すること。

ト 地盤面下に埋設するバルク貯槽(貯藏能力が三千キログラム未満に限る。)は、第十九条第三号ホの基準に適合すること。

チ 貯藏能力が三千キログラム以上のバルク貯槽にあっては、次に定める基準に適合すること。

(1) 地盤面下に埋設するバルク貯槽(附属機器を除く。)は、次に定める基準に適合するものであること。

(i) バルク貯槽は、貯槽室に設置し、かつ、次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる措置を講ずること。(ただし、腐食を防止する措置を講じたバルク貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合には、当該バルク貯槽を貯槽室に設置しないことができる。)

(イ) バルク貯槽(附属機器を除く。)の周囲に乾燥砂を詰めること。

(ロ) バルク貯槽(附属機器を除く。)を水没させること。

(ハ) 貯槽室内を強制換気すること。

(ii) バルク貯槽(附属機器を除く。)の頂部は、三十センチメートル以上地盤面から下にあること。

(iii) バルク貯槽を二以上隣接して設置する場合には、その相互間に一メートル以上の間隔を保つこと。

バルク貯槽(附属機器を除く。)は、その外面から他の貯槽、他のバルク貯槽又は酸素の貯蔵設備(地盤面に対して移動することができず、かつ、貯藏能力が圧縮ガスにあっては三百立方メートル、液化ガスにあっては三千キログラム以上ものに限る。)に対し一メートル又は当該バルク貯槽及び当該他の貯槽、当該他のバルク貯槽又は当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、当該貯槽に水噴霧装置を設けた場合は、この限りでない。

(2) 地盤面下に埋設するバルク貯槽(附属機器を除く。)は、次に定める基準に適合するものであること。

(i) バルク貯槽は、貯槽室に設置し、か

つ、次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に掲げる措

置を講じた場合には、当該バルク貯槽

を貯槽室に設置しないことができる。

(イ) バルク貯槽(附属機器を除く。)の周囲に乾燥砂を詰めること。

(ロ) バルク貯槽(附属機器を除く。)を水没させること。

(ハ) 貯槽室内を強制換気すること。

(iii) バルク貯槽(附属機器を除く。)の頂部は、三十センチメートル以上地盤

面から下にあること。

(iv) バルク貯槽を二以上隣接して設置する場合には、その相互間に一メートル以上の間隔を保つこと。

バルク貯槽(附属機器を除く。)は、

その外面から他の貯槽、他のバルク貯槽又は酸素の貯蔵設備(地盤面に対して移動することができず、かつ、貯藏能力が圧縮ガスにあっては三百立方メートル、液化ガスにあっては三千キログラム以上ものに限る。)に対し一メートル又は当該バルク貯槽及び当該他の貯槽、当該他のバルク貯槽又は当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、当該貯槽に水噴霧装置を設けた場合は、この限りでない。

#### 第五十五条 (危険のおそれのない場合の特則)

前十三条に規定する基準について、経済産業大臣が貯蔵施設又は特定供給設備の規

模、周囲の状況等から判断して保安上支障がないと認めた場合においては、当該規定にかかる

最大直径の和の四分の一の長さの三十七条の技術上の基準をもつて法第

三十七条の技術上の基準とする。

(協会等が行う完成検査の申請等)

(貯蔵施設等の変更の許可申請)

第五十六条 法第三十七条の二第一項の規定により貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可の申

(3) バルク貯槽の基礎は、不同沈下等により当該バルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、バルク貯槽の支柱(支柱のないバルク貯槽にあっては、その底部)は、同一の基礎に繋すること。

地盤面上に設置するバルク貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該バルク貯槽及びその支柱にその外面からの五メートル以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置その他有効な冷却装置を設けること。

バルク貯槽には、当該バルク貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

(4) バルク貯槽の基礎は、不同沈下等により当該バルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、バルク貯槽の支柱(支柱のないバルク貯槽にあっては、その底部)は、同一の基礎に繋すること。

地盤面上に設置するバルク貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該バルク貯槽及びその支柱にその外面からの五メートル以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置その他有効な冷却装置を設けること。

バルク貯槽には、当該バルク貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

(5) バルク貯槽には、当該バルク貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

(6) バルク貯槽、受入管及び供給管(液状の液化石油ガスが通る地盤面上の配管であつて、バルク貯槽から地震防災遮断弁までの間のものをいう。)並びにこれらが支持構造物及び基礎は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有するこ

と。

三 第十八条第四号から第七号まで、第八号の二、第十号及び第十九号から第二十一号までの基準に適合すること。

四 供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。

イ バルク容器又はバルク貯槽と調整器(二段式減圧用二次側のものを除く。)の間に設置される管については、二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。

ロ 二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管については、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。

三 第五十九条 法第三十七条の二第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

四 第五十九条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

五 第五十九条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

六 第五十九条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

七 第五十九条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

八 第五十九条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

九 第五十九条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

十 第五十九条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

十一 第五十九条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

十二 第五十九条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

十三 第五十九条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

十四 第五十九条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第五十七条 法第三十七条の二第一項ただし書の各号に掲げるものとする。

一 貯蔵施設又は特定供給設備の消火設備の変更

二 貯蔵施設又は特定供給設備に係る換気孔の増設

三 特定供給設備の廃止

(貯蔵施設等の軽微な変更の届出)

四 第五十八条 法第三十七条の二第一項の規定により貯蔵施設等の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第三十による届書を法第三十六条第一項の許可をした都道府県知事に提出しなければならない。

(貯蔵施設等の完成検査の申請等)

第五十九条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(貯蔵施設等の完成検査の申請等)

第六十条 法第三十七条の三第一項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十一による申請書を当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(貯蔵施設等の完成検査の申請等)

第六十一条 法第三十七条の三第二項の規定により、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法第三十七条の技術上の基準に適合するとの認められた旨を都道府県知事に届け出ようとする者は、様式第三十三による届書を完成検査及び付近の状況を示す図面並びに当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(協会等の完成検査の報告)

第六十二条 貯蔵施設について行う法第三十七条の三第三項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、別表第一とのおりとする。

三 特定供給設備(バルク供給に係るもの)の完成検査の記録を添付して完成検査をした貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(貯蔵施設等の完成検査の方法)

第六十三条 法第三十七条の四第一項の規定により充てん設備の許可申請

一 貯蔵施設の許可の申請

二 特定供給設備(バルク供給に係るもの)の完成検査の記録を添付して完成検査をした貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(貯蔵施設等の完成検査の報告)

2 法第三十七条の三第一項ただし書の規定により、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法第三十七条の技術上の基準に適合するとの認められた旨を都道府県知事に届け出ようとする者は、様式第三十三による届書を完成検査及び付近の状況を示す図面並びに当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(協会等の完成検査の報告)

第六十四条 法第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める充てん設備の技術上の基準は、次

一 充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類

二 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面

(充てん設備の技術上の基準)

第六十五条 法第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める充てん設備の技術上の基準は、次

一 充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類

二 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の各号に掲げるものとする。

(充てん設備の技術上の基準)

第六十六条 法第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める充てん設備の技術上の基準は、次

一 充てん設備は、容器であること。

二 液化石油ガスの通る部分(容器及び高圧ガ

ス保安法第四十九条の二第一項の附属品を除く。)

く。以下この条において同じ。)は、告示で定めるところにより行う耐圧試験に合格するものであること。

三 液化石油ガスの通る部分は、告示で定めるところにより行う気密試験に合格するものである。

四 液化石油ガスの通る部分は、告示で定める内厚を有するものであること。

五 充てんのためのポンプ又は圧縮機の起動及び停止のスイッチは、遠隔操作ができるものであること。

六 充てんのためのポンプ又は圧縮機を駆動させた発電機は、火花を発生しない構造であること。

七 充てんホースは、日本産業規格K六三四七(一九九五)に規定される鋼線編組式ホースとすること。

八 充てんホースには、告示で定めるところにより、安全継手を設けること。

九 充てんホースには、告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を設けること。

十 均圧ホースを取り付ける場合にあつては、当該均圧ホースは、日本産業規格K六三四七(一九九五)に規定される鋼線編組式ホースとし、かつ、告示で定めるところにより、安全継手及び脱着用のカップリングを設けること。

十一 容器に取り付けられた配管(液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、容器と配管との接続部を含む。)には、緊急遮断装置を設けること。ただし、容器に緊急遮断装置が設けられている場合は、この限りでない。

十二 前号の規定により設けられた緊急遮断装置(容器に設けられた緊急遮断装置を含む。)は、液封による配管又は充てんホースの破損を防止する機能を有する構造であること。ただし、液封が生じるおそれのある配管又は充てんホースに逃がし弁等を設置した場合は、この限りでない。

十三 容器には、告示で定めるところにより、液面計を設けること。

十四 容器には、告示で定めるところにより、温度計を設けること。

十五 告示で定めるところにより、圧力計を設けること。

十六 告示で定めるところにより、誤発進防止装置を設けること。

十七 告示で定めるところにより、緊急停止スイッチを設けること。

十八 充てん作業中に、次に掲げる異常を検知した場合に、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあっては発電機の停止を同時に行う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し又は表示する装置を設けること。

イ 容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他主要な付属品が収納されている操作箱(以下この号において「操作箱」といいう。)内に設置された設備であつて告示で定める機能を有するものによりガス漏れを検知した場合

ロ 自動車の衝突等異常な衝撃を告示で定める機器により検知した場合

ハ 充てん中に操作箱の扉が開いた場合

十九 充てん設備の使用の本拠の所在地と読み替えるものとする。

二十四(第四号及び第六号を除く。)の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは、「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。

第五十二条の四第一項の充てん設備が液化石油ガス保安規則(昭和四十年通商産業省令第五十二条)第二条第九号に定める移動式製造設備である場合には、前項の規定にかかわらず、液化石油ガス保安規則第九条第一項の基準をもつて法第三十七条の四第二項の基準とする。

(充てん設備の変更許可の申請)

第六十五条 法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第一項の規定により充てん設備の変更の許可の申請をしようとする者は、様式第三十六による申請書を法第三十七条の四第四項(軽微な変更)とする。

(充てん設備の完成検査の申請等)

第六十九条 前条の規定は、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査について準用する。この場合において、同条中「法第三十七条の三第一項本文」とあるのは、「法第三十七条の三第一項本文」と、「充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「協会又は指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項ただし書の規定により、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法第三十七条の四第二項の技術上の基準に適合していると認められた旨を都道府県知事による。

条第一項第一号の規定に基づき製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したものその他の保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)であつて、当該設備の処理能力(同規則第二条第一項第十五号に定める処理能力をいう。)の変更を伴わないもの(前号に掲げるものを除く。)。

三 液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え

四 充てん設備の廃止

(充てん設備の軽微な変更の届出)

第五十六条 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第二項の規定により充てん設備の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第三十七による届書を法第三十七条の四第一項の許可をした都道府県知事に提出しなければならない。

(充てん設備の完成検査の申請等)

第六十七条 法第三十七条の四第四項で準用する法第三十七条の三第三項の完成検査の方法は、別表第四のとおりとする。

(液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準)

第六十八条 法第三十七条の五第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げ

第七十条 法第三十七条の四第四項で準用する法第三十七条の三第三項の規定により充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(充てん設備の完成検査の方法)

第七十一条 法第三十七条の四第四項で準用する法第三十七条の三第三項の完成検査の方法は、別表第四のとおりとする。

(液化石油ガスの充てん設備の技術上の基準)

第七十二条 法第三十七条の五第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げ

一 第六十四条第一項の充てん設備によりバルク容器又はバルク貯槽に充てんする場合

イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合

ハ バルク容器又はバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気にによる爆発等のおそれのないように措置されていること並びにバルク容器又はバルク貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。

ロ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備(充てん口を含む。)の外面から第一種保安物件に対し一・五メートル以上の距離に離して、この構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設けた場合等においては、この限りでない。

ハ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備とバルク容器又はバルク貯槽との接続部において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。

ニ 充てんホースの上を車両が通過しないよう

第三十七条の三第一項ただし書の規定により、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法第三十七条の四第二項の技術上の基準に適合していると認められた旨を都道府県知事による。

届け出ようとする者は、様式第四十による届書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(協会等の完成検査の報告)

第七十条 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第二項の規定により、協会又は指定完成検査機関が報告をしようとするときは、様式第四十一による報告書に完成検査の記録を添付して充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(充てん設備の完成検査の方法)

第七十一条 法第三十七条の四第四項で準用する法第三十七条の三第三項の完成検査の方法は、別表第四のとおりとする。

(液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準)

第七十二条 法第三十七条の五第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げ

一 第六十四条第一項の充てん設備によりバルク容器又はバルク貯槽に充てんする場合

イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合

ハ バルク容器又はバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気にによる爆発等のおそれのないように措置されていること並びにバルク容器又はバルク貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。

ロ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備(充てん口を含む。)の外面から第一種保安物件に対し一・五メートル以上の距離に離して、この構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設けた場合等においては、この限りでない。

ハ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備とバルク容器又はバルク貯槽との接続部において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。

ニ 充てんホースの上を車両が通過しないよう

第三十七条の三第一項ただし書の規定により、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法第三十七条の四第二項の技術上の基準に適合していると認められた旨を都道府県知事による。

へ 充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯すること。  
ト 充てん作業中は、車止めを設けること等により車両を固定すること。  
チ 充てん作業中は、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク容器又はバルク貯槽の内容積の八十五パーセント（地盤面下に埋設されたバルク容器又はバルク貯槽であつて、内容積が二千リットル以上のものにあつては九十パーセント）を超えないようにすること。  
リ 充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置及びバルク容器又はバルク貯槽のカップリング用液流スを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。  
ヌ 充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのことを確認した後、キヤップを装着し、ブリーダ弁を閉じること。

ヲ 容器が基礎に確実に設置され、安全な充てんが可能であることを確認すること。  
ワ 充てん設備の本拠の所在地は、第十六条第七号の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。

二 第六十一条第一項の充てん設備により容器（バルク容器を除く。以下この号において同じ。）又は貯槽に充てんする場合は、容器又は貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないよう措置され、充てん設備の本拠の所在地は、第十六条第七号の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。

三 第六十四条第二項の充てん設備により充てんする場合

イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器、貯槽又はバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないよう措置され、充てん設備の本拠の所在地は、第十六条第七号の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。

四 第六十四条第一項の充てん設備により容器（バルク容器を除く。以下この号において同じ。）又は貯槽に充てんする場合は、容器又は貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないよう措置され、充てん設備の本拠の所在地は、第十六条第七号の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。

五 第七十三条 第六十四条及び前条に規定する基準について、経済産業大臣が充てん設備の規模、周囲の状況、充てんの方法等から判断して保険上支障がないと認めた場合においては、当該規定にかかわらず、経済産業大臣が認める基準をもって、当該規定に係る法第三十七条の第四第二項及び法第三十七条の五第二項の技術上の基準とする。

（危険のおそれのない場合の特則）

六 第七十四条 法第三十七条の五第四項の経済産業省令で定める講習（以下「充てん作業者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行うものとする。

科目	範囲	充てんに関する基礎知識	充てん設備に関する知識	充てん設備の管理方	充てん設備に係る設備の構造	一 液化石油ガスの物性
		定期検査	定期点検	二 付属機器	二 貯蔵設備及び充てん作業の定義、形態、種類	
		対策	設備の位置及び設置場所	三 付属機器	一 充てん設備の構造	
			四 設備の設置方法	四 充てん設備の安全	二 充てん設備の貯蔵設備	

4 前二項の規定にかかる災害その他やむを得ない事由により前二項の期間内に再講習を受けたことは困難であるときは、経済産業大臣	3 充てん作業者は、前項の第一回の再講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に第二回の再講習を受けなければならぬ。第三回以降の再講習についても同様とする。	2 法第三十七条の五第四項の講習の課程を修了した者（以下「充てん作業者」という。）は、前項に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、第一回の再講習を受けなければならぬ。	1 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。
充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。
充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。
充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。	充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。





該免状を添付して当該免状を交付した都道府県  
知事にその書換えを申請しなければならない。  
2 都道府県知事は、前項の申請が住所に関する  
事項の変更である場合において、住民基本台帳  
法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の  
七第五項又は第三十条の八第一項の規定により  
免状の書換えの申請をしようとする者に係る同  
法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報  
を利用し、又は当該情報の提供を受けることが  
できないときは、免状の書換えを申請をしよう  
とする者に対し、書換えの理由を証明する書類  
を提出させることができる。

#### （免状の返納）

**第九十九条** 法第三十八条の四第四項の規定によ  
り免状の返納を命ぜられた者は、遅滞なく、返  
納を命じた都道府県知事にこれを返納しなけれ  
ばならない。

#### （液化石油ガス設備士試験）

**第一百条** 筆記試験の科目及びその範囲は、それ  
ぞれ第八十九条の表（実習の項を除く。）の上  
欄及び下欄に掲げるとおりとする。  
(筆記試験の免除)

**第一百一条** 筆記試験に合格した者に対するは、そ  
の申請により、都道府県において実施される次  
回の試験の筆記試験を免除する。  
(技能試験)

**第一百二条** 技能試験は、筆記試験の合格者又は前  
条の規定により筆記試験を免除された者に対  
し、次に掲げる事項について行うものとする。

一 配管用材料及び工具の使用  
二 硬質管の加工及び接続  
三 器具等の取付け  
四 気密試験の実施  
五 漏えい試験の実施  
(受験手続等)

**第一百三条** 試験（法第三十八条の六第一項の規定  
に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務  
を含む試験事務を行わせることとした協会又は  
指定試験機関（以下「協会等」という。）が行  
うものを除く。）を受けようとする者は、様式  
第五十五による受験願書に写真を添付してその  
希望する受験地を管轄する都道府県知事に提出  
しなければならない。この場合において、第百  
四十四条

二条の規定により筆記試験の免除を申請する者  
は、前回の筆記試験に合格したこととを証明する  
書類を添付しなければならない。

2 協会等がその試験事務を行う試験を受けよう  
とする者は、当該協会等が定めるところによ  
り、受験願書及び写真を当該協会等に提出しな  
ければならない。

3 第一项後段の規定は、協会等がその試験事務  
を行う試験について準用する。

4 都道府県知事は、試験を実施する期日、場  
所、受験願書の提出期限その他試験の実施に關  
し必要な事項を、あらかじめ公示しなければな  
らない。

5 都道府県知事が前項の公示の事務を含む試験  
事務を協会等に行わせている場合にあっては、  
前項の公示は、協会等が行うものとする。

(免状交付事務の委託法人)

**第一百五条** 法第三十八条の四の二の経済産業省令  
で定める法人は、協会とする。  
(免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)

**第一百六条** 令第七条第一号ニの経済産業省令で定  
める事項は、次の各号に掲げるものとする。

#### 一 委託契約の金額

#### 二 委託契約代金の支払の時期及び方法

#### 三 協会の都道府県知事への報告に関する事項

#### (免状交付事務に係る公示)

**第一百七条** 令第七条第二号の規定により、都道府  
県知事が、免状交付事務を委託したときは、次  
の各号に掲げる事項について公示するものとす  
る。

#### 一 委託に係る免状交付事務の内容

#### 二 委託に係る免状交付事務を処理する場所

#### (液化石油ガス設備工事の作業)

**第一百八条** 法第三十八条の七の経済産業省令で定  
める液化石油ガス設備工事の作業は、液化石油  
ガス設備工事に係る次に掲げる作業とする。

#### 一 硬質管の寸法取り又はねじ切りの作業

#### 二 硬質管の相互を接続し（アーチ溶接又はガ ス溶接の方法による接続に係るものを除く。） 若しくは硬質管を取り外し、又は硬質管の 取り外しのために硬質管を切断する作業

#### 三 次に掲げる器具等と硬質管を接続し（イから ニまでに掲げる器具等と硬質管を接続する 作業にあっては、同一型式の器具等の交換に 係るものと/or）又は取り外す作業

#### イ 気化装置

2 地盤面下に埋設する硬質管に腐しよく防止  
措置（電気防しょく措置を除く。）を講ずる  
作業

3 第一項後段の規定は、協会等がその試験事務  
を行う試験について準用する。

4 都道府県知事は、試験を実施する期日、場  
所、受験願書の提出期限その他試験の実施に關  
し必要な事項を、あらかじめ公示しなければな  
らない。

5 都道府県知事が前項の公示の事務を含む試験  
事務を行わせている場合にあっては、前項の公  
示は、協会等が行うものとする。

(免状交付事務の委託法人)

**第一百九条** 法第三十八条の九第一項の規定により  
前項の公示は、協会等が行うものとする。

(事業の開始の届出)

**第一百九条** 法第三十八条の十第一項第三号の經  
済産業省令で定める事項は、法第三十八条の十  
二に規定する記録及び配管図面の保存の場所及  
び分類の方法とする。

(届出事項)

**第一百十一条** 法第三十八条の十一の経済産業省令  
により同条第一項各号の事項の変更又は事業の廃止  
の届出をしようとする者は、様式第五十七によ  
る届書又は様式第五十八による届書を都道府県  
知事に提出しなければならない。

(施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工  
事)

**第一百十二条** 法第三十八条の十二の規定によ  
り事業の開始の届出をしようとする者は、様式第五  
十六による届書を都道府県知事に提出しな  
ければならない。

(届出事項)

**第一百十三条** 法第三十八条の十第一項第三号の經  
済産業省令で定める事項は、法第三十八条の十  
二に規定する記録及び配管図面の保存の場所及  
び分類の方法とする。

(変更等の届出)

**第一百十四条** 法第三十八条の十第二項の規定によ  
り事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第五  
十七による届書又は様式第五十八による届書を都道府  
県知事に提出しなければならない。

(施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工  
事)

**第一百十五条** 法第三十八条の十一の経済産業省令  
で定める特定液化石油ガス設備工事は、次の各  
号に掲げるものとする。

一 二以上の消費設備に液化石油ガスを供給す  
るための供給設備の設置又は変更（供給管の  
変更を伴うものに限る。）に係るもの

二 ガスマーケターと一の末端ガス栓の間の配管  
の長さが屋内において四メートル以上となる  
消費設備の設置又は変更（配管の変更を伴う  
ものに限る。）に係るもの（前号に該当する  
ものを除く。）

(表示の方法)

**第一百十六条** 法第三十八条の十一の規定により、  
特定液化石油ガス設備工事事業者は、当該工事  
に係る供給管、配管その他の設備の見やすい箇  
所に、容易に離脱しない方法により、様式第五  
十九による表示を付さなければならない。

(表示すべき事項)

**第一百十七条** 法第三十八条の十一の経済産業省令  
で定める事項は、次の各号に掲げるものとす  
る。

一 のために硬質管を切断する工事

二 次に掲げる器具等と硬質管の接続（イから  
ニまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る  
ものを除く。）

三 しきは硬質管の取り外し又は硬質管の取り  
外しのために硬質管を切断する工事

四 気化装置

五 気密試験の作業

(液化石油ガス設備士の講習)

**第一百九条** 法第三十八条の九第一項の規定により  
前項の公示は、協会等が行うものとする。

(事業の開始の届出)

**第一百九条** 法第三十八条の十第一項第三号の經  
済産業省令で定める事項は、法第三十八条の十  
二に規定する記録及び配管図面の保存の場所及  
び分類の方法とする。

(届出事項)

**第一百十三条** 法第三十八条の十第一項第三号の經  
済産業省令で定める事項は、法第三十八条の十  
二に規定する記録及び配管図面の保存の場所及  
び分類の方法とする。

(変更等の届出)

**第一百十四条** 法第三十八条の十第二項の規定によ  
り事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第五  
十七による届書又は様式第五十八による届書を都道府  
県知事に提出しなければならない。

(施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工  
事)

**第一百十五条** 法第三十八条の十一の経済産業省令  
で定める特定液化石油ガス設備工事は、次の各  
号に掲げるものとする。

一 二以上の消費設備に液化石油ガスを供給す  
るための供給設備の設置又は変更（供給管の  
変更を伴うものに限る。）に係るもの

二 ガスマーケターと一の末端ガス栓の間の配管  
の長さが屋内において四メートル以上となる  
消費設備の設置又は変更（配管の変更を伴う  
ものに限る。）に係るもの（前号に該当する  
ものを除く。）

(表示の方法)

**第一百十六条** 法第三十八条の十一の規定により、  
特定液化石油ガス設備工事事業者は、当該工事  
に係る供給管、配管その他の設備の見やすい箇  
所に、容易に離脱しない方法により、様式第五  
十九による表示を付さなければならない。

(表示すべき事項)

**第一百十七条** 法第三十八条の十一の経済産業省令  
で定める事項は、次の各号に掲げるものとす  
る。

一 のために硬質管を切断する工事

二 次に掲げる器具等と硬質管の接続（イから  
ニまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る  
ものを除く。）

三 しきは硬質管の取り外し又は硬質管の取り  
外しのために硬質管を切断する工事

四 気化装置

五 気密試験の作業

(液化石油ガス設備士の講習)

**第一百九条** 法第三十八条の九第一項の規定により  
前項の公示は、協会等が行うものとする。

(事業の開始の届出)

**第一百九条** 法第三十八条の十第一項第三号の經  
済産業省令で定める事項は、法第三十八条の十  
二に規定する記録及び配管図面の保存の場所及  
び分類の方法とする。

(変更等の届出)

**第一百十三条** 法第三十八条の十第二項の規定によ  
り事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第五  
十七による届書又は様式第五十八による届書を都道府  
県知事に提出しなければならない。

(施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工  
事)

**第一百十五条** 法第三十八条の十一の経済産業省令  
で定める特定液化石油ガス設備工事は、次の各  
号に掲げるものとする。

一 二以上の消費設備に液化石油ガスを供給す  
るための供給設備の設置又は変更（供給管の  
変更を伴うものに限る。）に係るもの

二 ガスマーケターと一の末端ガス栓の間の配管  
の長さが屋内において四メートル以上となる  
消費設備の設置又は変更（配管の変更を伴う  
ものに限る。）に係るもの（前号に該当する  
ものを除く。）

(表示の方法)

**第一百十六条** 法第三十八条の十一の規定により、  
特定液化石油ガス設備工事事業者は、当該工事  
に係る供給管、配管その他の設備の見やすい箇  
所に、容易に離脱しない方法により、様式第五  
十九による表示を付さなければならない。

(表示すべき事項)

**第一百十七条** 法第三十八条の十一の経済産業省令  
で定める事項は、次の各号に掲げるものとす  
る。

一 のために硬質管を切断する工事

二 次に掲げる器具等と硬質管の接続（イから  
ニまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る  
ものを除く。）

三 しきは硬質管の取り外し又は硬質管の取り  
外しのために硬質管を切断する工事

四 気化装置

五 気密試験の作業

(液化石油ガス設備士の講習)

**第一百九条** 法第三十八条の九第一項の規定により  
前項の公示は、協会等が行うものとする。

(事業の開始の届出)

**第一百九条** 法第三十八条の十第一項第三号の經  
済産業省令で定める事項は、法第三十八条の十  
二に規定する記録及び配管図面の保存の場所及  
び分類の方法とする。

(変更等の届出)

**第一百十三条** 法第三十八条の十第二項の規定によ  
り事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第五  
十七による届書又は様式第五十八による届書を都道府  
県知事に提出しなければならない。

(施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工  
事)

**第一百十五条** 法第三十八条の十一の経済産業省令  
で定める特定液化石油ガス設備工事は、次の各  
号に掲げるものとする。

一 二以上の消費設備に液化石油ガスを供給す  
るための供給設備の設置又は変更（供給管の  
変更を伴うものに限る。）に係るもの

二 ガスマーケターと一の末端ガス栓の間の配管  
の長さが屋内において四メートル以上となる  
消費設備の設置又は変更（配管の変更を伴う  
ものに限る。）に係るもの（前号に該当する  
ものを除く。）

(表示の方法)

**第一百十六条** 法第三十八条の十一の規定により、  
特定液化石油ガス設備工事事業者は、当該工事  
に係る供給管、配管その他の設備の見やすい箇  
所に、容易に離脱しない方法により、様式第五  
十九による表示を付さなければならない。

(表示すべき事項)

**第一百十七条** 法第三十八条の十一の経済産業省令  
で定める事項は、次の各号に掲げるものとす  
る。

一 のために硬質管を切断する工事

二 次に掲げる器具等と硬質管の接続（イから  
ニまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る  
ものを除く。）

三 しきは硬質管の取り外し又は硬質管の取り  
外しのために硬質管を切断する工事

四 気化装置

五 気密試験の作業

(液化石油ガス設備士の講習)

**第一百九条** 法第三十八条の九第一項の規定により  
前項の公示は、協会等が行うものとする。

(事業の開始の届出)

**第一百九条** 法第三十八条の十第一項第三号の經  
済産業省令で定める事項は、法第三十八条の十  
二に規定する記録及び配管図面の保存の場所及  
び分類の方法とする。

(変更等の届出)

**第一百十三条** 法第三十八条の十第二項の規定によ  
り事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第五  
十七による届書又は様式第五十八による届書を都道府  
県知事に提出しなければならない。

(施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工  
事)

**第一百十五条** 法第三十八条の十一の経済産業省令  
で定める特定液化石油ガス設備工事は、次の各  
号に掲げるものとする。

一 二以上の消費設備に液化石油ガスを供給す  
るための供給設備の設置又は変更（供給管の  
変更を伴うものに限る。）に係るもの

二 ガスマーケターと一の末端ガス栓の間の配管  
の長さが屋内において四メートル以上となる  
消費設備の設置又は変更（配管の変更を伴う  
ものに限る。）に係るもの（前号に該当する  
ものを除く。）

(表示の方法)

**第一百十六条** 法第三十八条の十一の規定により、  
特定液化石油ガス設備工事事業者は、当該工事  
に係る供給管、配管その他の設備の見やすい箇  
所に、容易に離脱しない方法により、様式第五  
十九による表示を付さなければならない。

(表示すべき事項)

**第一百十七条** 法第三十八条の十一の経済産業省令  
で定める事項は、次の各号に掲げるものとす  
る。

一 のために硬質管を切断する工事

二 次に掲げる器具等と硬質管の接続（イから  
ニまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る  
ものを除く。）

三 しきは硬質管の取り外し又は硬質管の取り  
外しのために硬質管を切断する工事

四 気化装置

五 気密試験の作業

(液化石油ガス設備士の講習)

**第一百九条** 法第三十八条の九第一項の規定により  
前項の公示は、協会等が行うものとする。

(事業の開始の届出)

**第一百九条** 法第三十八条の十第一項第三号の經  
済産業省令で定める事項は、法第三十八条の十  
二に規定する記録及び配管図面の保存の場所及  
び分類の方法とする。

(変更等の届出)

**第一百十三条** 法第三十八条の十第二項の規定によ  
り事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第五  
十七による届書又は様式第五十八による届書を都道府  
県知事に提出しなければならない。

(施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工  
事)

**第一百十五条** 法第三十八条の十一の経済産業省令  
で定める特定液化石油ガス設備工事は、次の各  
号に掲げるものとする。

一 二以上の消費設備に液化石油ガスを供給す  
るための供給設備の設置又は変更（供給管の  
変更を伴うものに限る。）に係るもの

二 ガスマーケターと一の末端ガス栓の間の配管  
の長さが屋内において四メートル以上となる  
消費設備の設置又は変更（配管の変更を伴う  
ものに限る。）に係るもの（前号に該当する  
ものを除く。）

(表示の方法)

**第一百十六条** 法第三十八条の十一の規定により、  
特定液化石油ガス設備工事事業者は、当該工事  
に係る供給管、配管その他の設備の見やすい箇  
所に、容易に離脱しない方法により、様式第五  
十九による表示を付さなければならない。

(表示すべき事項)

**第一百十七条** 法第三十八条の十一の経済産業省令  
で定める事項は、次の各号に掲げるものとす  
る。

一 のために硬質管を切断する工事

二 次に掲げる器具等と硬質管の接続（イから  
ニまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る  
ものを除く。）

三 しきは硬質管の取り外し又は硬質管の取り  
外しのために硬質管を切断する工事

四 気化装置

五 気密試験の作業

(液化石油ガス設備士の講習)

**第一百九条** 法第三十八条の九第一項の規定により  
前項の公示は、協会等が行うものとする。

一 特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称

二 施工年月日又は工事番号

三 連絡先  
(記録すべき事項)

一 特定液化石油ガス設備工事の注文者の氏名  
又は名称及び住所

二 特定液化石油ガス設備工事の内容、施工場所及び施工年月日

三 特定液化石油ガス設備工事に従事した液化石油ガス設備工事の氏名

四 施工後の気密試験の結果  
(電磁的方法による保存)

第五百一十八条の二 法第三十八条の十二第一項に規定する記録及び配管図面は、前条各号に掲げる事項及び配管図面の内容を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）その他の人間の知覚によつて認識することができない方法をいう。第五百三十二条の二において同じ。により記録することにより作成し、保存することができる。

前項の規定による保存をする場合には、同項の記録及び配管図面が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(記録及び配管図面の保存の方針)

第五百一十九条 法第三十八条の十二第一項の規定により、特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事に係る記録及び配管図面を、当該工事に係る事業所において五年間保存しなければならない。  
(事業所に備えるべき器具)

第一百二十一条 法第三十八条の十三の経済産業省令で定める器具は、自記圧力計とする。

第七章 指定試験機関  
(指定の申請)

第一百二十二条 法第三十八条の十四の規定により申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
一 名称及び住所並びに代表者の氏名  
二 試験事務を取り扱う事務所の名称及び所在地

二 行おうとする試験事務の範囲  
 試験事務を開始しようとする年月日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 次の事項を記載した書類

イ 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称

ロ 試験事務の実施の方法に関する計画

ハ 試験委員の選任に関する事項

ニ 試験事務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

(指定試験機関の名称等の変更の届出)

**第一百二十二条** 法第三十八条の十七第一項の規定による指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出は、次の事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

前項の規定は、法第三十八条の十七第二項の規定による指定試験機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更について準用する。この場合において、前項第一号中「又は主たる事務所の所在地」とあるのは、「若しくは主たる事務所の所在地」又は試験事務を取り扱う事務所の所在地」と読み替えるものとする。

(試験事務規程の認可の申請)

**第一百二十三条** 指定試験機関は、法第三十八条の十八第一項の規定により試験事務規程の設定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る試験事務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

指定試験機関は、法第三十八条の十八第一項の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更の理由

三 法第三十八条の十八第二項による委任都道府県知事の意見の概要

**第一百二十四条** 法第三十八条の十八第三項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 試験の実施の方法に関する事項
- 二 手数料の収納の方法に関する事項
- 三 合格の通知に関する事項
- 四 試験委員の選任及び解任に関する事項
- 五 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 六 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項

(試験事務の休廃止)

**第一百一十五条** 指定試験機関は、法第三十八条の十九第一項の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(役員の選任及び解任)

**第一百一十六条** 指定試験機関は、法第三十八条の二十一の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴
- 二 選任又は解任の理由

(試験委員)

**第一百一十七条** 法第三十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

- 一 液化石油ガス設備免状の交付を受けており、かつ、液化石油ガス設備工事の作業に關する二年以上の経験を有する者
- 二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学又は工学に関する課程を修め卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む)であつて、液化石油ガス設備工事の作業に関する三年以上の経験を有するもの
- 三 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工業に関する課程を

四 前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者と經濟産業大臣が認める者（試験委員の選任又は変更の届出）

**第一百二十八条** 指定試験機関は、法第三十八条の二十三第三項の規定により試験委員の選任又は変更の届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 選任又は変更に係る試験委員の氏名及び略歴

二 選任又は変更の理由  
(試験結果の報告)

**第一百二十九条** 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、試験実施年月日、受験申請者数、受験者数及び合格者数を記載した試験結果報告書を委任都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の試験結果報告書には、合格者の氏名、生年月日及び試験の科目ごとの成績を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。  
(試験事務の引継ぎ等)

**第一百三十条** 指定試験機関は、委任都道府県知事が法第三十八条の二十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が法第三十八条の十九第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は法第三十八条の二十六第一項若しくは第二項の規定により指定試験機関の指定を取り消された場合には、次の事項を行わなければならない。

一 試験事務を委任都道府県知事に引き継ぐこと。  
二 試験事務に関する帳簿及び書類を委任都道府県知事に引き継ぐこと。  
三 その他委任都道府県知事が必要と認める事項

(帳簿)  
**第八章 雜則**

記載すべき場合 売した場合	一 液化石油ガスを体積により一般消費者等に販売した場合	二 販売開始の年月日	一 充てん容器の種類及び数
五 法第二十九条の認定を受けた保安機関に法第二十七条第一項各号の業務を委託した場合	四 法第十四条第一項の書面交付を行つた場合	三 販売先 二 販売の年月日	一 充てん容器の種類及び数に变更のあった場合においてはその内容
四 供給設備が法第十六条の二第一項の技術上の基準(特定供給設備にあつては法第三十	三 委託による一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 委託を行つた保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地 三 保安業務の結果	三 販売先 二 引取りの年月日 一 引取元 一 書面交付に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所	一 充てん容器の種類及び数に変更のあった場合においてはその内容
四 供給設備が法第十六条の二第一項の技術上の基準(特定供給設備にあつては法第三十	四 書面の内容 一 委託による一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 委託を行つた保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地 三 保安業務の結果	四 充てん容器を交換した年月日及び充てん容器の種類又は数に変更のあった場合においてはその内容	一 充てん容器の種類及び数に変更のあった場合においてはその内容

八 第十六条第二十二号 の規定によりバルク貯槽	七 第十六条第二十二号 の規定によりバルク貯槽又は特定供給設備に異常があった場合	六 貯蔵施設又は特定供給設備に異常があった場合	五 消費設備が法第三十五条の五の技術上の基準に適合しないものであつた場合は、それに対する講じた措置の内容
一 附屬機器の種類、製造番号及び 者との氏名又は名称及び住所	二 高压ガス保安法第五十六条の四 第一項の特定設備検査合格証又は同 法第五十六条の六 の十四第二項の特 定設備基準適合証 の番号及び発行年 月日	三 検査を行つた 年月日	四 検査を行つた 年月日
五 検査の結果	六 第一項の特定設備 検査合格証又は同 法第五十六条の六 の十四第二項の特 定設備基準適合証 の番号及び発行年 月日	七 第一項第四号に基 づき実施した措置 の内容	七 保安業務を行 つた年月日
八 第十六条第二十二号 の規定によりバルク貯槽	九 第一項第四号に基 づき実施した措置 の内容	十 講じた年月日	十一 講じた年月日

九 第十六条第二十三号の規定によりバルク容器の機器の検査を行った場合		二 検査を行つた年月日	
		三 検査を行つた者の氏名又は名称及び住所	
記載すべき場合	一 供給開始時点検・調査を行つた場合	四 検査の結果	一 機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称
	二 供給開始時点検・調査を行つた場合	三 検査を行つた者の氏名又は名称及び住所	二 検査を行つた年月日
	四 供給開始時点検・調査を行つた者の氏名又は名称及び住所	四 検査を行つた者の氏名又は名称及び住所	一 検査を行つた年月日
	五 供給開始時点検・調査又は通知の年月日		
	六 供給開始時調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称		

四 定期消費設備調査  
を行った場合

一 定期消費設備調査 に係る一般消費者等の 氏名又は名称及び住所	二 定期消費設備調査 を行つた者の氏名
定期消費設備調査 の結果	定期消費設備調査 の実施又は法第二十七 条第一項第二号の通知 をした場合は、その内 容
定期消費設備調査 又は通知の年月日	定期消費設備調査 に係る燃焼器の製造者 又は輸入者の名称
定期消費設備調査 は通知の年月日	定期消費設備調査 に係る燃焼器の型式及 び製造年月
六 緊急時対応を行つた 場合	四 の二 法第三十四条 条ただし書の規定に より定期消費設備調 査を行わなかつた 場合

三 紧急時連絡を行つた場合	七 紧急時連絡を行つた場合
四 の二 法第三十四条 条ただし書の規定に より定期消費設備調 査を行わなかつた 場合	七 法第八十一条第一項 の規定により充てん事 業者が帳簿に記載す べき事項は、次の表の上 欄に掲げるものとする。
五 周知を行つた	八 緊急時対応を行つ た年月日
六 緊急時対応を行つた 場合	九 緊急時連絡を行つた 場合

一 紧急時対応に係る 一般消費者等の氏名又 は名称及び住所	二 保安検査を受けた 場合
二 周知を行つた者の 氏名	三 充てん設備に 異常があつた場合
三 周知の内容	四 充てん設備が法第三 十七条の四第二項の技術 上の基準に適合していな い場合は、それに対し 講じた措置の内容
四 周知の年月日	五 保安検査又は措置を した年月日
五 紧急時対応を行つた 場合	六 法第八十一条第一項 の規定により指定試験機 関が帳簿に記載すべき事 項は、合規者の氏名 及び結果

一 法第八十一条第一項 の規定により、充てん事 業者は、第三項に掲げる事 項を記載した帳簿を 事業所ごとに備え、記載の 日から起算して二年間保存 しなければならない。	二 法第八十一条第二項の規 定により指定試験機 関が帳簿に記載すべき事 項は、合規者の氏名 及び結果
三 紧急時連絡を行つた 場合	四 緊急時対応を行つた 場合
四 緊急時連絡を行つた 場合	五 紧急時連絡を行つた 場合
五 紧急時連絡を行つた 場合	六 法第八十一条第一項 の規定により、充てん事 業者は、第三項に掲げる事 項を記載した帳簿を 事業所ごとに備え、記載の 日から起算して二年間保存 しなければならない。

算して二年間が経過する日（次の各号に掲げる事項にあっては、それぞれ当該各号に定める日）まで保存しなければならない。ただし、一般消費者等に係る帳簿については、当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。

一 法第十四条第一項の書面交付に係る事項  
二 当該販売契約の終了する日  
三 次に掲げる保安業務に係る事項（法第二十  
七条第一項各号の保安業務を他の者に委託し  
ている場合に限る）。次に掲げる保安業務が  
次に実施される日

四 緊急時対応を行つた年月日

五 法第八十一条第一項第一号の表イ（2）又はロ  
（3）に掲げる事項に係る調査

六 法第八十一条第一項第一号の表イ（4）、ロ  
（4）、ハ（4）又はニ（4）に掲げる事項に  
係る点検

七 法第八十一条第一項第一号の表イ（2）又はロ  
（3）に掲げる事項に係る調査

八 法第八十一条第二項の試験事務に係る帳簿  
は、試験事務を廃止するまで保存しなければな  
らない。

が、電磁的方法により記録され、当該記録が必  
要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ち  
に表示されることができるようして保存され  
るとときは、当該記録の保存をもつて法第八十一  
条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿  
の保存に代えることができる。

九 前項の規定による保存をする場合には、經濟  
産業大臣が定める基準を確保するよう努めなけ  
ればならない。

（報告）

一 関機安保者業事売販ガ油石液	二 第百三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、毎事 業年度経過後三月以内に、同表の中欄に掲げる 事項を、同表の下欄に掲げる者に報告しなけれ ばならない。ただし、災害その他やむを得ない 事由により当該期間内に報告することが困難で あるときは、經濟産業大臣が当該事由を勘案し て定める期間内に報告しなければならない。
三 構成の変更	三 その事業年度における 法第二十七条第一項各 号に掲げる保安業務の 実施状況、その事業年 度末における保安業務 の保安業務の委託状況
四 各号に掲げる構成員の 長	四 法第二十九条 第一項の認定 をした経済産 業大臣、産業 監督部長、都 道府県知事又 は指定都市の 長

業者等の数	その事業年度末における充填に係る一般消費者等の数及び充填の作業に従事している充てん作業者の数	法第三十七條の四第一項の許可をした都道府県知事又は指定都市の長
-------	--	---------------------------------

(事務局)  
**百三十三条** 保安機関は、自ら行つてゐる保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければならぬ。

**第一百三十四条** 法第八十三条第一項又は第三項の

規定により経済産業大臣は、その職員に液化石油ガスを取扱させるとき其の被取扱者に譲り受けた

酒力を引き取るときは、被取扱者は機器第  
六十による取扱証を交付しなければならない。

(證明書)

### 第一百三十五条 法第八十三条第八項の經濟產業大臣、都道府県知事又は市長がその職員に携帶さ

都道府県知事又は市長がその職員に携帶させる証明書は、様式第六十一によるものとす

法第八十三条第十二項の機構がその職員に携  
帶せらる証明書は、様式第六十二にてる。

帶させる。説明書は様式第六十二による。ものとする。

第一百三十六条から第一百三十九条まで 削除

(経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告)

都道府県知事又は指定都市の長は、

令第十三条第八項の規定により法第十六条の一

第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行ふことは、東京、二義式第六十一

事務の報告を行ふときは速やかに様式第六十四の供給設備技術基準適合命令実施報告書を當

該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業

保安監督部長に提出しなければならない。

**第一百四十一條** 都道府県知事又は指定都市の長は、令第十三條第八項の規定により法第八十二

条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属す

る事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行  
う二回、二回、二回）。次頁二〇一、二〇二、二〇三。

う者に関するものを除く、次項において同じ)  
の報告を行うときは、当該事務を行つた年度の

（第1回）  
（第2回）  
（第3回）  
（第4回）  
（第5回）  
（第6回）  
（第7回）  
（第8回）  
（第9回）  
（第10回）  
（第11回）  
（第12回）  
（第13回）  
（第14回）  
（第15回）  
（第16回）  
（第17回）  
（第18回）  
（第19回）  
（第20回）  
（第21回）  
（第22回）  
（第23回）  
（第24回）  
（第25回）  
（第26回）  
（第27回）  
（第28回）  
（第29回）  
（第30回）  
（第31回）  
（第32回）  
（第33回）  
（第34回）  
（第35回）  
（第36回）  
（第37回）  
（第38回）  
（第39回）  
（第40回）  
（第41回）  
（第42回）  
（第43回）  
（第44回）  
（第45回）  
（第46回）  
（第47回）  
（第48回）  
（第49回）  
（第50回）  
（第51回）  
（第52回）  
（第53回）  
（第54回）  
（第55回）  
（第56回）  
（第57回）  
（第58回）  
（第59回）  
（第60回）  
（第61回）  
（第62回）  
（第63回）  
（第64回）  
（第65回）  
（第66回）  
（第67回）  
（第68回）  
（第69回）  
（第70回）  
（第71回）  
（第72回）  
（第73回）  
（第74回）  
（第75回）  
（第76回）  
（第77回）  
（第78回）  
（第79回）  
（第80回）  
（第81回）  
（第82回）  
（第83回）  
（第84回）  
（第85回）  
（第86回）  
（第87回）  
（第88回）  
（第89回）  
（第90回）  
（第91回）  
（第92回）  
（第93回）  
（第94回）  
（第95回）  
（第96回）  
（第97回）  
（第98回）  
（第99回）  
（第100回）

翌年度の六月末日までに様式第六十五の報告書

収実施年報を次の各号に掲げる区分に応じて該各号に定める者に提出しなければならぬ。

一 液化石油ガスの取引の適正化に関する事項  
のみ 経済産業局長

三 一 液化石油ガスの保安の確保に関する事項  
二 産業保安監督部長  
及び液化石油ガスの取引の適正化に関する事項  
項 産業保安監督部長

都道府県知事又は指定都市の長は、法第八十一条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行つた場合であつて、法令に違反する重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十六の報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 液化石油ガスの取引の適正化に関する事項のみ 経済産業局長

一 液化石油ガスの保安の確保に関する事項のみ 産業保安監督部長

一 液化石油ガスの取引の適正化に関する事項及び液化石油ガスの保安の確保に関する事項の範囲に属する事務を行つた場合であつて、法令に違反する重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十六の報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

都道府県知事は、法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものに限る。次項において同じ。）を行つたときは、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

都道府県知事又は指定都市の長は、令第十三十三条第八項の規定により法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行つたときは、當該事務を行つた年度の一年度分の立入検査、質問又は収容の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十七の立入検査等実施年報を次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 液化石油ガスの取引の適正化に関する事項のみ 経済産業局長

二 液化石油ガスの保安の確保に関する事項のみ 産業保安監督部長

三 液化石油ガスの取引の適正化に関する事項及び液化石油ガスの保安の確保に関する事項

一 項 産業保安監督部長

二 都道府県知事又は指定都市の長は、法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であつて、法令に違反する事実その他の災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときには、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十九の立入検査等実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

二 一 液化石油ガスの取引の適正化に関する事項のみ 経済産業局長

二 液化石油ガスの保安の確保に関する事項のみ 産業保安監督部長

三 一 液化石油ガスの取引の適正化に関する事項及び液化石油ガスの保安の確保に関する事項

二 項 産業保安監督部長

三 都道府県知事は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行つた年度の一年分の立入検査又は質問の結果をとりまとめ、翌年度の六月末日までに様式第六十九の立入検査等実施年報を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

四 都道府県知事は、法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行つた場合であつて、法令に違反する事実その他の災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第七十の立入検査等実施報告書を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

五 市長は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、当該事務を行つた年度の一年分の立入検査又は質問の結果をとりまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十九の立入検査等実施年報を当該市の区域

6 が管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該立入検査等実施年報を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

市長は、法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であつて、法令に違反する事実その他の災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認められたときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第七十の立入検査等実施報告書を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該立入検査等実施報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

**第二百四十三条** 都道府県知事は、法第八十三条の二第一項の規定により液化石油ガス器具等を提出すべきことを命じたときは、令第十三条第八項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

市長は、法第八十三条の二第一項の規定により液化石油ガス器具等を提出すべきことを命じたときは、令第十三条第八項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、当該立入検査等実施報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

(条例等に係る適用除外)

**第二百四十四条** 第三十九条第一項及び第三項、第一百三十二条並びに第一百三十五条(都道府県知事又は市長の事務に係る部分に限る)の規定は、都道府県又は市の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

**附 則 抄**

(施行期日)  
(経過措置)

**第二条** この省令は、平成九年四月一日から施行する。

一  
有に係る移動式製造設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出しなければならない。

二 法人にあつてはその代表者の氏名  
三 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地  
充てん設備の貯蔵設備の記号及び番号並び

**第三条** この省令の施行の際現に高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正は賛成の方

化に関する法律の一部を改正する法律(平成八年法律第十四号)第二条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「旧法」という)第三条第一項若しくは第八条第一項の許可を受けて設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している容器置場、貯槽(販売所に設置されているものに限る)又は特定供給設備については、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(以下「新規則」という)第一条第二項第五号ニに定めるもののうち、老人福祉法第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、老人保健法第六条第四項の老人保健施設、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律第二条の特定民間施設、精神薄弱者福祉法第五条の精神薄弱者援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項の精神障害者社会復帰施設、職業能力開発促進法第十五条の六第一項第四号の障害者職業能力開発校又は母子及び寡婦福祉法第二十一条第一項の母子福祉施設であつて、収容定員二十人以上のものに係る新規則第十四条第二号、第十八条第二号イ及び第三号イ並びに第五十三条第一号イ及び第二号イの規定の適用に關しては、なお従前の例による。

十八条第二十二号の基準に適合していないものについては、次の各号に掲げる場合に応じ、この省令の施行の日から当該各号に定める期間は、なお前述の例による。

新規則第十八条第二十二条イ及びハに定めるものを設置する場合 この省令の施行の際 現に供給設備のガスマータに付されている

二 新規則第十八条第二十二号ロ及びハに定め  
る検定の満了の年月までの間

るものを設置する場合 この省令の施行の日から五年間 第六条 この省令の施行の際現に旧法第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている販売所に係る一般消費者等の数が三千以上の場合の業務主任者の選任数は、この省令の施行の日から三年間は、新規則第二十二条第一項の規定にかかわらず、二人以上とする。

第七条 液化石油ガス販売事業者は、平成六年四月一日から平成九年三月三十一日までにこの省令による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第二十二条の規定により講習を受けた者に、新規則第二十三条第二項の規定にかかるわらず、当該講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に第二回又は第三回以降の高压ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第十九条第三項の講習を受けさせなければならぬと読み替えるものとする。

第八条 新規則第三十六条第一項第一号及び第三十七条第一号の表下欄中「四年」とあるのは、平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間は「二年」と、平成十一年四月一日から平成十四年三月三十日までの間は「三年」と読み替えるものとする。

第九条 この省令の施行の日から三年間は、新規則第三十六条第一項第二号の表中ハの項下欄中「業務主任者」とあるのは、「この省令の施行後に第十二条の規定による講習を受けた業務主任者」とする。

4 この省令の施行の際現こ夜ヒ石油ガスの保安同等以上の講習の課程を修了している者は、同項に規定する講習の課程を修了したものとみなす。

の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第六十三号）による改正前の液化石油ガスの保

案の破壊及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和四十三年通商産業省令第十四号）第三十七条第三号の規定により通商産業大臣又は都

**第九条** この省令の施行の際現に設置されている  
法第二条第五項の消費設備であつて、調整器と  
末端が不栓との間に設置される長さ〇・三メー  
トル未満の硬質管以外の管（調整器と硬質管を  
接続するものに限る。）については、新規則第  
四十四条第二号イ（一）（i-i）の規定にかか  
わらず、この省令の施行の日から三年間は、な  
お従前の例による。

における新法第二十七条第一項各号に掲げる保安業務の実施の状況を旧法第三条第一項の許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

**第十三条** 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第五項の規定により

法第二十九条第一項の認定を受けたものとみなされた者のうち、平成九年一月一日から平成九年三月三十一日までに事業年度が終了する者

は、当該事業年度経過後三月以内にその事業年度における旧法第三十七条第一項の調査業務の実施状況、調査業務の委託を受けた液化石油ガス販売事業者の数及び消費設備の数並びに法人にあつてはその事業年度中の役員又は旧規則第三十八条の四各号に掲げる構成員の構成の変更を旧法第三十七条の二第一項の認定をした都道府県知事に報告しなければならない。ただし、この省令の施行日以前に旧規則第四十二条第二項の規定により報告をした場合にあつては、この限りでない。

**附 則**（平成九年三月二七日通商産業省  
令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条から第十条まで及び第十二条から第十五条までの規定は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一〇年三月二六日通商産業省  
令第八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一〇年九月三〇日通商産業省  
令第八八号）抄

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第三十六条第一項第二号の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。  
**（経過措置）**

**第二条** この省令の施行の際現に第七十四条第一項に定める充てん作業者講習の課程を修了した者についての改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三十六条第一項第二号の適用については、同号の表イの項下欄中

〔第七十四条第一項に定める充てん作業者講習の課程を修了した者〕とする。

**第三条** この省令の施行の際現に液化石油ガス設備免状の交付を受けている者についての新規則第三十六条第一項第二号の適用については、同号の表ハの項下欄中「液化石油ガス設備士」とあるのは、「平成十二年四月一日以降に第百九条に定める液化石油ガス設備士の講習を受けた液化石油ガス設備士」とする。

**第四条** この省令の施行の際現に高圧ガス保安法第二十八条第一項の販売主任者免状の交付を受けている者についての新規則第三十六条第一項第二号の適用については、同号の表ハの項下欄中「販売主任者免状の交付を受けている者」とあるのは、「販売主任者免状の交付を受けている者」(平成十二年四月一日以降に第二十三条に定める業務主任者の講習を受けたものに限る。)とする。

**第五条** この省令の施行の際現に業務主任者の代理人の資格を有している者又は第三十六条第二項に定める要件に適合している者については、新規則第三十六条第一項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二年二月二三日通商産業省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月三日通商産業省令第七二号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年九月二六日通商産業省令第二〇〇号)

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年一〇月三一日通商産業省令第三〇二号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第十四、様式第十五、様式第十七、様式第十八、様式第二十六、様式第二十九、様式第三十四、様式第三十六、様式第四十一、様式第四十七、様式第五十一及び様式第五十八の改正規定並びに様式第六十四から様式第六十八までの改正規定(「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める部分を除く。)は、公

附 則（平成二年二月五日通商産業省令第三七八号）抄	（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成一三年三月二九日經濟産業省令第九九号）抄	（施行期日）この省令は、平成十六年三月一日から施行する。	附 則（平成一八年四月二八日經濟産業省令第五四号）抄	（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。	この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。	附 則（平成一三年三月三〇日經濟産業省令第一一四号）	（施行期日）この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。	附 則（平成一六年三月三一日經濟産業省令第一〇九号）抄	（施行期日）この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。	この省令は、平成十三年四月一日から施行する。	附 則（平成一三年七月一一日經濟産業省令第一一八二号）	（施行期日）この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。	附 則（平成一八年九月二九日經濟産業省令第八九号）	（施行期日）この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
この省令は、平成十三年八月一日から施行する。	この省令は、平成十三年八月一日から施行する。	附 則（平成一四年一月三一日經濟産業省令第二〇号）	（施行期日）この省令による改正後の保安検査の方法は、平成十八年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。ただし、次項に掲げる場合はこの限りでない。	附 則（平成一八年三月三一日經濟産業省令第一〇六号）	（経過措置）この省令による改正前の液化石油ガス保安規則表第三第一項第十七号（ただし書）、一般高圧ガス保安規則別表第三第一項第十一号（ただし書）及びコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号（ただし書）の規定は、当分の間、なおその効力を有する。
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一百三十九条の次に一条を加える改正規定（第一百三十九条の二第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一百三十九条の次に一条を加える改正規定（第一百三十九条の二第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。	附 則（平成一四年一〇月一日經濟産業省令第一〇六号）	（施行期日）この省令による改正後の保安検査の方法は、平成十八年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。ただし、次項に掲げる場合はこの限りでない。	附 則（平成一八年三月三一日經濟産業省令第一〇七号）	（経過措置）この省令による改正前の液化石油ガス保安規則表第三第一項第十七号（ただし書）、一般高圧ガス保安規則別表第三第一項第十一号（ただし書）及びコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号（ただし書）の規定は、当分の間、なおその効力を有する。
第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、同年一月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、同年一月一日から施行する。	附 則（平成一七年三月四日經濟産業省令第一号）	（施行期日）この省令の施行の際、現に自ら保安検査を行なうことができる者として経済産業大臣の認定を受けている認定保安検査実施者が行なう保安検査の方法は、この省令の施行後最初の認定の更新を受けるまでの間は、なお従前の例によることができる。	附 則（平成一七年三月一一日經濟産業省令第一号）	（施行期日）この省令の施行の際、現に自ら保安検査を行なうことができる者として経済産業大臣の認定を受けている認定保安検査実施者が行なう保安検査の方法は、この省令の施行後最初の認定の更新を受けるまでの間は、なお従前の例によることができる。
第二条 この省令の施行の際現に屋外に設置されている燃焼器の排気筒又はその給排気部については、改正後の第四十四条第一号ナ及びラ並びに第二号イ（10）及び（12）の規定にかかわらず、なお従前の例による。	第二条 この省令の施行の際現に屋外に設置されている燃焼器の排気筒又はその給排気部については、改正後の第四十四条第一号ナ及びラ並びに第二号イ（10）及び（12）の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附 則（平成一七年三月四日經濟産業省令第一号）	（施行期日）この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	附 則（平成一七年三月一一日經濟産業省令第一号）	（施行期日）この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則（平成一五年三月三一日經濟産業省令第四二号）抄	（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成一七年三月二九日經濟産業省令第三六号）	（施行期日）この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	附 則（平成一九年六月二七日經濟産業省令第二二号）	（施行期日）この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成一七年三月二九日經濟産業省令第三九号）抄	（施行期日）この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	附 則（平成一九年六月二七日經濟産業省令第四四号）	（施行期日）この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
省令第四四号	（施行期日）この省令は、平成十五年四月一日から施行する。	省令第四四号	（施行期日）この省令は、平成十九年七月二十七日から施行する。	省令第四六号	（施行期日）この省令は、平成十九年七月一日から施行する。
附 則（平成一六年二月二七日經濟産業省令第二五号）抄	（施行期日）この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。	附 則（平成一六年二月二七日經濟産業省令第二五号）	（施行期日）この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。	附 則（平成一九年六月二九日經濟産業省令第四六号）	（施行期日）この省令は、平成十九年七月一日から施行する。

<p><b>附 則</b> (平成二〇〇年一二月一日経済産業省令第八二号)</p> <p>この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二四年三月三〇日経済産業省令第二四号)</p> <p>この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二四年三月三〇日経済産業省令第二五号)</p> <p>この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二五年三月二九日絏済産業省令第一号)</p> <p>この省令は、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二六年三月一七日絏済産業省令第一号)</p> <p>この省令は、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二六年六月四日絏済産業省令第三一号)</p> <p>この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二七年九月二九日絏済産業省令第六八号)</p> <p>この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。ただし、改正規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分及び「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）」、「第一条第四項」に改める部分は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年一月二二日絏済産業省令第四号)</p> <p>この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>
--

<p><b>附 則</b> (平成二八年三月二二日絏済産業省令第二六号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）次項において「液化石油ガス法」という。）第三十五条の六第一項の認定を受けている液化石油ガス販売事業者は、この省令の施行の日にこの省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（次項において「新液化石油ガス法施行規則」という。）第四十七条第一項の認定についてされている申請者は、新液化石油ガス法施行規則第四十七条の二に規定する第一号認定についてされた申請とみなす。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年三月三一日絏済産業省令第三三号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成三〇年一月一九日絏済産業省令第六五号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、平成三十年十二月一日から施行する。</p>
--

<p><b>附 則</b> (平成二八年四月一日絏済産業省令第五号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年六月二三日絏済産業省令第七七号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年三月三〇日絏済産業省令第六八号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、平成二十九年三月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年三月三〇日絏済産業省令第一八号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（同法第一条中児童福祉法第五十六条の六第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十条及び第十二条の規定を除く。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年三月三〇日絏済産業省令第三六号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年三月三〇日絏済産業省令第五七号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年三月三〇日絏済産業省令第五五号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年三月三〇日絏済産業省令第五六号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年三月三〇日絏済産業省令第五七号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年三月三〇日絏済産業省令第六〇号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年三月三〇日絏済産業省令第九二号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
---

<p><b>附 則</b> (平成二九年三月三〇日絏済産業省令第六二号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの省令の施行後に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の二第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更により、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年三月三〇日絏済産業省令第六三号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の</p>
--

一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

### 附 則（令和三年六月一八日経済産業省令第五号）

（施行期日） 第一条 この省令は、令和三年十一月一日から施行する。

（経過措置） 第二条 この省令の施行の際現に設置されている液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第二百四十九号）

### 附 則（令和五年一月二三日経済産業省令第四号）

（施行期日） 1 この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これららの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による受験願書、申請書その他の文書についても、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。 3 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中採石法施行規則第八条の十九第二項の次に二項を加える改正規定、同令第二十二条第一項の改正規定及び同令様式第十九の改正規定並びに第二十五条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第八条の次に二条を加える改正規定及び同令様式第四の改正規定は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

### 附 則（令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号）

（施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中採石法施行規則第八条の十九第二項の次に二項を加える改正規定、同令第二十二条第一項の改正規定及び同令様式第十九の改正規定並びに第二十五条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第八条の次に二条を加える改正規定及び同令様式第四の改正規定は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（施行期日） 1 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約一年を経過した日から施行する。

（経過措置） 第二条 この省令による改正後の液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行なうよう努めるものとする。

様式第4 (第8条関係)

油化石油ガス販売事業者用		
登録の番号	年月日	年月日
登録年月日	年月日	年月日
氏名又は名称		
代表者の氏名		
販売所の名称及び所在地		

(備考) 1. この欄の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2. 諸欄を記入後ごとに公印及びサイン捺す箇所における印鑑は、縦〇センチメートル、横〇センチメートルの大きさとすること。

様式第5 (第9条関係) (油化石油ガス販売事業者用)

油化石油ガス販売事業者用		
登録番号	年月日	年月日
登録年月日	年月日	年月日
氏名又は名称		
代表者の氏名		
販売所の名称及び所在地		

(備考) 1. この欄の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2. 印は捺していないこと。

様式第6 (第10条関係) (油化石油ガス販売事業者用)

油化石油ガス販売事業者用		
登録番号	年月日	年月日
登録年月日	年月日	年月日
氏名又は名称		
代表者の氏名		
販売所の名称及び所在地		

(備考) 1. この欄の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2. 印は捺していないこと。

様式第7 (第10条関係) (油化石油ガス販売事業者用)

油化石油ガス販売事業者用		
登録番号	年月日	年月日
登録年月日	年月日	年月日
氏名又は名称		
代表者の氏名		
販売所の名称及び所在地		

(備考) 1. この欄の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2. 印は捺していないこと。

様式第7の2（第10条関係）（内閣府令第17号による規則第101号）

上部欄	下部欄
監理者名	年月日
監理者登録番号	

石油ガス販売事業者監理取扱書 年月日

記入済した者は、監理者は各代表者の姓名  
あつてその代表者の登録番号

記入を受けた者は、監理者は各代表者の姓名  
あつてその代表者の登録番号

次のとおり液化石油ガス販売事業者の全般の運営がありましたことを  
監理します。

- 監理する月日
- 監理事由
- 調査し年月日

（備考）この監査の大きさは、日本標準換算値とすること。  
2. ×印の項目は記載しないこと。

様式第8（第10条関係）（内閣府令第17号による規則第101号）

上部欄	下部欄
監理者名	年月日
監理者登録番号	

石油ガス販売事業者監理取扱書 年月日

記入済した者は、監理者は各代表者の姓名  
あつてその代表者の登録番号

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相談がありましたことを記載しま  
す。

- 監理する月日及び世界
- 監理事由
- 監理事由
- 実行石油ガス販売事業者の地位を承継する者として監視された者の名及び  
住所
- 相談開始する月日

（備考）この監査の大きさは、日本標準換算値とすること。  
1. ×印の項目は、監理者が各代表者の姓名を記載する場合に記載すること。  
2. ×印の項目は記載しないこと。

様式第9（第10条関係）（内閣府令第17号による規則第101号）

上部欄	下部欄
監理者名	年月日
監理者登録番号	

石油ガス販売事業者監理取扱書 年月日

記入済した者は、監理者は各代表者の姓名  
あつてその代表者の登録番号

記入を受けた者は、監理者は各代表者の姓名  
あつてその代表者の登録番号

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相談がありましたことを記載しま  
す。

- 監理する月日及び世界
- 監理事由
- 監理事由
- 実行石油ガス販売事業者の地位を承継した者の氏名及び住所
- 相談開始する月日

（備考）この監査の大きさは、日本標準換算値とすること。  
2. 監理者は、代理人とすること。  
3. ×印の項目は記載しないこと。

様式第9の2（第10条関係）（内閣府令第17号による規則第101号）

上部欄	下部欄
監理者名	年月日
監理者登録番号	

石油ガス販売事業者監理取扱書 年月日

記入済した者は、監理者は各代表者の姓名  
あつてその代表者の登録番号

記入を受けた者は、監理者は各代表者の姓名  
あつてその代表者の登録番号

次のとおり分野によって液化石油ガス販売事業者の運営がありま  
したことを記載します。

- 監理する月日
- 監理事由
- 監理事由

（備考）この監査の大きさは、日本標準換算値とすること。  
2. ×印の項目は記載しないこと。

様式第12（第22条関係）（第22条関係）（第22条関係）

×登記番号	年月日
登記の事由	年月日
登記の事由は次のとおりである。	
1. 本社住所の名称及び住所を本社に一般機器業者として登記する事由。	
2. 事業主の者又は事業主の代表者の氏名及び石油ガスの販売に関する権限。	
3. 職位（専任）の者と年齢	
4. 本社の名称	
（備考）1. この種目の大きさは、日本標準地図A4とすること。	
2. 事業主の者は本社の代表者の代理者が登記の基準に定められたる標準の年齢以上とし、本社の標準化されたの範囲で該する範囲に登記すること。	
3. ×登記の者は登記しないこと。	

様式第11（第26条関係）（第26条関係）（第26条関係）

×登記番号	年月日
登記の事由	年月日
登記の事由は次のとおりである。	
1. 本社住所の名称及び住所を本社に一般機器業者として登記する事由。	
2. 事業主の者又は事業主の代表者の氏名及び石油ガスの販売に関する権限。	
3. 職位（専任）の者と年齢	
4. 本社の名称	
（備考）1. この種目の大きさは、日本標準地図A4とすること。	
2. ×登記の者は登記しないこと。	

様式第12（第30条関係）（第30条関係）（第30条関係）

×登記番号	年月日
登記の事由	年月日
登記の事由は次のとおりである。	
1. 本社住所の名称及び住所を本社に一般機器業者として登記する事由。	
2. 事業主の者又は事業主の代表者の氏名及び石油ガスの販売に関する権限。	
3. 職位（専任）の者と年齢	
4. 本社の名称	
（備考）1. この種目の大きさは、日本標準地図A4とすること。	
2. ×登記の者は登記しないこと。	

様式第13（第30条関係）（第30条関係）（第30条関係）

登記の事由	年月日
登記の事由	年月日
登記の事由は次のとおりである。	
1. 本社住所の名称及び住所を本社に一般機器業者として登記する事由。	
2. 事業主の者又は事業主の代表者の氏名及び石油ガスの販売に関する権限。	
3. 職位（専任）の者と年齢	
4. 本社の名称	
（備考）1. この種目の大きさは、日本標準地図A4とすること。	
2. ×登記の者は登記しないこと。	

様式第14（第34条関係）（甲）請求書等の提出書類等（一括請求）

□ 請求書等
□ 保証書等
□ その他記載する書類

提出後即ち記入部の提出書類

年 月 日

提出化石油ガスの供給の確認及び受け取引の請求に際する法律第33条第1項の規定  
の適用を除く場合は、次のように申請します。

1) 供給の実績を算出するための算定書類

2) 利用を受けたことによる収支差額

(備考) 1 この書類の大きさは、日本標準規格A4とすること。

2 × 0.8m程度は最適といふこと。

様式第15（第35条関係）

□ 請求書等
□ 保証書等
□ その他記載する書類

提出後即ち記入部の提出書類

年 月 日

提出化石油ガスの供給の確認及び受け取引の請求に際する法律第33条第1項の規定  
に依り、次のもので算出します。

1) 算定の月日及び算定期

2) 一般消費需要の算定期

3) 一般消費需要の算定期

4) 一般消費需要の算定期

(備考) この書類の大きさは、日本標準規格A4とすること。

2 × 0.8m程度は最適といふこと。

様式第16（第35条関係）

□ 請求書等
□ 保証書等
□ その他記載する書類

提出後即ち記入部の提出書類

年 月 日

提出化石油ガスの供給の確認及び受け取引の請求に際する法律第33条第4項の規定  
により、次のもので算出します。

1) 算定の月日及び算定期

2) 一般消費需要の算定期

3) 既にした一般消費需要

4) 一般消費需要の算定期

(備考) この書類の大きさは、日本標準規格A4とすること。

2 × 0.8m程度は最適といふこと。

様式第17（第39条関係）

□ 請求書等
□ 保証書等
□ その他記載する書類

提出後即ち記入部の提出書類

年 月 日

提出化石油ガスの供給の確認及び受け取引の請求に際する法律第33条第4項の規定  
により、次のもので算出します。

(備考) 1 この書類の大きさは、日本標準規格A4とすること。

2 × 0.8m程度は最適といふこと。



様式第22(被認可施設)		(令和元年4月1日以後の届出用)	
		登録番号	年月日
		新規開設届出書類(5)	
都道府県知事		姓	年月日
施設運営者		氏名又は会社名及び法人番号 あつてはその代り番号の表示	
被認可する施設の名称及び設立の年月日並に施設運営者の氏名 と運営する事業の内容を記入せよ。により、のりけり御承知。			
被認可する施設の名称 認可申請の年月日 運営する事業の内容 運営する事業の場所 運営する事業の期間 運営する事業の種別			
(備考) 1. 本認可の年月日は、日本農業機械Aとすること。 2. 本認可の年月日は、こと。			

様式第24 (略号は選択) (市町村印を捺すものに限る)	
登記番号 登記年月日 年 月 日	
官公署捺印登記証書	
附	
<p>登記番号 是名又はその代號及び本人の 名前 又はその代號の者に 登記年月日 是名又はその代號及び本人の 名前 又はその代號の者に</p> <p>次のとおり官公署について御覺がありましたことを証明します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 資本額の変更及び社名</li> <li>2 变更登記</li> <li>3 署印登記</li> <li>4 保証金の支拂いをした者の氏名及び住所</li> <li>5 会員登記の年月日</li> </ol> <p>(備考) ①この登記は、( )内に上記するところ。      ②( )内に上記するところ。      ③( )内に上記するところ。</p>	

様式第24の2 (第4種類別)  
 (印字用紙面) 例題: 今治市立第一小学校 1年1組  
 ④

・監査番号
・受取年月 日 年 月 日

保険医事務実績照冊

年 月 月

用  
紙

被保険者  
被扶養者及びその他の被保険者の氏名

申 请 者  
被扶養者及びその他の被保険者の氏名  
出 現

次のとおり分類によって医療機関の診療の回数がありましたことを記入せよ。

1. 定期年1回
2. 定期年2回
3. 定期年3回

この欄の下の横線の大きさは、日本通商規格A4とすること。  
 2. 3. の横線の大きさを記入せよ。

## 様式第27の2（第48条関係）

様式第28（第51条関係）

様式第29（第56条関係）

様式第30（第58条関係）

様式第 23 (第61条第2項) (令光賀第17-2号既定年月一日付)
<input checked="" type="checkbox"/> 懸念番号 <input checked="" type="checkbox"/> 賽合結果 <input checked="" type="checkbox"/> 受理年月日 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 許可番号

防災施設等登録申請書

年 月 日

既存用語解説事典  
見名又は名跡及び他に  
あつてはその代用者の名  
前後

複合化石油ガスの保安の確立及び取引の適正化による法律規制(制度)課の導入により許可を受けたい場合、次のとおり申申請します。

1 許可並びに特許地盤権を設置しようとする駐在所の名称及び所在地  
2 設置しようとする特許地盤権及び特許免許地盤の所在地  
(備考)この規制の趣旨は、日本国産業保護をすること。  
3 ジヤウの類は記載しないこと。

模式第22(限制条件) (甲)进港时间为05:00,优先级最高,令乙进港时间为10:00(一航段)
<input checked="" type="checkbox"/> 整班船员
<input checked="" type="checkbox"/> 备班船员
<input checked="" type="checkbox"/> 进港月日 月 日
<input checked="" type="checkbox"/> 跨公司号

对乘船员等实行许可申请表

年月日  
審査結果事務局  
名前は名簿及び法人名  
ある場合は登記事務所  
住所  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案の第1号を  
成るに付し可付を以て行ひ、ゆめに申請する。  
1 販賣業者又販売業者に販賣を委託する販賣所の責務及び所持地  
更変更することとする販賣契約は販賣所の責務とせらる。  
3 販賣業者又販売業者に販賣を委託する販賣契約の内容  
(摘要) 1 この規制の底線は、日本産業規範A4とすること。  
2 ゆめ類は監査しないこと。

模式第33(医疗保险凭证) (甲13道准印,丙光盘准印,合1版准印,一部准印)	
×监制番号	
×受保年月日	年 月 日
新农合医疗证	
被保险人姓名	年 月 日
被保险人性别	男

氏名又は商号及び法人に  
てはその代表者の氏名  
表示

液化石油ガスの保安の審査及び取扱いの適正化に関する法律第20条の3第2項規定により、次のとおり算出します。

- 1 実施の内容
- 2 变更の年月日
- 3 变更の理由

(備考) 1 この算出額の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 X印の欄に記載しないこと。

様式第31（第59条関係）（平成新規セイハ・令和新規セイハ・令和新規セイハ・令和新規セイハ）

×監理番号
×監理結果
×監理年月日 年 月 日
×監理番号

監理認証専門技術者印鑑  
年 月 日

新道市営水道 施  
監査官は日本農業機械会員のものと  
監査官の名前

施化石油ガスの保安小確認及び取引の適正に図るため監査官の名前と監査官の名前  
文の検査を受けたので、此の上より納得いたしました。

1. 検査を受けようとする施設建設工事の実績認定書の年月日及び計画番号
2. 使用を受けようとする施設建設工事の実績認定書の年月日及び計画番号

（備考）この用紙の大字は日本農業機械会員とすること。  
×印の場合は監査しないこと。

様式第32（第59条関係）（平成新規セイハ・令和新規セイハ）

監査官名
監査官の監査年月日

年 月 日

監査官の監査年月日

（備考）この用紙の大字は日本農業機械会員とすること。

様式第33（第60条関係）（平成新規セイハ・令和新規セイハ・令和新規セイハ）

×監理番号
×監理年月日 年 月 日

監理認証専門技術者印鑑  
年 月 日

新道市営水道 施  
監査官は日本農業機械会員のものと  
監査官の名前

施化石油ガスの保安小確認及び取引の適正に図るため監査官の名前と監査官の名前  
文の検査を受けたので、此の上より納得いたしました。

1. 検査を受けようとする施設建設工事の実績認定書の年月日及び計画番号
2. 使用を受けようとする施設建設工事の実績認定書の年月日及び計画番号
3. 他の実績認定書の年月日及び計画番号
4. 他の実績認定書の年月日及び計画番号

（備考）この用紙の大字は日本農業機械会員とすること。  
×印の場合は監査しないこと。

様式第34（第61条関係）（平成新規セイハ・令和新規セイハ）

×監理番号
×監理年月日 年 月 日

監理認証専門技術者印鑑  
年 月 日

新道市営水道 施  
監査官は日本農業機械会員のものと  
監査官の名前

施化石油ガスの保安小確認及び取引の適正に図るため監査官の名前と監査官の名前  
文の検査を受けたので、此の上より納得いたしました。

（備考）この用紙の大字は日本農業機械会員とすること。  
×印の場合は監査しないこと。

様式第35 (第63条関係) (甲)申請書(甲)・乙)請求書(乙)・丙)提出書(丙)・丁)照会書(丁)

<登録番号>
<登録料金>
<登録料月日>
<登録番号>

光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日  
新選市長付事務

氏名又は本名及び法人名  
及としてその代用の者名

被化石油ガスの供給小売業及び販売の運送に際する標準卸き込みの4割3厘で  
算定により供給料金を定めることのない場合は、新たに計算せます。

- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日
- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日
- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日
- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日

(備考) 1. この種の大きさは、日本標準規格Aとすること。  
2. 光の種類は記載しないこと。

様式第36 (第65条関係) (甲)申請書(甲)・乙)請求書(乙)・丙)提出書(丙)・丁)照会書(丁)

<登録番号>
<登録料金>
<登録料月日>
<登録番号>

光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日  
新選市長付事務

氏名又は本名及び法人名  
及としてその代用の者名

被化石油ガスの供給小売業及び販売の運送に際する標準卸き込みの4割3厘で  
算定により供給料金を定めることのない場合は、新たに計算せます。

- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日
- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日
- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日
- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日

(備考) 1. この種の大きさは、日本標準規格Aとすること。  
2. 光の種類は記載しないこと。

様式第37 (第67条関係) (甲)申請書(甲)・乙)請求書(乙)・丙)提出書(丙)・丁)照会書(丁)

<登録番号>
<登録料金>
<登録料月日>
<登録番号>

光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日  
新選市長付事務

氏名又は本名及び法人名  
及としてその代用の者名

被化石油ガスの供給小売業及び販売の運送に際する標準卸き込みの4割3厘で  
算定により供給料金を定めることのない場合は、新たに計算せます。

- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日
- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日
- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日
- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日

(備考) 1. この種の大きさは、日本標準規格Aとすること。  
2. 光の種類は記載しないこと。

様式第38 (第68条関係) (甲)申請書(甲)・乙)請求書(乙)・丙)提出書(丙)・丁)照会書(丁)

<登録番号>
<登録料金>
<登録料月日>
<登録番号>

光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日  
新選市長付事務

氏名又は本名及び法人名  
及としてその代用の者名

被化石油ガスの供給小売業及び販売の運送に際する標準卸き込みの4割3厘で  
算定により供給料金を定めることのない場合は、新たに計算せます。

- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日
- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日
- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日
- 光てん 給 液 水 供 用 廉 価 著 年 月 日

(備考) 1. この種の大きさは、日本標準規格Aとすること。  
2. 光の種類は記載しないこと。

様式表第32(西の山田氏) (文部省令第1-18号)	
完て、人頭税役医監査基	
姓 名 又 は 本 称	名前と同姓の者本姓 又は通姓の者本姓 の右記欄に記入
性 别	男の子及び女の方
年 齡	月 日
被 稽 聲 氏 名	
被 稽 聲 号	
備 考	

年 月 日

監査官印

(備考) この用印の大さきは日本家業税課 A とする。

(備考) この用語の大きさは日本薬局方規格 A 5 とすること。

様式第40（第69条関係）

③ X印の項目は記載しないこと。

様式第41（第70条関係）

様式第41(面20号5面) (平成6年4月、令和6年4月)一様式	
受取番号	
受取日	年 月 日
完てんの御状況は別紙見合せ書	
年 月 日	
都道府県事務 所	
狂犬病予防接種並 狂犬病予防接種補助金 係	
化成石油ガスの運搬と販売に取り組む法規化した企業組織の第4回定期会議	
並びに販賣部員の定期会議の開催に際してはござります。	
(質問) 会員に必ず定期会議の開催記録を正しく記入して貰うこと。	
2) この記録の大半は、必ずしも運営委員会アドミンとすること。	
3) Xの運営委員会アドミンとすること。	

◎ 11月11日网络购物狂欢节

様式第42（第75条関係）

様式第43(第7回定期会)		(此用紙は毎回、今後定期会に、主として用ひる、一部略記)
支那人某著作権使用料の申込書類		年月日
経営事業大業	殿	名前等は名前及び姓を 記入せよ。又、その他の名を 記入する場合は、記入せよ。
運送石油ガスの保守の義務及び割引の権利による法律適用の範囲の事項 並に作成手続の方法		
1. 石油小売業者並びに販賣の方法並に貯蔵方法		
2. 作成して販賣の権利を明確にして貯蔵することと貯蔵の方法		
(摘要) 1. この規約の次は、日本運送業者とすること。 2. 本規約に違反しないこと。		

式様第 4) の 2 (第 9 項(原形)) (原形) 案内用紙、(大字) 案内用紙、(一部 の) 事務用紙	
■監査番号	
年月日	
支店へ用箋課請求書	
年月日	
経営便益大額	
又は販売元及び販賣元 あらわすその他の販賣元を表す	
化粧油石炭の販売の取扱い及び販賣の実績を記載する用紙	
第 4 項(原形)により、この用紙を用意せよ。	
1. 販賣用紙の用紙名と用紙の所持	
2. 請算用紙の用紙名と用紙の所持	
3. 請算用紙	
説	旨
日	月
年	室
其	

(備考) この用紙は、日本製紙模型 A4 とする。

又は販売元及び販賣元  
あらわすその他の販賣元を表す



株式第47（第833条関係）（甲）請求書等・契約書類等・領収書	
・登記番号	年月日
支店人設置・開設・変更登記申請書	
新道市某社 営業所	
新道市某社の営業所の開設及び住所の変更登記の申請書類等の文書3種の提出により願申します。	
(備考) 1. 営業所となるところの徴課税地を変更記入しておきます。 2. 営業所の名称を変更記入しておきます。 3. ×印の欄は記載しないこと。	

株式第48（第888条関係）（甲）請求書等・契約書類等・領収書	
・登記番号	年月日
新道市某社 営業所	
新道市某社の営業所の開設及び住所の変更登記の申請書類等の文書3種の提出により、次のとおり願申します。	
(備考) 1. 営業所となるところの徴課税地を変更記入しておきます。 2. 営業所の名称を変更記入しておきます。 3. 営業所の販売能力を記入しておきます。 4. ×印の欄は記載しないこと。	

株式第49（第911条関係）（甲）請求書等・契約書類等・領収書	
・登記番号	年月日
新道市某社 営業所	
新道市某社の営業所の開設及び住所の変更登記の申請書類等の文書3種の提出により、この様の大きさは、日本標準規格A4とすること。	
(備考) 1. ×印の欄は記載しないこと。	

株式第49の2（第922条の2関係）（甲）請求書等・契約書類等・領収書	
・登記番号	年月日
新道市某社 営業所	
新道市某社の営業所の開設及び住所の変更登記の申請書類等の文書3種の提出により、この様の大きさは、日本標準規格A4とすること。	
(備考) 1. 営業所となるところの徴課税地を変更記入しておきます。 2. 営業所の名称を変更記入しておきます。 3. 営業所の販売能力を記入しておきます。 4. ×印の欄は記載しないこと。	

株式第49の3 (第92条の3関係) (平成26年4月~現、今後適用されるべき規制等の...)

・登記番号	・登記年月日
東証石炭ガス販売土産業会員登記	
年 月 日	年 月 日
新規事業大は 稲	
新規事業者名及び住所に記載するものと同一の名称	
東証石炭ガスの運営に従事するにあたるに於ける運営行従事者の名の 第4項の規定により、次のとおり記載せます。	
1. 東証石炭ガスの運営上担当事務取扱の名及び所管地	
2. ■新規事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで	
3. 資本計算書	
資本 番 号 日 期 実	資本 番 号
(備考) 1. この欄の大きさは、日本規範用紙A4とすること。 2. ×印の者は記載しないこと。	

株式第49の4 (第92条の3関係) (平成26年4月~現、今後適用されるべき規制等の...)

・登記番号	・登記年月日
東証石炭ガス販売土産業会員登記	
年 月 日	年 月 日
新規事業大は 稲	
新規事業者名及び住所に記載するものと同一の名称	
東証石炭ガスの運営に従事するにあたるに於ける運営行従事者の名の 第5項の規定により、次のとおり記載せます。	
1. 東証石炭ガスの運営上担当事務取扱の名及び所管地	
2. ■新規事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで	
3. 東証石炭ガスの運営上担当事務取扱の名及び所管地	
4. 実質的年月日	
(備考) 1. この欄の大きさは、日本規範用紙A4とすること。 2. ×印の者は記載しないこと。	

株式第49の5 (第92条の3関係) (平成26年4月~現、今後適用されるべき規制等の...)

・登記番号	・登記年月日
東証石炭ガス販売土産業会員登記	
年 月 日	年 月 日
新規事業大は 稲	
新規事業者名及び住所に記載するものと同一の名称	
東証石炭ガスの運営に従事するにあたるに於ける運営行従事者の名の 第4項の規定により、次のとおり記載せます。	
1. 東証石炭ガスの運営上担当事務取扱の名及び所管地	
2. ■新規事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで	
3. 住所した場合はあっては、その認定	
4. 譲り受けの年月日	
(備考) 1. この欄の大きさは、日本規範用紙A4とすること。 2. ×印の者は記載しないこと。	

株式第49の6 (第92条の3関係) (平成26年4月~現、今後適用されるべき規制等の...)

・登記番号	・登記年月日
東証石炭ガス販売土産業会員登記	
年 月 日	年 月 日
新規事業大は 稲	
新規事業者名及び住所に記載するものと同一の名称	
東証石炭ガスの運営に従事するにあたるに於ける運営行従事者の名の 第4項の規定により、次のとおり記載せます。	
1. 東証石炭ガスの運営上担当事務取扱の名及び所管地	
2. ■新規事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで	
3. 住所した場合はあっては、その認定	
4. 譲り受けの年月日	
(備考) 1. この欄の大きさは、日本規範用紙A4とすること。 2. ×印の者は記載しないこと。	

株式第50（第94条関係）（甲の会員等）（乙の会員等）（丙の会員等）

× 許可番号	年月日
× 許可登録番号	年月日

承認書類提出者 様  
承認書類提出者の責任で提出及び取引の適正化に際する法律第36条の4第2項第3項の規定により承認書類提出者が承認書類提出の件を選びないので、承認書類提出者は承認書類提出の件を選びます。

1. 会員登録  
2. 仕入用  
3. 仕出用  
4. 給付する影響  
(備考) 1. この種類の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2. ×の印は記載しないこと。

株式第51（第95条関係）（甲の会員等）（乙の会員等）（丙の会員等）

× 許可番号	年月日
× 許可登録番号	年月日

承認書類提出者 様  
承認書類提出者の責任で提出及び取引の適正化に際する法律第36条の4第1項の規定により承認書類提出者が承認書類提出の件を選びないので、承認書類提出者は承認書類提出の件を選びます。

1. 会員登録  
2. 仕入用  
3. 仕出用  
4. 給付する影響  
(備考) 1. この種類の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2. ×の印は記載しないこと。  
3. 承認書類提出者が承認書類提出の際に既に承認書類提出者又は顧客登録事務で記載のうち承認書類提出者を記載すること。

株式第52（第96条関係）

× 許可番号	年月日
× 許可登録番号	年月日

承認書類提出者 様  
承認書類提出者の責任で提出及び取引の適正化に際する法律第36条の4第1項の規定により承認書類提出者が承認書類提出の件を選びます。

1. 会員登録  
2. 仕入用  
3. 仕出用  
4. 給付する影響  
(備考) 1. この種類の大きさは、日本標準規格A4とすること。  
2. ×の印は記載しないこと。  
3. 承認書類提出者が承認書類提出の際に既に承認書類提出者又は顧客登録事務で記載のうち承認書類提出者を記載すること。

株式第52（第96条関係）

× 許可番号	年月日
× 許可登録番号	年月日

承認書類提出者 様  
承認書類提出者の責任で提出及び取引の適正化に際する法律第36条の4第1項の規定により承認書類提出者が承認書類提出の件を選びます。

1. 会員登録  
2. 仕入用  
3. 仕出用  
4. 給付する影響  
(備考) 1. 背面は、裏面のみ、レバーバスはビニール製とし、天井は又は英文字とする。  
2. 用紙は、用紙とする。

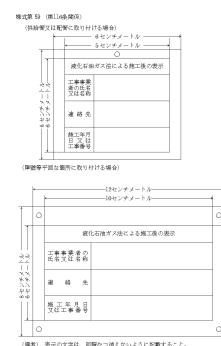


株式第57(第114条関係) (第114条関係の一部改定)

監理番号	年月日
監理者名	監理者名
東北石油ガスの保安の確保及び技術の適正化に関する法律第6条の10第2項の規定により、次のとおり算出します。	
1 事業開始の場合は、年月日	
2 実質的提出	
3 実質的提出	
(備考) 1 この算出の大きさは、日本標準規格A4とすること。 2 ×印の場合は記載しないこと。	

株式第58(第114条関係) (第114条関係の一部改定)

監理番号	年月日
監理者名	監理者名
東北石油ガスの保安の確保及び技術の適正化に関する法律第6条の10第2項の規定により、次のとおり算出します。	
1 事業開始の場合は、年月日	
2 実質的提出	
3 実質的提出	
(備考) 1 この算出の大きさは、日本標準規格A4とすること。 2 ×印の場合は記載しないこと。	



株式第60(第134条関係) (第134条関係の一部改定)

番号	年月日
監理所管の所在地	監理所管の所在地
監理者名	監理者名
監理者名	監理者名
東北石油ガスの保安の確保及び技術の適正化に関する法律第6条の10第2項の規定により算出する。	
年月日	
備考	

(備考) この用紙の大引きり、日本標準規格A4とすること。

被相手方(被請求人) (被請求人の氏名を記入する。被請求人の住所は別欄に記入する。) 甲子(年)四月一日	
一 著 及 そ シ メ ー ト し	
写真貼付欄	
<p>書 類</p> <p>期 限 在 月 日</p> <p>被相手方の辨明の権限及び取引の適正性に関する法律請求の 要領に上る</p> <p>立 人 様 式</p> <p>年 月 日 登行</p> <p>専用欄</p> <p>被相手方大綱(範囲の事項は左に記入) ①</p>	

樣式第63

削除（第140条関係）

様式第65（第141条関係）

様式第66（第141条関係）

格式第44(第46号) (平1通令函、通知、平1通函4000、平1通函4002、平1通函40 21、平1通函4021-1、一般函)	<b>×製 造 号</b> <b>×受理年月日</b> 年 月 日
--	--------------------------------------

供給資本財基準適合命令実施期日書

〔契約登記〕(契約登記手数料、不動産登記手数料、不動産登記税、不動産登記手数料の半額)の一部を除く。	
・登記番号 ・受取年月日 年 月 日	
荷物収支実施年 ( 年度 )	
備	号
用	年 月 日
被保険者登記事項	
ガソリンの保険の及び其の運送に関する法律施行令第10条第1項第2項第3項第4項第5項第6項第7項第8項第9項第10項第11項第12項第13項第14項第15項第16項第17項第18項第19項第20項第21項第22項第23項第24項第25項第26項第27項第28項第29項第30項第31項第32項第33項第34項第35項第36項第37項第38項第39項第40項第41項第42項第43項第44項第45項第46項第47項第48項第49項第50項第51項第52項第53項第54項第55項第56項第57項第58項第59項第60項第61項第62項第63項第64項第65項第66項第67項第68項第69項第70項第71項第72項第73項第74項第75項第76項第77項第78項第79項第80項第81項第82項第83項第84項第85項第86項第87項第88項第89項第90項第91項第92項第93項第94項第95項第96項第97項第98項第99項第100項第101項第102項第103項第104項第105項第106項第107項第108項第109項第110項第111項第112項第113項第114項第115項第116項第117項第118項第119項第120項第121項第122項第123項第124項第125項第126項第127項第128項第129項第130項第131項第132項第133項第134項第135項第136項第137項第138項第139項第140項第141項第142項第143項第144項第145項第146項第147項第148項第149項第150項第151項第152項第153項第154項第155項第156項第157項第158項第159項第160項第161項第162項第163項第164項第165項第166項第167項第168項第169項第170項第171項第172項第173項第174項第175項第176項第177項第178項第179項第180項第181項第182項第183項第184項第185項第186項第187項第188項第189項第190項第191項第192項第193項第194項第195項第196項第197項第198項第199項第200項第201項第202項第203項第204項第205項第206項第207項第208項第209項第210項第211項第212項第213項第214項第215項第216項第217項第218項第219項第220項第221項第222項第223項第224項第225項第226項第227項第228項第229項第230項第231項第232項第233項第234項第235項第236項第237項第238項第239項第240項第241項第242項第243項第244項第245項第246項第247項第248項第249項第250項第251項第252項第253項第254項第255項第256項第257項第258項第259項第259項第260項第261項第262項第263項第264項第265項第266項第267項第268項第269項第270項第271項第272項第273項第274項第275項第276項第277項第278項第279項第280項第281項第282項第283項第284項第285項第286項第287項第288項第289項第289項第290項第291項第292項第293項第294項第295項第296項第297項第298項第299項第299項第300項第301項第302項第303項第304項第305項第306項第307項第308項第309項第309項第310項第311項第312項第313項第314項第315項第316項第317項第318項第319項第319項第320項第321項第322項第323項第324項第325項第326項第327項第328項第329項第329項第330項第331項第332項第333項第334項第335項第336項第337項第338項第339項第339項第340項第341項第342項第343項第344項第345項第346項第347項第348項第349項第349項第350項第351項第352項第353項第354項第355項第356項第357項第358項第359項第359項第360項第361項第362項第363項第364項第365項第366項第367項第368項第369項第369項第370項第371項第372項第373項第374項第375項第376項第377項第378項第379項第379項第380項第381項第382項第383項第384項第385項第386項第387項第388項第388項第389項第389項第390項第391項第392項第393項第394項第395項第396項第397項第398項第398項第399項第399項第400項第401項第402項第403項第404項第405項第406項第407項第408項第409項第409項第410項第411項第412項第413項第414項第415項第416項第417項第418項第419項第419項第420項第421項第422項第423項第424項第425項第426項第427項第428項第429項第429項第430項第431項第432項第433項第434項第435項第436項第437項第438項第439項第439項第440項第441項第442項第443項第444項第445項第446項第447項第448項第449項第449項第450項第451項第452項第453項第454項第455項第456項第457項第458項第459項第459項第460項第461項第462項第463項第464項第465項第466項第467項第468項第469項第469項第470項第471項第472項第473項第474項第475項第476項第477項第478項第479項第479項第480項第481項第482項第483項第484項第485項第486項第487項第488項第488項第489項第489項第490項第491項第492項第493項第494項第495項第496項第497項第498項第498項第499項第499項第500項	

様式第67(第142条関係) (平成20年4月1日施行、平成20年6月1日施行区分)(一部改正)  
立入検査等実施年月( 年 月 )

立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日
備考	
被検査会社の営業所の場所及び取引の実態に関する立入検査等の実施年月(平成20年3月 又は4月)の実態により以下の立入検査等が立入検査等を行つたので、同表第3項 の規定により次のとおり記載する。	
立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本郵便標準A4とすること。  
2 本用紙を記載しないこと。

様式第68(第142条関係) (平成20年4月1日施行、平成20年6月1日施行区分)(一部改正)  
立入検査等実施年月(被検査者の名前) 年 月 日

立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日
備考	
被検査会社の営業所の場所及び取引の実態に関する立入検査等の実施年月(平成20年3月 又は4月)の実態により以下の立入検査等が立入検査等を行つたので、同表第3項 の規定により次のとおり記載する。	
立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本郵便標準A4とすること。  
2 本用紙を記載しないこと。

様式第69(第142条関係) (平成20年4月1日施行、平成20年6月1日施行区分)(一部改正)  
立入検査等実施年月( 年 月 )

立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日
備考	
被検査会社の営業所の場所及び取引の実態に関する立入検査等の実施年月(平成20年3月 又は4月)の実態により以下の立入検査等が立入検査等を行つたので、同表第3項 の規定により次のとおり記載する。	
立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本郵便標準A4とすること。  
2 本用紙を記載しないこと。

様式第70(第142条関係) (平成20年4月1日施行、平成20年6月1日施行区分)(一部改正)  
立入検査等実施年月( 年 月 )

立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日
備考	
被検査会社の営業所の場所及び取引の実態に関する立入検査等の実施年月(平成20年3月 又は4月)の実態により以下の立入検査等が立入検査等を行つたので、同表第3項 の規定により次のとおり記載する。	
立入検査等の実施年月	立入検査等の実施年月
年 月 日	年 月 日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本郵便標準A4とすること。  
2 本用紙を記載しないこと。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 内訳は、製品名等液化石油ガス器具等が特定できる内容とする。  
3 液化石油ガス器具等の区分、製造又は輸入事業者毎に別表とする。

別表第一 （第六十二条関係）		検査項目	完成検査の方法
一 第五十三条 第一号イの貯蔵 設備（貯槽であ	一 完成検査の方法	一 貯蔵施設の警戒標の設置状況を目視により検査する。	一 貯蔵施設の警戒標の設置状況を目視により検査する。
二 第五十二条 （第十四条第二号の 種保安物件及び第 二種保安物件まで の距離）	二 貯蔵施設から第一 種保安物件に対する距 離（第十四条第二号の 種保安物件まで）	二 貯蔵施設の外面から第一種保安物件に対する距離を卷尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。	二 貯蔵施設から第一種保安物件に対する距離を卷尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
三 第五十二条 （第十四条第三号の 貯蔵施設の障壁）	三 貯蔵施設の障壁の設置状況を目視、図面及び記録により検査する。	三 貯蔵施設の障壁の設置状況を目視、図面及び記録により検査する。	三 貯蔵施設の障壁の設置状況を目視、図面及び記録により検査する。
四 第五十二条 （第十四条第四号の 貯蔵施設の屋根）	四 貯蔵施設の屋根の設置状況を目視により検査し、必要に応じ図面及び記録により検査する。	四 貯蔵施設の屋根の設置状況を目視により検査し、必要に応じ図面及び記録により検査する。	四 貯蔵施設の屋根の設置状況を目視により検査し、必要に応じ図面及び記録により検査する。
五 第五十二条 （第十四条第五号の 貯蔵施設の液化石 油ガスが滞留しな い構造）	五 貯蔵施設の液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しない構造であることを目視により検査し、必要に応じ図面及び記録又は巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。	五 貯蔵施設の液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しない構造であることを目視により検査し、必要に応じ図面及び記録又は巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。	五 貯蔵施設の液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しない構造であることを目視により検査し、必要に応じ図面及び記録又は巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。
六 第五十二条 （第十四条第六号の 貯蔵施設の消防設 備）	六 貯蔵施設の消防設備の設置状況を目視により検査する。	六 貯蔵施設の消防設備の設置状況を目視により検査する。	六 貯蔵施設の消防設備の設置状況を目視により検査する。
別表第一 （第六十二条関係）			

別表第一（第六十二条関係）

るものを除く。

### その他の測定器を用いた測

七 第五十三条

七 貯蔵設備の消防設備の

るものと除く。  
第二の項から第八の項までにおいて同じ。) かかる定義に當該距離

第七 第五十三条  
第一号トの貯蔵  
設備の消火設備  
八 第五十三条

七 貯蔵設備の消防設備の設置状況を目視により検査する。

第一号の貯蔵設備のさく、へい等	第一号への貯蔵設備のさく、へい等	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。
第一号への貯蔵設備のさく、へい等	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。
第一号への貯蔵設備のさく、へい等	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。
第一号への貯蔵設備のさく、へい等	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。
第一号への貯蔵設備のさく、へい等	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。	第一号への貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。

八 第五十三条	第一号チの貯蔵設備の消火設備	八 貯蔵設備の屋根又は遮へい板
九 第五十三条	第一号リの充てん容器等の転落、転倒等の衝撃及びバルブ等の損傷防止措置	九 充てん容器等の転落、転倒等の衝撃及びバルブ等の損傷防止措置
十 第五十三条	第一号ヌの充てん容器等の腐しよく防止措置	十 充てん容器等の腐しよく防止措置
十一 第五十三	第一条第二号イの貯槽から第一種保安物件及び第二種保安物件まで	十一 貯槽の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他測定器を用いた測定により検査する。
十二 第五十三	第二号ロの貯槽の障壁(貯槽を地盤面下に埋設したもの)を除く。)	十二 貯槽の障壁の設置状況を目視により検査する。
十三 第五十三	第二号ハの指定地域内の貯槽の障壁(貯槽を地盤面下への埋設する貯槽)	十三 指定地域内の貯槽の地盤面下への埋設状況を目視により検査する。
十四 第五十三	第二号ニの埋設する貯槽	十四 埋設する貯槽の設置状況を図面及び記録により検査する。
十五 第五十三	第二号ホの貯槽から火気を取り扱う施設までの距離	十五 貯槽の外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他測定器を用いた測定により検査する。



四十二 第五十 三条第四号(第 十八条第八号) の調整器とガス メーターの間に 設置される管の 耐圧試験)	四十二 調整器とガスマ ーターの間に設置される管の 耐圧試験
四十三 第五十 三条第四号(第 十八条第八号) の二段式減圧用 一次側調整器と 二次側調整器の 間に設置される 管の耐圧試験)	四十三 二段式減圧用一次 側調整器と二次側調整器の 間に設置される管について 耐圧試験設備を用いた〇・ 八メガパスカル以上の圧力 で行う耐圧試験又はその記 録により検査する。
四十四 第五十 三条第四号(第 十八条第八号) の容器と集合管 又は調整器を接 続する管の引張 試験)	四十四 充てん容器等と集 合装置に係る集合管若しく は調整器を接続する管又は 調整器と硬質管を接続する 硬質管以外の管について引 張試験設備を用いた一キロ ニュートン以上の力で行う 引張試験又はその記録によ り検査する。
四十五 第五十 三条第四号(第 十八条第十号) バルブ、集合裝 置、氣化裝置及 び供給管の漏え い試験)	四十五 バルブ、集合裝置、 氣化裝置及び供給管につい て、漏えい試験設備を用い た漏えい試験又はその記録 により検査する。
四十六 第五十 三条第四号(第 十八条第十九号) の氣化裝置の 欠陥)耐圧試験)	四十六 氣化裝置に使用上 支障のある腐しよく、割れ 等の欠陥がないものである ことを目視及び記録により 検査する。
四十七 第五十 三条第四号(第 十八条第十九号) の氣化裝置の 欠陥)耐圧試験)	四十七 氣化裝置について 耐圧試験設備を用いた二・ 六メガパスカル以上の圧力 で行う耐圧試験又はその記 録により検査する。
四十八 第五十 三条第四号(第 十八条第十九号) の氣化裝置の 欠陥)耐圧試験)	四十八 氣化裝置の構造が 直火で直接液化石油ガスを 加熱する構造でないことを その記録により検査する。

ハの気化装置の構造)  
四十九 第五十  
三条第四号(第  
十八条第十九号  
ニの気化装置の  
液化石油ガスの  
流出を防止する  
措置)  
五十 第五十三  
条第四号(第十  
八条第十九号亦  
の氣化装置の温  
水部の凍結を防  
止する措置)  
五一 第五十  
三条第四号(第  
十八条第二十号  
イの調整器の欠  
陷及び液化石油  
ガスへの適合)  
五十二 第五十  
三条第四号(第  
十八条第二十号  
ロの調整器の耐  
圧性能及び氣密  
性能)

四十九 氣化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置について目視及び図面により検査する。

五十 氣化装置の温水部の凍結防止の措置状況を目視、図面及び記録により検査する。

五十一 調整器に使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること及び消費する液化石油ガスに適合したものであることを目視により検査する。

五十二

(1) 調整器 (二段式減圧用二次側のものを除く。) の高圧部について耐圧試験設備を用いた二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。

(2) 調整器 (二段式減圧用二次側のものに限る。) の高圧部について耐圧試験設備を用いた〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査し、耐圧性能の確認後、組立状態において、気密試験用設備を用いた一・五六メガパスカル以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。

<p>五十三 条第三四号(第十 十八条第二十号 ハの調整器の調 整圧力及び閉そ く圧力)</p>	<p>(一) 調整器(生活の用に 供する液化石油ガスに係る ものに限る。)の調整圧力は 、二・三キロ・パスカル以上 三・三キロ・パスカル以下で あり、かつ、閉そく圧力は、 三・五キロ・パスカル以下で あることを圧力測定設備を 用いた試験又はその記録に より検査する。</p>	
<p>五十四 第四号(第十 三条第四号(第十 十八条第二十一 号の地下室等の 緊急遮断装置 等)</p>	<p>(2) 調整器(1)に規定 するものを除く。)の調整圧 力及び閉そく圧力は、使用 する燃焼器に適合したもの であることを圧力測定設備 を用いた試験又はその記録 により検査する。</p>	
<p>五十五 第五十 三条第四号(第十 十八条第二十一 号の地下室等の 緊急遮断装置 等)</p>	<p>五十四 地下室等の緊急遮 断装置又はバルブの設置状 況を目視又は記録により検 査する。</p>	
<p>別表第三(第六十二 条関係)</p>	<p>五十五 第五十四条第 一号(第十九条第 二号八)のバルク 容器の屋根又は遮 へい板</p>	
<p>三 第五十四条第 一号(第十九条第 二号本(第十九条 第一号イ)のバルク 容器のカツプリ ン</p>	<p>完成検査の方法</p> <p>一 バルク容器の屋根又 は遮へい板の設置状況を 目視により検査し、必要 に応じ図面及び記録によ り検査する。</p> <p>二 バルク容器の消防設 備の設置状況を目視によ り検査する。</p> <p>三 液取入バルブのカツ プリング用液流出防止装 置の設置状況を目視によ り検査し、その機能を記 録により検査する。</p>	

四 置) 用液流出防止装	四 ガス取出バルブ及び 液取出バルブに取り付け たガス放出防止器又は緊 急遮断装置の設置状況を 目視及び図面により検査 し、その機能を記録によ り検査する。
一 号(第十九条第 二号ホ(第十九条 第一号口及びハの バルク容器のガス 取出バルブ及び液 取出バルブのガス 放出防止器又は緊 急遮断装置)	五 第五十四条第 一号(第十九条第 二号ホ(第十九条 第一号ニのバルク 容器の均圧バルブ のカップリング)
六 第五十四条第 一号(第十九条第 二号ホ(第十九条 第一号ホのバルク 容器の液面計)	六 均圧バルブに取り付 けたカップリングの設置 状況を目視により検査し、 その機能を記録により検 査する。
七 第五十四条第 一号(第十九条第 二号ホ(第十九条 第一号トのバルク 容器の過充てん防 止装置)	七 バルク容器の過充て ん防止装置の設置状況を 目視により検査する。
八 第五十四条第 一号(第十九条第 二号ホ(第十九条 第一号チのバルク 容器の表示)	八 バルク容器のプロテ クターの設置状況を目視 及び図面により検査する。 第一号トのバルク 容器のプロテクタ ー)
九 第五十四条第 一号(第十九条第 二号ホ(第十九条 第一号リのバルク 容器の緊急連絡 先)	九 バルク容器の周囲か ら火気厳禁等の朱書の状 況を目視により検査する。
十 第五十四条第 一号(第十九条第 二号ホ(第十九条 第一号リのバルク 容器の緊急連絡 先)	十 バルク容器の緊急連 絡先の掲示状況を目視に より検査する。

十一 第五十四条 第一号 (第十九条) 第二号ホ (第十九条) 第三号ホ (第十九条) 第一号ヌ (第十九条) 第二号ホ (第十九条) 第二号ル (第十九条) ク容器のスカート 又はサドル等の基 礎への設置)	十一 バルク容器の腐 を防止する措置)
十二 第五十四条 第一号 (第十九条) 第二号ホ (第十九条) 第二号ル (第十九条) ク容器のスカート 又はサドル等の基 礎への設置)	十二 バルク容器のスカ ート又はサドル等を目視 により検査する。
十三 第五十四条 第一号 (第十九条) 第二号ホ (第十九条) 第二号ル (第十九条) 第一条ヲ (バルク容 器の設置方 法)	十三 バルク容器の設置 方法を目視及び図面によ り検査する。
十四 第五十四条 第一号 (第十九条) 第二号ホ (第十九条) 第二号ル (第十九条) 第一条ヲ (バルク容 器の設置方 法)	十四 バルク容器の自動 車等車両の接触防止措 置) 第五十四条 第一号 (第十九条) 第二号ホ (第十九条) 第二号ル (第十九条) 第一条ヲ (バルク容 器の自動車等 車両の接觸防止措 置)
十五 第五十四条 第一号 (第十九条) 第二号ホ (第十九条) 第二号ル (第十九条) 第一条ヲ (バルク容 器の安全弁の 放出管等)	十五 バルク容器の安全 弁の放出口管等の設置状 況を目視等により検査す る。
十六 第五十四条 第一号 (第十九条) 第一条イ (バル ク容器から第一種 保安物件及び第二 種保安物件までの 距離)	十六 バルク容器の外 面から第一種保安物件及び 第二種保安物件に対する 距離を巻尺その他の測定 器具を用いた測定により検 査する。ただし、当該測 定において、規定の距離 を満たしていることが目 視により容易に判定でき る場合に限り、目視によ る検査に替えることがで きる。
二十一 第五十四 条 (イ) の加熱試 験	二十一 加熱試験に合格 する構造壁又はこれと同 じ以上の性能を有する壁
二十二 第五十四 条 (イ) の加熱試 験	二十二 指定地域内のバ ルク貯槽の地盤面下への 埋設状況を目視により検 査する。
二十三 第五十四 条 (イ) の加熱試 験	二十三 バルク貯槽の外 面から火気を取り扱う施 設までの距離を巻尺その 他の測定器を用いた測定 により検査する。ただし、 当該測定において、規定 の距離を満たしているこ とが目視により容易に判 定できる場合に限り、目 視による検査に替えるこ とができる。なお、規定 の距離を確保することが できないものであって、 当該バルク貯槽と火気を 取り扱う施設との間に漏 えいした液化石油ガスが 流動することを防止する ための措置を講じている ものについては、当該措 置の状況を目視及び図面 により検査する。
二十四 第五十四 条 (イ) の加熱試 験	二十四 バルク貯槽の防 火設備
二十五 第五十四 条 (イ) の加熱試 験	二十五 バルク貯槽の安 全弁作動試験用器具 (槽の表示)
二十六 第五十四 条 (イ) の加熱試 験	二十六 バルク貯槽の液 槽の液面計
二十七 第五十四 条 (イ) の加熱試 験	二十七 バルク貯槽の過 充てん防止装置の設置状 況を図面等により検査し、 その機能を記録により検 査する。
二十八 第五十四 条 (イ) の加熱試 験	二十八 液取入弁のカッ ピング用液流出防止装 置の設置状況を目視によ り検査し、その機能を記 録により検査する。
二十九 第五十四 条 (イ) の加熱試 験	二十九 ガス取出弁及び ス放出防止器又は緊急遮 止器又は緊急遮断装置
三十 第五十四 条 (イ) の加熱試 験	三十 均圧弁に取り付け たカッピングの設置状 況を目視により検査し、 その機能を記録により検 査する。
三十一 第五十四 条 (イ) の加熱試 験	三十一 バルク貯槽のブ ロテクタ
三十二 第五十四 条 (イ) の加熱試 験	三十二 バルク貯槽の周 囲から火気厳禁等の朱書 の状況を目視により検 査する。

三十三 第五十四条 第二号ホ (第十一 九第三号ハ (1 0)のバルク貯槽 の緊急連絡先)	三十三 バルク貯槽の緊 急連絡先の掲示状況を目 視により検査する。
三十四 第五十四 条第二号ホ (第十 九第三号ハ (1 1)のバルク貯 槽の設置方法)	三十四 バルク貯槽の腐 食しよくを防止す る措置)
三十五条 第五十四 条第二号ホ (第十 九第三号 (1 2)のバルク貯槽 の支柱又はサドル の取付け)	三十五条 バルク貯槽の支 柱又はサドルを目視及び 図面により検査する。
三十六条 第五十四 条第一号及び第二 号ホ (第十九条第 四号のバルク容器 、バルク貯槽及び 附属機器の気密性 能)	三十六 バルク容器、バ ルク貯槽及び附属機器に ついて、漏えい試験用設 備を用いた漏えい試験又 はその記録により検査す る。
三十七 第五十四 条第一号及び第二 号ホ (第十九条第 五号のガス漏れ檢 知器及びその漏え い警報を常時監視 するシステム)	三十七 バルク容器又は バルク貯槽のプロテクタ ー内に設けたガス漏れ檢 知器及びその漏えい警報 を常時監視するシステム の設置状況を目視、図面 及びその記録により検査 する。
三十八 第五十四 条第一号及び第二 号ホ (第十九条第 六号の液状のガス が滞留しにくい措 置)	三十八 液状の液化石油 ガスが滞留しにくい措 置の状況を目視及び図面 等により検査する。
三十九 第五十四 条第二号ホ (第十 九第三号 (1 1)のバルク貯 槽の設置方法)	三十九 バルク貯槽の設 置方法を目視及び図面 により検査する。
四十 第五十四条 第二号ヘ (第十九 条第三号ニ (2) のバルク貯槽の自 動車等車両の接触 防止措置)	四十 バルク貯槽の自動 車等車両の接触防止措置
四十一 第五十四 条第二号ヘ (第十 九第三号ニ (2) のバルク貯槽の自 動車等車両の接触 防止措置)	四十一 バルク貯槽と基 礎との固定状況を目視及 び図面により検査する。
四十二 第五十四 条第二号ヘ (第十 九第三号ニ (2) のバルク貯槽の接 地)	四十二 バルク貯槽の接 地状況を目視及び図面に より検査する。
四十三 第五十四 条第二号ト (第十 九第三号ニ (2) のバルク貯槽の安 全弁の放出管等)	四十三 バルク貯槽の安 全弁の放出管等の設置状 況を目視等により検査す る。
四十四 第五十四 条第二号ト (第十 九第三号ニ (2) のバルク貯槽の埋 設深さ)	四十四 バルク貯槽の埋 設深さを目視及び図面に より検査する。
四十五 第五十四 条第二号ト (第十 九第三号ホ (1) のバルク貯槽の自 動車等車両の乗入れ防 止措置)	四十五 バルク貯槽の自 動車等車両の乗入れ防止 措置状況を目視及び図面 により検査する。
四十六 第五十四 条第二号ト (第十 九第三号ホ (1) のバルク貯槽の浮 き上り防止措置)	四十六 バルク貯槽の浮 き上り防止措置を図面 により検査する。
四十七 第五十四 条第二号ト (第十 九第三号ホ (1) のバルク貯槽の埋 設に用いる土又は砂を 目視等により検査する。	四十七 バルク貯槽の埋 設に用いる土又は砂を 目視等により検査する。
四十八 第五十四 条第三号 (第十八 条第七号のバルブ 、集合装置及び供 給管の腐しよく防 止措置)	四十八 バルク貯槽の漏 えい試験
四十九 第五十四 条第三号 (第十八 条第六号のバルブ 、集合装置及び供 給管の腐しよく防 止措置)	四十九 バルク貯槽の漏 えい試験
五十 第五十四条 第二号ト (第十九 条第三号ホ (7) のバルク貯槽の標 識杭)	五十 バルク貯槽の標 識杭を目視及び図面に より検査する。
五十一 第五十四 条第三号 (第十八 条第四号の貯蔵設 備、気化装置及び 調整器の供給能 力)	五十一 プロテクターの断 熱材を図面により検査す る。
五十二 第五十四 条第三号 (第十八 条第五号のバルブ 、集合装置、供給 管及びガス栓の欠 陥)	五十二 バルブ、集合裝 置、供給管及びガス栓に 使用上支障のある腐しよ く、割れ等の欠陥がない ものであることを目視に より検査する。
五十三 第五十四 条第三号 (第十八 条第六号のバルブ 、集合装置及び供 給管の腐しよく防 止措置)	五十三 バルブ、集合裝 置及び供給管の腐しよ く記録等により検査する。
五十四 第五十四 条第三号 (第十八 条第五号のバルブ 、集合装置及び供 給管の腐しよく防 止措置)	五十四 バルブ、集合裝 置及び供給管に使用され ている材料を記録又は図 面により検査する。
五十五 第五十四 条第三号 (第十八 条第二十号の調 整器の耐圧性能及 び気密性能)	五十五 バルブ、集合裝 置、気化装置及び供 給管について、漏えい試 験設
五十六 第五十四 条第二十号 (第十八 条第二十号の調 整器の耐圧性能及 び気密性能)	五十六 気化装置に使用 される割れ等の欠陥がない ものであることを目視及び 記録により検査する。
五十七 第五十四 条第三号 (第十八 条第二十号の調 整器の耐圧性能及 び気密性能)	五十七 気化装置につい て耐圧試験設備を用いた ことの記録により検査す る。
五十八 第五十四 条第三号 (第十八 条第十九号ニの氣 化装置の構造)	五十八 氣化装置の構造 が直火で直接液化石油ガ スを加熱する構造でない ことを目視及び図面によ り検査する。
五十九 第五十四 条第三号 (第十八 条第十九号ニの氣 化装置の液化石油ガ スの流出を防止す る措置)	五十九 氣化装置の液化 石油ガスの流出を防止す る措置について目視及び 図面により検査する。
六十 第五十四条 条第三号 (第十八 条第十九号ニの氣 化装置の温水部の凍 結防止措置)	六十 氣化装置の温水部 の凍結防止の措置状況を 目視、図面及び記録によ り検査する。
六十一 第五十四 条第三号 (第十八 条第二十号イの調 整器の欠陥及び液 化石油ガスへの適 合)	六十一 調整器に使用上 支障のある腐しよく、割 れ等の欠陥がないもので あること及び消費する液 化石油ガスに適合したも のであることを目視によ り検査する。
六十二 第五十四 条第三号 (第十八 条第二十号の調 整器の耐圧性能及 び気密性能)	六十二 (1) 調整器 (二段式減 圧用二次側のものを除く )の高圧部について耐圧 試験設備を用いた二・六 メガパスカル以上の圧力 で行う耐圧試験又はその 記録により検査し、耐圧 性能の確認後の組立状態 において、気密試験用設

六十六 第五十四  
条第四号ロの二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器との間に設置される管の耐圧試験  
六十七 第五十四  
条第二号チ(1)  
の埋設するバルク貯槽  
六十八 第五十四  
条第二号チ(2)  
の貯槽間の距離

二・六メガパスカル以上  
の圧力で行う耐圧試験又  
はその記録により検査す  
る。

六十六 二段式減圧用一  
次側調整器と二次側調整  
器の間に設置される管に  
ついて、耐圧試験設備を  
用いた〇・八メガパスカ  
ル以上の圧力で行う耐圧  
試験又はその記録により  
検査する。

六十七 埋設するバルク  
貯槽の設置状況を図面及  
び記録により検査する。

六十八 バルク貯槽の外  
面から他の貯槽又はバル  
ク貯槽若しくは酸素の貯  
蔵設備までの距離を巻尺  
その他の測定器を用いた  
測定により検査する。た  
だし、当該測定において、  
規定の距離を満たしてい  
ることが目視により容易  
に判定できる場合に限り、  
目視による検査に替える  
ことができる。

六十九 バルク貯槽の基  
礎の状況を記録又は図面  
により検査し、バルク貯  
槽の支柱又は底部と基礎  
の緊結状態を目視及び図  
面により検査する。

七十 バルク貯槽及びそ  
の支柱について、その構  
造の耐熱性及び冷却用散  
水装置その他の冷却装置  
の設置状況を目視及び記  
録により検査し、当該冷  
却装置の機能を作動試験  
又はその記録により検査  
する。

七十一 バルク貯槽の静  
電気を除去する措置の状

別表第四	備考	電気を除去 置
検査項目	第五 五 十 一 號	七十二 第二号チ の耐震設 計の耐震に 能
一 第六十 四条第一項 第三号の液 化石油ガス の通る部分 の気密試験	第六十一 第一条第一項 第一号の充 てん設備の 貯藏設備	七十二 第二号チ の耐震設 計の耐震に 能
二 第六十 四条第一項 第二号の液 化石油ガス の通る部分 の耐圧試験	第六十一 第一条第一項 第二号の液 化石油ガス の通る部分 の耐圧試験	七十二 第二号チ の耐震設 計の耐震に 能

<p><b>五十四</b>  <b>(6)</b>  <b>構造物</b>  <b>する性</b></p> <p>十四条に規定する基準にかかるべき五条の規定により経済産業大臣が定にかかるわらず、経済産業大臣がをもつて完成検査の方法とする。</p>	<p><b>七十二</b>  <b>耐震設計構造物</b>  <b>能を有すること</b>  <b>視、</b>  <b>する。</b></p> <p>況を目視及び記録により検査する。</p>
<p><b>七十一條、第八十四條関係</b></p> <p>完成検査及び保安検査の方法</p> <p>規格を刻印又は標章により検査する。</p>	<p>充てん設備に設けた容器について、耐圧試験用設備を用いた常用の圧力の一・五倍以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。ただし、保安検査においては、当該部分を目視及び非破壊検査設備による検査又はその記録により欠陥の有無を確認し、その結果、割れきず、腐食等の欠陥がないか、又は欠陥があつてもグラインダー加工のみで措置できる軽微なものであつて、当該欠陥の補修部の非破壊検査設備による検査で異常のないことが確認された場合は、この限りでない。</p> <p>三 液化石油ガスの通する部分について、耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。ただし、保安検査においては、運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧試験の確認後の組立状態において、気密試験用設備による常用の圧力以上で行う気密</p>

四 第六十 四 第一項 第四号の液 化石油ガス の通る部 分 の肉厚	四 第六十 四 第一項 第四号の液 化石油ガス の通る部 分 の肉厚	四 第六十 四 第一項 第五号のボ ンプ又は圧 縮機のスイ ッチ	四 第六十 四 第一項 第六号のボ ンプ又は圧 縮機を駆動 させる発電 機	四 第六十 四 第一項 第七号の充 てん設備の 安全継手	四 第六十 四 第一項 第八号の先 端までの距 離を卷尺そ の他	四 第六十 四 第一項 第九号の充 てん設備の 安全継手	四 第六十 四 第一項 第十号の充 てん設備の 安全継手	四 第六十 四 第一項 第十号の充 てん設備の 安全継手	四 第六十 四 第一項 第十号の充 てん設備の 安全継手
試験又はその記録により検査す る。	肉厚を非破壊検査設備等肉厚測 定用器具を用いた測定又はその 記録により検査する。ただし、 保安検査における肉厚測定は、 条件の異なる場所ごとに最も肉 厚の減少しやすい箇所について 数点以上行う。	圧縮機は遠隔操作ができるもの であることを目視及び図面によ り検査する。	充てんのためのポンプ又は 圧縮機を駆動させる発電機は、 火花を発生しない機構であるこ とを図面等により検査する。	充てんホースの設置状況を 目視により検査し、当該充てん ホースの規格を記録等により検 査する。	充てんホースの先端から安 全継手までの距離を卷尺そ の他の測定器具を用いた測定により 検査し、当該安全継手の機能を 作動試験又はその記録により検 査する。	カップリング用液流出防止 装置の設置状況を目視により検 査し、当該カップリング用液流 出防止装置の機能を記録により 検査する。	均圧ホース及びカップリン グの設置状況を目視により検査 し、当該均圧ホースの規格及び	均圧ホース及びカップリン グの設置状況を目視により検査 し、当該均圧ホースの規格及び	均圧ホース及びカップリン グの設置状況を目視により検査 し、当該均圧ホースの規格及び

均圧ホース 、安全継手 及びカップ リング	当該カップリングの機能を記録等により検査する。また、均圧ホースの先端から安全継手までの距離を卷尺その他測定器具を用いた測定により検査し、当該安全継手の機能を動作試験又はその記録により検査する。
十一 第六 十四条第一項第十一号 及び第十二号の充てん設備の緊急遮断装置	十一 充てん設備の容器及び配管に設けた緊急遮断装置の設置状況を目視又は図面により検査し、当該緊急遮断装置の機能を動作試験又はその記録により検査する。
十二 第六 十四条第一項第十三号の充てん設備の液面計	十二 充てん設備の容器に設けた液面計の設置状況を目視等により検査する。
十三 第六 十四条第一項第十四号の充てん設備の温度計	十三 充てん設備の容器に設けた温度計の設置状況を目視等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。
十四 第六 十四条第一項第十五号の充てん設備の圧力計	十四 充てん設備の液化石油ガスの通る部分に設けた圧力計の設置状況を目視等により検査し、当該圧力計の精度を確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。
十五 第六 十四条第一項第十六号の充てん設備の誤発進防止装置	十五 誤発進防止装置の設置状況を目視及び図面により検査し、当該誤発進防止装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十六 第六 十四条第一項第十七号の充てん設備の緊急停止スイッチ	十六 緊急停止スイッチの設置状況を目視及び図面により検査し、当該緊急停止スイッチの機能を作動試験又はその記録により検査する。
十七 第六 十四条第一項第十八号の充てん設備の緊急停止スイッチ	十七 充てんを自動的に停止する装置の設置状況を目視及び図面により検査する。

項第十八号の充てんを自動的に停止する装置	面により検査し、当該充てんを自動的に停止する装置の機能を動作試験又はその記録により検査する。
項第十九号の充てん設備の警戒標	項第十八号の充てん設備の本拠の所在地の警戒標の設置状況を目視により検査する。ただし、保安検査においては、警戒標の設置状況及び維持管理状況を目視により検査する。
口 第十四 条第二号の第一種施設距離及び第二種施設距離	充てん設備の使用の本拠の所在地の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を卷尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
ハ 第十四 条第三号の障壁	充てん設備の使用の本拠の所在地の障壁の設置状況を目視、図面及び記録により検査する。
ニ 第十四 条第五号の液化石油ガスが滞留しない構造	充てん設備の使用の本拠の所在地の液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しない構造であることを目視により検査し、必要に応じ図面及び記録又は卷尺その他の測定器を用いた測定により検査する。

式製造設備である製造施設の場合に限る。)による。	備考 第六十四条に規定する基準にかかるらず、第七十三条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査又は保安検査の方法については、この表の規定にかかるわらず、経済産業大臣が認めたものをもつて完成検査又は保安検査の方法とする。
--------------------------	--